

日医発第 515 号(情シ)

令和 7 年 7 月 1 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人日本医師会

会長 松本 吉郎

(公 印 省 略)

令和 7 年賃金構造基本統計調査の実施に係る協力依頼について

日頃より、大変お世話になっております。

厚生労働省で実施している「賃金構造基本統計調査」(統計法に基づく基幹統計調査)は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数別に明らかにするもので、昭和 23 年以来毎年実施しています。

この度、「別紙写」にて協力方要請があり、本会は従来通り協力することと致しました。

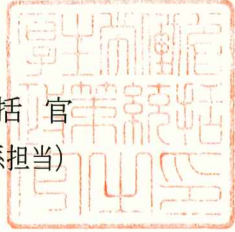
つきましては、都道府県医師会におかれましては本調査にご協力方よろしくご高配賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 本会宛ての調査協力依頼文書
2. 調査計画
3. 調査票
4. 調査票記入要領
5. 挨拶状
6. 広報文サンプル等

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省 政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)



令和 7 年賃金構造基本統計調査の実施に係る協力依頼について

厚生労働省において実施しております賃金構造基本統計調査につきましては、例年、特段のご配慮、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この調査は、我が国の労働者の賃金等の実態を明らかにすることを目的として昭和 23 年より毎年実施しており、民営及び公営の事業所のうち、無作為に抽出した事業所を調査の対象としております。

また、調査結果につきましては、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、各種の政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしており、国の実施する最も重要な統計のひとつとして、統計法に基づく「基幹統計」に指定されております。

本年も、別添 1「調査計画」及び別添 2「調査票」に基づき、令和 7 年 6 月分の賃金等について調査することとしております。つきましては、貴団体参加企業の事業所が調査の対象になった場合には、この調査の趣旨、重要性をご理解いただき、円滑な実施に格別のご配慮をお願い申し上げます。

参考として、調査対象事業所に配布する「記入要領」及び「挨拶状」を添付いたします。

また、広報文の原稿を用意いたしましたので、周知等にあたりご活用ください。

今後とも、賃金構造基本統計調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

* 賃金構造基本調査の内容、記入方法などについてはホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/detail/index.html>

賃金構造 事業所

検索



【担当】

厚生労働省 政策統括官(統計・情報システム管理、労使関係担当) 付

参事官付 賃金福祉統計室 賃金第三係 湊 西井 永野

電話番号：03-5253-1111 (内線 7658, 7659)

メールアドレス：chinkou@mhlw.go.jp

I 調査計画

1 調査の名称

賃金構造基本統計調査

2 調査の目的

この調査は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲 (■全国 □その他) (注) 別表の1に掲げる地域を除く。

(2) 属性的範囲 (□個人 □世帯 ■事業所 □企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他)

ア 事業所

日本標準産業分類による「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）に属する事業所であって、次に掲げる事業所

(ア) 常用労働者10人以上を雇用する事業所（民営の事業所及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第1号に規定する行政執行法人又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第3号に規定する地方公営企業等に係る事業所に限る。）

(イ) 常用労働者5人以上9人以下を雇用する事業所（民営の事業所であって、常用労働者5人以上9人以下を雇用する企業に属する事業所に限る。）

イ 労働者

上記事業所に雇用される労働者（船員法（昭和22年法律第100号）第1条の規定による船員を除く。）

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

ア 事業所 約8万事業所（母集団の大きさ：約150万事業所）

イ 労働者 約170万人（母集団の大きさ：約4,300万人）

(注) 母集団の大きさについては、いずれも事業所母集団データベースによる。

(2) 報告者の選定方法 (□全数 ■無作為抽出 (■全数階層あり) □有意抽出)

事業所を第1次抽出単位、労働者を第2次抽出単位とする層化二段抽出法を用いている。

ア 事業所

調査実施時期に利用可能な最新の事業所母集団データベースによる事業所名簿に基づき、都道府県、産業、事業所規模別に層化無作為抽出により選定する（母集団事業所数が少ない層については、精度を確保するために全数を調査する場合がある。）。

イ 労働者

アの事業所に雇用される労働者から無作為抽出により事業主が選定する。

(3) 報告義務者

調査事業所の事業主。ただし、厚生労働大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」という。）に属する調査事業所にあつては、一括調査企業を代表する者（以下「一括調査企業の報告義務者」という。）。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

ア 事業所に係る事項

① 事業所の名称及び所在地並びに法人番号

② 主要な生産品の名称又は事業の内容

③ 事業所の雇用形態別労働者数

④ 企業全体の常用労働者数

イ 労働者に係る事項

① 性

② 雇用形態

③ 就業形態（常用労働者に限る。）

④ 最終学歴（常用労働者に限る。）

⑤ 新規学卒者への該当性（一般労働者に限る。）

- ⑥ 年齢
- ⑦ 勤続年数（常用労働者に限る。）
- ⑧ 役職（常用労働者 10 人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者であって、別表の 2 に掲げる役職のものに限る。）
- ⑨ 職種
- ⑩ 経験年数（常用労働者 10 人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）
- ⑪ 実労働日数
- ⑫ 所定内実労働時間数
- ⑬ 超過実労働時間数
- ⑭ きまって支給する現金給与額
- ⑮ 超過労働給与額
- ⑯ 昨年 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額（常用労働者に限る。）
- ⑰ 在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の上欄（特定技能の在留資格にあつては、2 の表の特定技能の項の下欄に掲げる第 1 号又は第 2 号の区分を含む。）及び別表第 2 の上欄の在留資格をいう。以下この号において同じ。）（外国人（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者及び出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 1 の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者を除く。）である常用労働者に限る。）

〔集計しない事項の有無〕 □無 ■有

- ・事業所の名称及び所在地については、調査票配布の他、回答状況の確認や督促・疑義照会の際に用いるとともに、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。
- ・法人番号については、事業所母集団データベースを充実させるために用いられるほか、調査票情報の二次的な利用の一環として、他の統計調査とのデータ接続を行う際に用いられる場合が考えられるものであり、集計は行わない。
- ・主要な生産品の名称又は事業の内容については、産業分類に関する疑義照会の際に用いるものであり、集計は行わない。

（2）基準となる期日又は期間

調査実施年の 6 月 30 日現在（給与締切日の定めがある場合には、6 月の最終の給与締切日現在）の状況。ただし、（1）に掲げる事項のうち、イの⑪ 実労働日数、⑫ 所定内実労働時間数、⑬ 超過実労働時間数、⑭ きまって支給する現金給与額及び⑮ 超過労働給与額については、6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間（給与締切日の定めがある場合には 6 月の最終の給与締切日以前 1 箇月間）、⑯ 昨年 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額については、調査を実施する年の前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間（調査を実施する年の前年の 1 月 2 日以降において雇用された調査労働者のうち、7 月 1 日以前に雇用されたものについては、雇用の日から 1 年間、7 月 2 日以降に雇用されたものについては、雇用の日から調査を実施する年の 6 月 30 日までの期間）の状況。

6 報告を求めるために用いる方法

（1）調査系統

ア 一括調査企業に属する調査事業所

（ア）調査票の配布

厚生労働省 — 民間事業者 — 報告者

（イ）調査票の回収

（オンライン調査以外）

厚生労働省 — 民間事業者 — 報告者

（オンライン調査）

厚生労働省 — 報告者

イ 一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所

（ア）調査票の配布

厚生労働省 — 報告者

（イ）調査票の回収

（オンライン調査以外）

厚生労働省 — 都道府県労働局 — （労働基準監督署） — （調査員・職員） — 報告者

（オンライン調査）

厚生労働省 — 報告者

(2) 調査方法

- 郵送調査 ■オンライン調査 (■政府統計共同利用システム □独自のシステム □電子メール)
■調査員調査 ■その他(職員)

[調査方法の概要]

ア 統計調査員

調査の事務に従事させるため、統計調査員をおく。

(ア) 統計調査員は、都道府県労働局長が任命する。

(イ) 統計調査員は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、調査事業所の事業主に対する必要な指導、調査票の収集、審査その他調査の実施に伴う事務に従事する。

イ 調査票の配布及び回収

調査票の配布は、一括調査企業にあっては厚生労働省が業務を委託する民間事業者（以下「民間事業者」という。）から、一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所にあっては厚生労働省から、それぞれ報告義務者あて調査票を郵送することにより行う。

調査票の回収は、次の①から③の提出方法のうち報告義務者が選択した方法により行う。この場合、調査票の提出先及び審査を行う機関は、それぞれ下表の区分のとおりとする。

①記入済み調査票を郵送する方式

②インターネットを利用したオンライン報告方式（政府統計共同利用システムを利用する。）

③調査票の様式により記入した光ディスクを郵送する方式（光ディスクについては、調査事業所の名称（一括調査企業にあっては一括調査企業の名称）等必要な事項を記載した書面を貼り付けることとする。）

区分	提出方法	提出先	審査を行う機関
一括調査企業※1	①記入済み調査票を郵送する方式	民間事業者	民間事業者
	②インターネットを利用したオンライン報告方式	厚生労働大臣	民間事業者
	③調査票の様式により記入した光ディスクを郵送する方式	民間事業者	民間事業者
一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所	①記入済み調査票を郵送する方式	都道府県労働局長又は労働基準監督署長	都道府県労働局長※2
	②インターネットを利用したオンライン報告方式	厚生労働大臣	厚生労働大臣（民間事業者に委託して行うことができる。）
	③調査票の様式により記入した光ディスクを郵送する方式	都道府県労働局長又は労働基準監督署長	厚生労働大臣（民間事業者に委託して行うことができる。）

※1 一括調査企業の報告義務者は、傘下の調査事業所に係る全ての調査票に記入する。

※2 労働基準監督署長あてに提出された調査票については、労働基準監督署長が審査・取りまとめ後都道府県労働局長に提出することとし、都道府県労働局長はこれを審査する。

ただし、調査票又は光ディスクの内容審査を厚生労働大臣以外の機関が行う場合は、各機関は厚生労働大臣の定める期限までに内容審査が完了した調査票又は光ディスクを取りまとめ、厚生労働大臣に提出することとし、厚生労働大臣はこれを審査する。

また、調査票の回収は、原則として上記方法により行うものとするが、都道府県労働局長が必要と認める場合は、都道府県労働局若しくは労働基準監督署の職員又は統計調査員が調査票を収集するものとする。

ウ 立入検査

調査に従事する職員及び統計調査員は、統計法（平成19年法律第53号）第15条第1項の規定により、調査のため、必要な場所に立ち入り、調査事項について帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

□1回限り □毎月 □四半期 ■1年 □2年 □3年 □5年 □不定期 □その他（ ）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年7月1日から7月31日まで実施する。報告義務者は、調査票又は光ディスクを調査実施年の7月31までに提出する（提出先は6（2）イのとおり。）。

8 集計事項

別紙「賃金構造基本統計調査 集計事項」を参照

9 調査結果の公表の方法及び期日

- (1) 公表の方法 (■e-Stat □インターネット (e-Stat以外) ■印刷物 □閲覧)

- (2) 公表の期日

一次集計結果は調査実施翌年の1月までに、二次集計結果の概況は調査実施翌年の3月までに、e-Stat及び厚生労働省ホームページに掲載する。その後、調査実施翌年の6月までに、二次集計結果の詳細をe-Statに掲載するとともに、その一部を掲載した報告書（印刷物）を刊行する。

10 使用する統計基準等

- ☐使用する→☒日本標準産業分類 ☒日本標準職業分類 ☐その他（ ）

- ☐
- 使用しない

調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別表章においては、日本標準産業分類を使用する。また、職種別表章においては、日本標準職業分類に基づき設定した別表の3に掲げる職種区分を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

	保存期間	保存責任者
記入済み調査票又は光ディスクの内容	調査実施年の６月３０日から２年間	厚生労働省賃金福祉統計官
調査票又は光ディスクの内容を収録した電磁的記録	永年	厚生労働省政策統括官付参事官 (企画調整担当)

12 立入検査等の対象とすることができる事項

「5 (1) 報告を求める事項」に掲げる事項

別表

1 除外される地域

北海道	奥尻郡、苫前郡羽幌町のうち大字天売及び大字焼尻、礼文郡、利尻郡
東京都	利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
長崎県	佐世保市のうち宇久町、西海市のうち崎戸町江島及び崎戸町平島、北松浦郡のうち小値賀町
鹿児島県	西之表市、薩摩川内市のうち鹿島町、上甕町、里町及び下甕町、鹿児島郡、熊毛郡、大島郡瀬戸内町のうち大字与路、大字池地及び大字請阿室、大島郡のうち喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町
沖縄県	島尻郡のうち渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村及び久米島町、宮古郡、八重山郡

※この表に掲げる名称は、平成31年3月1日時点における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

2 調査する役職

部長級	課長級	係長級	職長級	その他の役職
-----	-----	-----	-----	--------

3 調査する職種

管理的職業従事者 研究者 電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く） 機械技術者 輸送用機器技術者 金属技術者 化学技術者 建築技術者 土木技術者 測量技術者 システムコンサルタント・設計者 ソフトウェア作成者 その他の情報処理・通信技術者 他に分類されない技術者 医師 歯科医師 獣医師 薬剤師 保健師 助産師 看護師 准看護師 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，視能訓練士 歯科衛生士 歯科技工士 栄養士 その他の保健医療従事者 保育士 介護支援専門員（ケアマネージャー） その他の社会福祉専門職業従事者 法務従事者 公認会計士，税理士 その他の経営・金融・保険専門職業従事者 幼稚園教員，保育教諭 小・中学校教員

高等学校教員
大学教授（高専含む）
大学准教授（高専含む）
大学講師・助教（高専含む）
その他の教員
宗教家
著述家，記者，編集者
美術家，写真家，映像撮影者
デザイナー
音楽家，舞台芸術家
個人教師
他に分類されない専門的職業従事者
庶務・人事事務員
企画事務員
受付・案内事務員
秘書
電話応接事務員
総合事務員
その他の一般事務従事者
会計事務従事者
生産関連事務従事者
営業・販売事務従事者
外勤事務従事者
運輸・郵便事務従事者
事務用機器操作員
販売店員
その他の商品販売従事者
販売類似職業従事者
自動車営業職業従事者
機械器具・通信・システム営業職業従事者（自動車を除く）
金融営業職業従事者
保険営業職業従事者
その他の営業職業従事者
介護職員（医療・福祉施設等）
訪問介護従事者
看護助手
その他の保健医療サービス職業従事者
理容・美容師
美容サービス・浴場従事者（美容師を除く）
クリーニング職，洗張職
飲食物調理従事者
飲食物給仕従事者
航空機客室乗務員
身の回り世話従事者
娯楽場等接客員
居住施設・ビル等管理人
その他のサービス職業従事者
警備員
その他の保安職業従事者
農林漁業従事者
製銑・製鋼・非鉄金属製錬従事者
鋳物製造・鍛造従事者
金属工作機械作業従事者
金属プレス従事者
鉄工，製缶従事者
板金従事者
金属彫刻・表面処理従事者

金属溶接・溶断従事者
その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）
化学製品製造従事者
窯業・土石製品製造従事者
食料品・飲料・たばこ製造従事者
繊維・衣服・繊維製品製造従事者
木・紙製品製造従事者
印刷・製本従事者
ゴム・プラスチック製品製造従事者
その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）
はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者
電気機械器具組立従事者
自動車組立従事者
その他の機械組立従事者
はん用・生産用・業務用機械器具・電気機械器具整備・修理従事者
自動車整備・修理従事者
その他の機械整備・修理従事者
製品検査従事者（金属製品）
製品検査従事者（金属製品を除く）
機械検査従事者
画工，塗装・看板制作従事者
製図その他生産関連・生産類似作業従事者
鉄道運転従事者
バス運転者
タクシー運転者
乗用自動車運転者（タクシー運転者を除く）
営業用大型貨物自動車運転者
営業用貨物自動車運転者（大型車を除く）
自家用貨物自動車運転者
その他の自動車運転従事者
航空機操縦士
車掌
他に分類されない輸送従事者
発電員，変電員
クレーン・ウインチ運転従事者
建設・さく井機械運転従事者
その他の定置・建設機械運転従事者
建設躯体工事従事者
大工
配管従事者
その他の建設従事者
電気工事従事者
土木従事者，鉄道線路工事従事者
ダム・トンネル掘削従事者，採掘従事者
船内・沿岸荷役従事者
その他の運搬従事者
ビル・建物清掃員
清掃員（ビル・建物を除く），廃棄物処理従事者
包装従事者
他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者

統計法に基づく
基幹統計調査

秘

賃金構造基本統計調査 調査票



1. 6月30日現在又は6月1日から6月30日までの期間の状況について記入してください。
2. 調査票の記入に当たっては、「調査票記入要領」をよくお読みください。
3. 調査票の記入事項で該当区分のあるものは、該当する番号を1つだけ○で囲んでください。

都道府県 番号	事業所一連番号				産業分類番号		

事業所の 名称及び 所在地									
法人番号									

記入担当者氏名及び連絡先	
連絡先 電話番号	() — (内線 番)
主要な生産品の名称又は事業の内容	

区分		労働者数	抽出率
事業所の 常用労働者数	正社員・正職員	男女計	常用労働者
	貴事業所において 正社員・正職員 とする者	うち、 女	1
正社員・正職員 以外		男女計	
常用労働者とは、 ・期間を定めず に雇われている 労働者 又は ・1か月以上の 期間を定めて 雇われている 労働者 をいいます。	常用労働者のうち 「正社員・正職員」以外の者	うち、 女	
事業所の臨時労働者数			臨時労働者
常用労働者に該当しない労働者 〔日々又は1か月未満の期間を定めて 雇われている労働者〕			1

企業全体の 常用労働者 数	5000人 以上	1
	1000～ 4999人	2
	500～ 999人	3
	300～ 499人	4
	100～ 299人	5
	30～ 99人	6
	10～ 29人	7
貴事業所が 属する企業 全体（本 社、支社、 工場、営業 所等）の常 用労働者の 総数をいい ます。	5～ 9人	8

この調査は、統計法に基づく幹統計を作成するために行う調査です。

この調査の対象となった事業所の方々は統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

※この欄は最後にご記入ください

記入労働者数 ※下の表部分 (2. 労働者に係 る事項)に記入し た人数(2枚目以 降を含みます)を 記入してくださ い。	常用 労働 者	正社員・ 正職員 (男女計)	
		正社員・ 正職員以外 (男女計)	
	臨時労働者		

[illegible]

令和7年賃金構造基本統計調査

調査票 記入要領



政府統計

このマークは、統計法に基づく国の統計調査であることを示し、提出いただいた調査票情報の秘密の保護に万全を期すことをお約束するものです。

賃金構造基本統計調査は国の最も重要な統計調査（「基幹統計」）の1つです

厚生労働省が毎年7月に実施するこの調査は、労働者の性、年齢、学歴、職種、雇用形態などの属性別にみたわが国の賃金の実態を明らかにするため、特に重要な統計調査（「基幹統計」）として法律（統計法）に基づき実施する調査です。

調査票の記入内容は統計法に基づき保護されます

統計法により、基幹統計は調査項目に回答する義務（報告義務）が定められています。一方、安心して調査に協力できるように、調査員をはじめとする調査関係者に対しては、調査で知り得た情報を漏らしてはならないことが義務付けられており、回答いただいた調査票情報は集計して統計を作成する目的のみに使用され、税金徴収や監督指導の目的で利用することはありません。

オンラインによる回答も可能です。

調査の内容、調査票の記入方法などについてのお問い合わせ

- ① オンライン回答に関するお問い合わせ

厚生労働省賃金構造基本統計調査事務局（連絡先は、ホームページをご参照下さい）

- ② ①以外のお問い合わせ

宛名シート下部に記載の労働局

（一括調査企業は、厚生労働省賃金構造基本統計調査事務局）

賃金構造 事業所

検索



※ホームページに「賃金構造基本統計調査 Q&A」を掲載しておりますのであわせてご参照ください。

目次

1

令和7年賃金構造基本統計調査について

1	令和7年賃金構造基本統計調査について	3
2	調査の回答方法	4
3	調査票の記入の仕方	5

2

調査の回答方法

3-1	事業所に係る事項	5
	「事業所の名称及び所在地」	5
	「法人番号」	5
	「記入担当者氏名及び連絡先」	5
	「主要な生産品の名称又は事業の内容」	5
	「事業所の常用労働者数、事業所の臨時労働者数」	6
	「企業全体の常用労働者数」	8
	「記入労働者数」	9
3-2	抽出労働者の選び方	9
	抽出労働者数	9
	無作為（ランダム）な選び方の具体例	10
3-3	労働者に係る事項	11

3

調査票の記入の仕方

	「(3)雇用形態」	11
	「(4)就業形態」	12
	「(5)最終学歴」	12
	「(6)新規学卒者」	12
	「(7)年齢」	12
	「(8)勤続年数」	12
	「(9)役職番号」	13
	「(10)職種番号」	13
	「(11)経験年数」	14
	「(12)実労働日数」	14
	「(13)所定内実労働時間数」	14
	「(14)超過実労働時間数」	14
	「(15)きまって支給する現金給与額」	15
	「(16)超過労働給与額」	16
	「(17)昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額」	16
	「(18)在留資格番号」	17
	「備考」	17

4

調査票の提出

4	調査票の提出	18
4-1	記入後の点検	18
4-2	提出	19

5

各種資料

5	各種資料	20
	資料1 労働者抽出率一覧表	20
	資料2 役職一覧と解説	23
	資料3 職種一覧と解説	25
	資料4 満年齢・勤続年数早見表	56

6

よくある質問・関係法令

6	よくある質問・関係法令	57
---	-------------	----

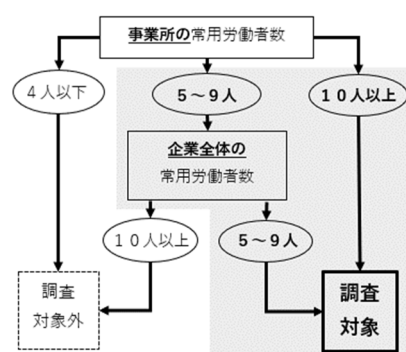
1 令和7年賃金構造基本統計調査について

1-1 調査の概要

主要産業に雇用される労働者について、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数などといった労働者の属性別にみたわが国の賃金の実態を、事業所の属する地域（都道府県）、産業、企業規模別に明らかにするため、国の最も重要な統計の一つとして法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定され、毎年7月に調査を実施しています。

1-2 調査対象

全国の事業所から一定の条件※¹のもと、毎年無作為に選んでいます。「事業所の常用労働者数※²の計が4人以下となる場合」、又は「事業所の常用労働者数の計が5人～9人であり、かつ企業全体※³の常用労働者数の計が10人以上となる場合」は調査の対象となりません。調査対象外の場合はお手数ですが、宛名シート下部に記載の労働局にご連絡ください。



※¹ 詳細は57ページ「6 よくある質問・関係法令」をご確認ください。

※² 「常用労働者」とは、期間を定めて雇われている労働者又は1か月以上の期間を定めて雇われている労働者を指し、パート、アルバイトなども含まれます。詳細は6ページをご確認ください。

※³ 「企業全体の常用労働者数」とは、貴事業所のほか、本社、支社、工場、営業所等を含めた常用労働者数です。詳細は8ページをご確認ください。

【回答は事業所単位で記入】

本調査は事業所ごとに調査を行っていますので、貴事業所のみの方についてご回答ください。例えば、貴事業所が本社の場合、本社以外の支社（支店）や営業所等で勤務している者は含めず、本社の方についてお答えください。

※ただし、調査票の「事業所に係る事項」のうち「企業全体の常用労働者数」は、支社（支店）や営業所等で勤務している者を含めた企業全体の人数をご記入ください。

【調査の対象期日、対象期間】

調査票の記入は、**6月30日現在**（給与締切日の定めがある場合には、6月における最終の給与締切日現在、6月に5月分の勤怠を算定して支給している場合（翌月払い）は下記をご参照ください）の状況をお答えください。また、月の実労働日数や給与額などは、6月分の給与として算定している1か月間の状況をお答えください。

*6月に5月分を算定して支給している場合（翌月払い）は、7月に支給する6月分についてお答えください（ホームページ掲載の「賃金構造基本統計調査 Q&A」をご参照ください。）。

*労働者に係る事項「(17) 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額」は、調査対象期間にかかわらず原則として昨年1年間の状況についてお答えください。

2 調査の回答方法

賃金構造基本統計調査は、1 インターネット（オンライン調査システム）、2 光ディスク（Excel 形式の調査票）、3 紙の調査票のいずれかの方法により回答いただくことができます。

2-1 インターネット(オンライン調査システム)

オンライン調査システムを利用して、インターネット回線を経由した回答を行うことができます。同封の「パスワード通知状」及び「オンライン調査システム利用手引」をお手元にご用意いただき、下記からオンライン調査システムにログインして、ご回答ください。

（オンライン調査システムの URL → <https://www.e-survey.go.jp>）

- エラーチェック機能により、記入漏れがないか確認することができます。
- 手書きでの記入や郵送事務は必要ありません。
- 7月1日から回答可能です。
- 回答の送信は、暗号化（TLS 方式）通信によって保護されています。
- オンライン調査システムは、1事業所あたりの抽出労働者数が600人まで、利用可能です。

2-2 光ディスク(CD・DVD)

厚生労働省ホームページから Excel 調査票をダウンロードして、データを入力後、光ディスクに保存して郵送により提出することができます。

（Excel 調査票ダウンロードの URL

→ <https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/detail/index.html>

厚生労働省ホームページ ＞ 統計情報・白書 ＞ 各種統計調査 ＞ 厚生労働統計一覧 ＞ 賃金構造基本統計調査 ＞ 賃金構造基本統計調査の対象事業所に選ばれた事業主の方へ ）

2-3 紙の調査票

【同封の調査票】

記入要領に沿って、手書きでご記入ください。文字が正しく判読できるよう丁寧な記入をお願いいたします。

【厚生労働省ホームページからダウンロードした調査票】

2-2 の URL から調査票をダウンロードしてご利用ください。Excel 形式のほか PDF 形式の調査票も掲載しております。データを入力後に印刷した調査票、印刷後に手書きでご記入いただいた調査票のいずれでもご提出いただけます。

ダウンロードした調査票には、都道府県番号・事業所一連番号・産業分類番号を転記してください。

3 調査票の記入の仕方

3-1 事業所に係る事項

黒又は青のボールペンで記入します。

記入を訂正した場合でも、**訂正印は不要**です。

ホームページに「**賃金構造基本統計調査 Q&A**」を掲載しておりますのであわせてご参照ください。

3-1-1 事業所の名称及び所在地～主要な生産品の名称又は事業の内容

都道府県 番号	事業所一連番号						産業分類番号				記入例
0	0	9	9	9	9	9	E	9	9	9	
1. 事業所に係る事項											
事業所の 名称及び 所在地	霞が関製パン株式会社 霞が関支店 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2										記入担当者氏名及び連絡先
											人事給与係 かすみ が せき たろう 霞が関 太郎
法人番号	6 0 0 0 0 1 2 0 7 0 0 0 1										連絡先 電話番号 (03) 5253-1111 (内線 7618 番)
											主要な生産品の名称又は事業の内容
										パン・和洋菓子の製造	

(注) 個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。マイナンバー（個人番号）の記入はしないでください。

- 都道府県番号・事業所一連番号・産業分類番号は、郵送した宛名シートと調査票にプレプリントしています。エクセル等で提出する場合はその番号をすべての調査票に転記します。
- 事業所に係る事項（上図の赤字囲み部分）は、2枚目以降の調査票には記入不要です。

「事業所の名称及び所在地」

社名変更や所在地変更等により、印字されている名称・所在地が異なっている場合は、変更前の名称・所在地を抹消し、変更後の名称・所在地を記入します。

「法人番号」

法人番号が印字されている場合は、印字内容に誤りがないか確認してください。

印字されている法人番号が誤っている又は未記入の場合は、国税庁から指定された1～9で始まる13桁の番号を記入してください。商業登記法に基づく会社法人等番号ではありません。

法人番号は支店や営業所ごとには指定されませんので、支店や営業所についても、各法人に指定された法人番号を記入します。

個人事業主の場合は法人番号の記入は不要です。マイナンバーを記入しないでください。

「記入担当者氏名及び連絡先」

調査票の記入内容について、回答方法別に労働局または厚生労働省賃金構造基本統計調査事務局（以下「事務局」という。）から照会する場合があります。

「主要な生産品の名称又は事業の内容」

具体的に記入してください。鉱業・製造業であれば、主要な生産品の名称も記入します。

(例) 砂利採取業、弁当の製造、コンビニエンスストア経営、不動産管理業、老人介護・福祉事業

3-1-2 事業所の常用労働者数～記入の常用労働者数

1 枚目

記入例

区分		労働者数	抽出率	
事業所の常用労働者数 常用労働者とは、 ・期間を定めずに 雇われている 労働者 又は ・1か月以上の 期間を定めて 雇われている 労働者 をいいます。	正社員・正職員 貴事業所において 正社員・正職員 とする者	男女計 30	常用労働者 1 —	
	正社員・正職員 以外 常用労働者のうち 「正社員・正職員」 以外の者	うち、 女 14		
		男女計 21		2
		うち、 女 13		
事業所の臨時労働者数 常用労働者に該当しない労働者 (日々又は1か月未満の期間を定めて 雇われている労働者)		2	臨時労働者 1 2	

企業全体の常用労働者数	5000人以上	1
貴事業所が 属する企業 全体(本 社、支社、 工場、営業 所等)の常 用労働者の 総数をい います。	1000～4999人	2
	500～999人	3
	300～499人	4
	100～299人	5
	30～99人	6
	10～29人	7
	5～9人	8

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々は統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

※この欄は最後にご記入ください

記入労働者数	常用労働者	正社員・正職員(男女計)	15
※下の表部分(2.労働者に係る事項)に記入した人数(2枚目以降を含みます)を記入してください。	正社員・正職員以外(男女計)	11	
	臨時労働者	1	

「事業所の常用労働者数」「事業所の臨時労働者数」

「事業所の常用労働者数」の欄には、正社員・正職員及び正社員・正職員以外のそれぞれの区分別に男女計及びそのうち女性の常用労働者数を記入します。

「事業所の臨時労働者数」の欄には、常用労働者に該当しない労働者(日々又は1か月未満の期間を定めて雇われている労働者)の男女計の数を記入します。

◆ 常用労働者とは

「期間を定めずに雇われている労働者」又は「1か月以上の期間を定めて雇われている労働者」をいいます。

- 事業所の常用労働者数の計が4人以下となる場合、又は事業所の常用労働者数の計が5人～9人であり、かつ企業全体の常用労働者数が10人以上となる場合は調査の対象となりません。宛名シート下部に記載の労働局、一括調査企業の場合は事務局にご連絡ください。

◆ 労働者として数えない者

- 次の者は貴事業所における常用労働者、臨時労働者の数には含めないでください。
事業主、役員※¹(取締役、理事等)、家族従業者、海外勤務者、出向・派遣されてきた労働者(直接の雇用関係がない者)※²※³、船員(船員法第1条の規定による)、完全歩合給の者

※¹役員、家族従業者であっても一般の従業者と同様の基準で給与が支払われている者は労働者に含めます。ただし、その場合でも調査票に記入する金額は役員報酬を除く給与部分のみとします。

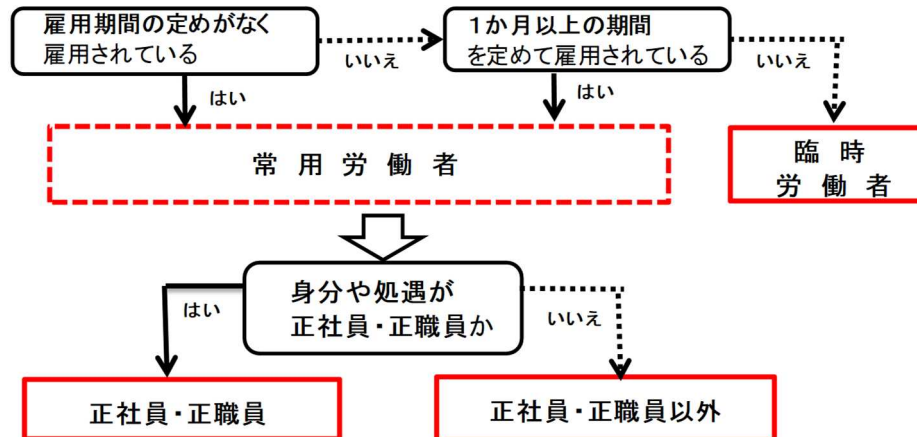
※²出向されてきた労働者であっても貴事業所で主に賃金を支払っている場合は労働者に含めます。

※³他社から派遣されており貴事業所で給与を支払っていない者は貴事業所の労働者に含めません。
貴事業所が労働者派遣事業を行っている場合、雇用している派遣労働者は貴事業所の労働者に含めます。

◆ 労働者の区分

- 常用労働者と臨時労働者の区分は、雇用期間の定めによります。
- 正社員・正職員とそれ以外の区分については、貴事業所での身分や処遇の実態により判断します。
- 正社員・正職員かそれ以外か区別していない者については、正社員・正職員に含めます。

注意 パート・アルバイト・臨時職員などと呼ばれる者であっても、1か月以上の期間を定めて雇用されている者は、下図のとおり臨時労働者ではなく**常用労働者**に該当します。



◆ 常用労働者の「抽出率」と「抽出労働者数」

「事業所の常用労働者数」（正社員・正職員及び正社員・正職員以外を合わせた人数。以下同様）と「産業分類（英数字）」により抽出率が決定され、「常用労働者数」と「抽出率」により抽出労働者数（労働者に係る事項に記入が必要な労働者数）が決まります。

- 抽出労働者の選び方については9ページを参照してください。

常用労働者計	常用労働者の抽出率
5 ～ 29 人	$\frac{1}{1}$ （全員）
30 ～ 99 人	$\frac{1}{2}$ （半数の方）
100 ～ 499 人	産業分類がC（鉱業、採石業等）の場合は $\frac{1}{4}$ 、それ以外は $\frac{1}{5}$
500 人以上	『資料1 労働者抽出率一覧表』（20ページ）をご覧ください。

◆ 臨時労働者の「抽出率」と「抽出労働者数」

「事業所の**常用労働者数**」により臨時労働者の抽出率が決定され、「臨時労働者数」と「抽出率」により抽出労働者数（労働者に係る事項に記入が必要な労働者数）が決まります。

ただし臨時労働者の抽出労働者数は250人を上限とします。

常用労働者計	臨時労働者の抽出率
5 ～ 9 人	$\frac{1}{1}$ （全員）
10 人以上	$\frac{1}{2}$ （半数の方）

「企業全体の常用労働者数」

貴事業所が属する**企業全体（本社、支社、工場、営業所等を含めた）**の常用労働者数に該当する番号1つに○を付けます。

例) 株式会社A社 本社 常用労働者数 54 人
株式会社A社 ○○支社 常用労働者数 35 人
株式会社A社 △△支社 常用労働者数 18 人

上記の場合における「企業全体の常用労働者数」は、
本社 54 人 + ○○支社 35 人 + △△支社 18 人 = 107 人 となります。

- 系列会社、グループ企業は含めません。
- 独立採算性をとっている事業所であっても、同一の法人又は個人経営に属していれば、同一企業とみなします。
- 単独事業所（本社、支社等が存在しない事業所）の場合、企業全体の常用労働者数は、事業所の常用労働者数を指します。
- 「事業所の常用労働者数」が5～9人であり、かつ、この欄の「1～7」に○が付く場合（企業全体の常用労働者数が10人以上の場合）は調査の対象から外れますので、恐れ入りますが宛名シート下部に記載の労働局、一括調査企業の場合は事務局にご連絡ください。
- 市区町村の水道局等（公営事業所）の場合、当該市区町村全体の職員数でお答えください。

「記入労働者数」

「2. 労働者に係る事項」の記入後に記入します。

➤ 「2. 労働者に係る事項」に記入した労働者について、2枚目以降も含めた男女計の人数を雇用形態別に記入します。

なお、抽出率にかかわらず、貴事業所で雇用している労働者全員分について記入することも可能です。

記入例 ※下の表部分 (2. 労働者に 係る事項)に記 入した人数(2 枚目以降を含 みます)を記入 してください。	常用 労働 者	正社員・ 正職員 (男女計)	15
		正社員・ 正職員以外 (男女計)	11
	臨時労働者		1

3-2 抽出労働者の選び方

抽出労働者数

抽出労働者数（「2. 労働者に係る事項」に記入する労働者数）は次の方法で算出します。

- ① 常用労働者「正社員・正職員」のグループ
- ② 常用労働者「正社員・正職員以外」のグループ
- ③ 「臨時労働者」のグループ

①～③のそれぞれのグループにおいて、

男女の合計 × 抽出率 = 抽出労働者数(端数は切り上げ)

抽出率は「資料1 労働者抽出率一覧表」(20ページ)参照

例えば6ページの例示の場合、抽出労働者数は…

- ① 常用労働者「正社員・正職員」のグループ
- $$30 \text{ 人 (男 16 人 + 女 14 人)} \times \frac{1}{2} \text{ (2 分の 1)} = 15 \text{ 人}$$
- ② 常用労働者「正社員・正職員以外」のグループ
- $$21 \text{ 人 (男 8 人 + 女 13 人)} \times \frac{1}{2} \text{ (2 分の 1)} = 11 \text{ 人 (10.5 を切り上げ)}$$
- ③ 臨時労働者のグループ
- $$2 \text{ 人 (男女合計)} \times \frac{1}{2} \text{ (2 分の 1)} = 1 \text{ 人}$$
- となります。

この抽出労働者数をもとに、**年齢構成や男女比等が極端に偏ることのないよう、無作為(ランダム)に選んだ労働者**について調査票に記入します。

無作為(ランダム)な選び方の具体例

調査が特定の人だけに偏ると正しい統計結果が得られません。そのため、**年齢構成や男女比等が極端に偏ることのないよう、抽出労働者は無作為（ランダム）に選ぶ**ようにします。なお、抽出率 1 分の 1 の場合はこの選ぶ作業は不要で、休職中の人も含め全員を記入してください。

例えば、一定の抽出間隔で抽出労働者を選ぶ方法があり、具体的な手順は以下のとおりです。

- (1) 事業所の労働者を①「正社員・正職員」、②「正社員・正職員以外」、③「臨時労働者」の 3 つのグループに分けます。
- (2) それぞれのグループごとに、労働者に順番を付けます。
例えば、労働者を氏名で五十音順にした時、先頭の労働者から順に、1 番目、2 番目…とする方法があります。社員番号など、労働者ごとに割り当てられた番号があれば、その番号をそのまま使用して差し支えありません。
- (3) それぞれのグループごとに、下記のとおり、抽出労働者を選びます。

「正社員・正職員」が 30 人、抽出率が $\frac{1}{2}$ (2 分の 1)の場合の例

1・**②**・3・**④**・5・**⑥**・7・**⑧**・9・**⑩**・**⑪**・**⑫**・**⑬**・**⑭**・15・**⑯**・17・**⑰**・19・**⑳**・21・**㉒**・23・**㉔**・25・**㉖**・27・**㉘**・29・**㉚**

・最初の抽出労働者を (2) で 1 番目とした労働者から抽出率の分母の数の番目の労働者までの中から無作為に選びます。

この例の場合、抽出率は $\frac{1}{2}$ (2 分の 1) のため、1 番目の労働者から **2** 番目の労働者の中から、無作為に (サイコロを振るなど) 選びます。この例では、サイコロを振って偶数が出たので、2 番目の労働者が最初の抽出労働者に決まったとします (**②**)。

・抽出間隔 (何人ごとに抽出労働者を選ぶか) は、抽出率の分母とします。

この例の場合、抽出率が $\frac{1}{2}$ (2 分の 1) のため、抽出間隔は **2** となります。

・最初の抽出労働者 (**②**) から、抽出間隔ごと (この例の場合、**2** 人ごと) の労働者を抽出労働者として選んでいきます (**④**・**⑥**・…・**㉚**)。ただし、**選んだ労働者 (例えば⑫) が育児休業や、病気などで休職中の場合は、その前後どちらかの労働者 (⑪ 又は ⑬) を抽出労働者とします。**

(参考)

最初の抽出労働者の番目によっては、9 ページで算出した抽出労働者数に 1 人不足することがありますが、その場合は、これまでに抽出労働者として選んだ労働者を①「正社員・正職員」グループの全抽出労働者として構いません。

・同様にして、②「正社員・正職員以外」のグループ、③「臨時労働者」のグループについても抽出労働者を選びます。

- (4) (1) ～ (3) までの手順で選んだ抽出労働者について、調査票の労働者に係る事項を記入してください (11 ページ以降、「3-3 労働者に係る事項」参照)。

3-3 労働者に係る事項

3-3-1 (1)一連番号～(8)勤続年数

2. 労働者に係る事項

記入例

(1)	(2)	(3)				(4)	(5)				(6)	(7)	(8)						
一連番号	性	雇用形態				就業形態	最終学歴				新規学卒者	年齢	勤続年数						
		常用労働者		臨時労働者															
		正社員・正職員	正社員・正職員以外																
男	女	期間の定め無	期間の定め有	期間の定め無	期間の定め有	臨時労働者	一短時間一般	中学	高校	専門学校	高等専門学校	大学	大学院	不明	新規学卒者	年齢	勤続年数		
01	1	2	1	2	3	4	5	1	2	1	2	3	4	5	6	9	1	34	12
02	1	2	1	2	3	4	5	1	2	1	2	3	4	5	6	9	1	38	2
03	1	2	1	2	3	4	5	1	2	1	2	3	4	5	6	9	1	22	0
04	1	2	1	2	3	4	5	1	2	1	2	3	4	5	6	9	1	42	9
05	1	2	1	2	3	4	5	1	2	1	2	3	4	5	6	9	1	61	

「5臨時労働者」については、(2), (3), (7), (10), (12)～(16)のみ記入してください。

原則、本年3月に卒業等した者に該当する場合のみ記入してください。

1年未満の勤続年数は0と記入してください。

1年未満の勤続年数は切り捨ててください。

配布された調査票が不足する場合は、宛名シート下部に記載の問い合わせ先にご連絡いただくか、ホームページから様式をダウンロードしてご使用ください。

(7) 年齢・(8) 勤続年数の記入にあたっては、『資料4 満年齢・金属年数早見表』(56 ページ) をご参照ください。

記入項目一覧

(2) 性、(3) 雇用形態、(7) 年齢はすべての労働者について記入

項目	(1) 一連番号	(2) 性	(3) 雇用形態	(4) 就業形態	(5) 最終学歴	(6) 新規学卒者	(7) 年齢	(8) 勤続年数
区分※1								
一般労働者	記入済	要	要	要	要	要	要	要
短時間労働者	記入済	要	要	要	要	不要	要	要
臨時労働者	記入済	要	要	不要	不要	不要	要	不要

「(3) 雇用形態」

区 分		雇用期間	番 号
常用労働者	正社員・正職員	雇用期間の定め 無	1
		雇用期間の定め 有	2
	正社員・正職員 以外	雇用期間の定め 無	3
		雇用期間の定め 有	4
臨時労働者			5

- **パート、アルバイト、嘱託社員、契約社員**などの呼称にかかわらず、貴事業所での身分や処遇の実態により区分します。
- 5の「臨時労働者」は日雇いや1か月未満の期間を定めて雇用されている者が該当します。詳しくは「労働者の区分」(7 ページ) をご確認ください。
- 定年までの雇用は「雇用期間の定め無」とします。

※1 表中の区分、『一般労働者』は(4) 就業形態が「1 一般」の労働者、『短時間労働者』は(4) 就業形態が「2 短時間」の労働者、『臨時労働者』は(3) 雇用形態が「5 臨時労働者」の労働者を指します。

「(4) 就業形態」

臨時労働者を除く労働者（常用労働者）について記入

「1 一般」：「2 短時間」に該当しない**通常**の所定労働時間・日数の労働者

「2 短時間」：同一事業所の①又は②のいずれかにあてはまる労働者

①**1 日の所定労働時間が一般の労働者より短い**

（例：通常の所定労働時間は 1 日 8 時間だが、時短勤務により 1 日 6 時間としている者）

②**1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも、1 週の所定労働日数が一般の労働者より少ない**（例：所定労働時間は通常どおり 1 日 8 時間だが、週 3 日勤務としている者）

注意 パート、アルバイト、嘱託社員、契約社員などの呼称にかかわらず、いわゆるフルタイム勤務の労働者は「1 一般」とします。

「(5) 最終学歴」

臨時労働者を除く労働者（常用労働者）について記入

学校卒業その他これに準ずる経歴のうち最も程度の高いものを最終学歴とします。

現在就学中の者及び中途退学した者は、それ以前に卒業又は修了した課程によることとし、余暇就学などによって入社時の学歴よりも程度の高い学歴を取得した場合には、その学歴を最終学歴とします。在学中の学校は最終学歴ではありません。

- 学校とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）にいう学校又はこれに準ずるものを指します。
- 高校卒を入学資格とする専修学校のうち、修業年限 **2 年以上**の専門課程の卒業者は「3 専門学校」とします。
- それ以外の専修学校・各種学校の卒業者は、中学を卒業してから 2 年又は 3 年の修業年限で卒業した場合は「2 高校」、高校を卒業してから 2 年又は 3 年の修業年限で卒業した場合は「4 高専・短大」、4 年以上は「5 大学」とします。修業年限 2 年未満の場合は一つ前の学歴を記入します。
- 修業年限が 6 年の大学（医学部・歯学部・薬学部等）の卒業者は「5 大学」とします。
- 旧制小学校、国民学校卒業者の最終学歴は「1 中学」、旧制中学校卒業者は「2 高校」、旧制高等学校高等科卒業者は「4 高専・短大」とします。旧制専門学校で修業年限が 3 年以上 6 年未満の卒業者は「4 高専・短大」、修業年限が 6 年以上の場合は「5 大学」とします。
- 学校名による判断が難しい場合は、通算修業年限がおおむね 9 年以下は「1 中学」、12 年程度は「2 高校」、14 年程度は「4 高専・短大」、16 年程度は「5 大学」、18 年又はこれ以上は「6 大学院」とします。
- 「9 不明」は、確認ができない場合に限り選択してください。

「(6) 新規学卒者」

就業形態が「1 一般」である労働者のみ記入

貴事業所において、新規学卒者（原則として、本年 3 月に学校等を卒業した者）として雇用した一般労働者に該当する場合のみ「1 新規学卒者」とします。

「(7) 年齢」

本年 6 月 30 日現在の満年齢を記入します。

（例）38 歳 11 か月 → 38 歳

「(8) 勤続年数」

臨時労働者を除く労働者（常用労働者）について記入

事業所が属する企業に雇い入れられてから本年 6 月 30 日現在までの通算勤続年数を記入します。

1 年未満の端数は切り捨てとします。

（例）勤続 0 年 10 か月 → 0 年

- 企業の名義変更、分割合併等によって名称が変わり、形式的に解雇、再雇用の手続きが行われても、実質的に継続して勤務した場合には、前後の年月数を通算します。
- 出向労働者の勤続年数は出向元の勤続年数も通算します。
- 試用期間や見習い期間も勤続年数に含めます。
- 解雇、又は退職してから同じ企業に再雇用された場合には、以前雇用されていた期間を通算します。
- 休職期間は勤続年数から除外します。

3-3-2 (9)役職番号～(14)超過実労働時間数

記入例		月の合計を記入 ↓ ↓ ↓			
(9) 役職番号	(10) 職種番号	(11) 経験年数	(12) 実労働日数	(13) 所定内実労働時間数	(14) 超過実労働時間数
事業所規模10人以上の事業所のみ記入してください。	1年未満の端数は切り捨ててください。 事業所規模10人以上の事業所のみ記入してください。他企業での経験も含みます。	1 1 5 10 15 年 未 満 1 2 3 4 5 年 上	1日	30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨ててください。	1時間
	1251	1 2 3 ④ 5	21	147	18
102	1281	1 2 3 4 ⑤	23	161	24
	1257	① 2 3 4 5	23	161	13
	1503	1 2 3 ④ 5	20	120	3
	1257	1 2 3 ④ 5	12	76	0

1か月間の合計について記入してください。

月0時間は0を記入

「(9) 役職番号」

常用労働者数が10人以上の事業所のみ記入

係長以上又は生産部門における職長級以上の職務に該当する者について記入します。

『資料2 役職一覧と解説』(23ページ)参照

- 「104 職長級」については、産業分類の大分類がC(鉱業、採石業、砂利採取業)、D(建設業)、E(製造業)の事業所が記入します。
- 複数の役職に該当する場合は、仕事の内容と責任の程度からみて重要な役職に分類します。
- 係長以上又は生産部門における職長以上の役職がない者は空欄とします。
- 役職該当者が一人もない場合は、調査票1枚目の備考欄又は余白に「該当役職なし」と記入してください。

「(10) 職種番号」

すべての労働者について記入

実際に従事している仕事の内容から該当する職種の番号(4桁)を記入します。

『資料3 職種一覧と解説』(25ページ)、『職種早見表』(別添)参照

- 複数の職種に該当する場合は、仕事の内容と責任の程度からみて重要な職種へ分類します。判断が困難な場合は労働時間の長い方に分類します。
- 職種は、実際に従事している仕事の内容で記入してください。資格を持っていても、資格に関わる仕事に従事していなければ該当職種とみなしません。

記入項目一覧

(10) 職種番号、(12) 実労働日数、(13) 所定内実労働時間数、(14) 超過実労働時間数はすべての労働者について記入

項目 区分※1	(9)※2 役職番号	(10) 職種番号	(11)※2 経験年数	(12) 実労働日数	(13) 所定内 実労働時間数	(14) 超過 実労働時間数
一般労働者	要	要	要	要	要	要
短時間労働者	要	要	要	要	要	要
臨時労働者	不要	要	不要	要	要	要

※1 11ページ脚注1参照

※2 常用労働者数が9人以下の事業所は不要

「(11) 経験年数」

常用労働者数が 10 人以上の事業所のみ、臨時労働者を除く労働者（常用労働者）について記入

調査対象期日現在の職種の仕事に従事した年数（他企業等での経験も含む）に該当する番号に○を付けます。

- 過去において調査対象期日現在の職種の仕事に従事した年数は、すべて通算します。休職期間は除きます。
- 自動車運転者、看護師などのように、免許を必要とする職種は、免許取得後実際にその職種の仕事に従事した年数をもって経験年数とします。
- 勤続年数とは必ずしも一致しません。現在の職場だけでなく、他の企業・事業所においても該当職種に従事していた場合は通算（1 年未満は切り捨て）します。

「(12) 実労働日数」

実際に労働した 1 か月の総日数を記入します。休日労働した場合、その日数を含めます。

- 実際に労働していない日は有給休暇であっても日数に含めません。
- 1 日の労働時間が 1 時間であっても、実労働日数 1 日として数えます。
- 1 日のうち何回出勤しても、その日の実労働日数は 1 日として数えます。
- 交替制の守衛、タクシー運転手等が、午後 10 時に出勤して翌朝午前 6 時まで勤務した場合には、実労働日数は 2 日とし、同じ日の午後 10 時に再び出勤して翌朝午前 6 時まで勤務した場合は、実労働日数は通算して 3 日とします。

「(13) 所定内実労働時間数」

就業規則等で定められた所定労働日の所定労働時間内（始業時刻～終業時刻）に、実際に労働した 1 か月の総時間数を記入します。

- この中に（14）超過実労働時間数に該当する時間は含めません。
（13）所定内実労働時間数 + （14）超過実労働時間数 = 月の総実労働時間数 となります。
- 1 日分の時間数を分単位で 1 か月分足しあげた総時間数（1 時間未満の端数がある場合、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨て）を記入します。
- 休憩時間は除きます。
- 毎月、時間外手当が一律に支払われている場合、支払われている時間外手当に相当する時間以内での実際の超過労働時間数は、（13）所定内実労働時間数に含めます。
- みなし労働時間制の場合、労使協定等で定められた所定内労働時間により記入します。

「(14) 超過実労働時間数」

就業規則等で定められた所定労働日の所定労働時間内（始業時刻～終業時刻）以外及び所定休日に、実際に労働した 1 か月の総時間数（早出、残業、臨時の呼び出し、休日出勤した 1 か月の実労働時間数に相当）を記入します。

- 1 日分の時間数を分単位で 1 か月分足しあげた総時間数（1 時間未満の端数がある場合、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨て）を記入してください。超過労働時間がなかった場合は「0」を記入します。
- 役付手当（役職手当、管理職手当）等が支給されており、超過実労働時間数に応じた賃金が支給されていない場合は含めません。
役付手当（役職手当、管理職手当）等の名目であっても、超過実労働時間数により算定されて支給されている場合は、（14）超過実労働時間数と、（16）超過労働給与額に含めます。
- 毎月、時間外手当が一律に支払われている場合、その分は（14）超過実労働時間数と（16）超過労働給与額には含めず、（15）きまって支給する現金給与額にのみ含めます。それとは別に、超過実労働があった場合は、その分の労働時間と給与を（14）超過実労働時間数と（16）超過労働給与額に記入します。
- みなし労働時間制の場合、労使協定等で定められた所定内労働時間以外に、超過労働時間、超過労働給与が算定されている場合は、その分を（14）超過実労働時間数及び（16）超過労働給与額に記入します。
- 年俸制の場合、年俸に超過労働給与分の額が含まれている場合は、0 を記入します。年俸部分とは別に超過実労働時間数に応じた給与額が算定され、6 月分として支払われている場合は、その時間数を記入します。

3-3-3 (15)きまって支給する現金給与額～備考

記入例			(15)		(16)		(17)		(18)	備 考 （以下について記入してください。 ・事業所で記入対象労働者を識別できる番号等 ・記入内容が特異な場合は、その理由
きまって支給する現金給与額			(15) の うち 超 過 労 働 給 与 額		昨年 1 年間の賞与、 期末手当等特別給与額		在 留 資 格 番 号			
6月分として算定された給与(税込み)で、 <u>超過労働給与額、通勤手当、精進手当、家族手当等を含みます。</u>			時間外手当、 深夜手当、 休日手当、 宿日直手当等		賞与、期末手当等の年間の支給額であり、毎月支給されるものは含みません。 3か月を超えて算定されるものは含みます。		外国人労働者について記入してください。 日本人及び特別永住者等は記入不要です。			
百万	千	円	千	円	百万	千	円			
332	529		32	429	1	020	500			
395	557		48	207	1	161	400			
279	341		22	111			0			
160	875		4	875		80	000			
112	493			0		60	000			

↑ ↑ ↑ ↑ ↑
3桁以内で記入
(例) 6万円の場合は、千の行に「60」、円の行に「000」と記入

記入項目一覧

(15) きまって支給する現金給与額、(16) 超過労働給与額はすべての労働者について記入

項目 区分※1	(15) きまって支給する 現金給与額	(16) 超過労働給与額	(17) 昨年 1 年間の賞与、期末手当 等特別給与額	(18) 在留資格番号
一般労働者	要	要	要	要
短時間労働者	要	要	要	要
臨時労働者	要	要	不要	不要

※1 11 ページ脚注 1 参照

「(15) きまって支給する現金給与額」

6月分として算定された現金給与額について、**税込み額**（手取額ではなく、所得税、社会保険料等の税金を控除する前の額）を**円単位**で記入します。

- 「きまって支給する現金給与額」とは、労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与をいい、**(16) 超過労働給与額や歩合給、各種手当、休業手当など労働しなくても支給される給与も含めます。**

(例)

基本給	250,000 円
時間外勤務手当、深夜勤務手当など	54,321 円 ⇒ (16) 超過労働給与額に記入
給与合計	304,321 円 ⇒ (15) きまって支給する現金給与額に記入

- 遅払いなどで支払いが遅れた分であっても、6月分として算定されているものは含めます。
- 現物支給分（定期券・回数券を除く）、ベースアップの差額の追給分は除きます。

- 1 か月を超え **3 か月以内**の期間で算定される通勤手当、生産報奨金、精皆勤手当等は、6 月分として支給されるものであれば、「きまって支給する現金給与額」に支給全額を含めます。算定期間が **3 か月を超えて**支給されたもの（6 か月分の通勤手当等）は含めません。
- 年俸制の場合、1 か月当たりの額（年俸額÷12）を計算して記入します。ただし、年俸部分とは別に超過実労働時間数に応じた給与額が算定され、6 月分として支払われている場合は、その金額を含めます。

「(16) 超過労働給与額」

(14) 超過実労働時間数に応じて支払われた給与額（時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当、交替手当等の手当も含む）を円単位で記入します。

支給がない場合、0 を記入します。

- 時間外勤務手当については、**割増分のみでなく基本給部分を含めた額を記入**します。
通常の勤務が深夜帯の場合の深夜手当等は割増賃金部分のみを記入します。
（時間外勤務手当は、予定された時間外で行った勤務に対する賃金であることから、(15) きまって支給する現金給与額の基本給部分に含まれていないため、(16) 超過労働給与額に基本給部分を含めた額を記入します。一方、通常の勤務が深夜帯の場合の深夜手当等の場合は、(16) 超過労働給与額に基本給部分を含めると、(15) きまって支給する現金給与額において基本給部分を二重に計上してしまうことから、割増部分のみを記入します。）
- 実際の時間外労働時間数に関係なく、**毎月定額が支給されている場合（役付手当（役職手当、管理職手当）等）は除きます。**
ただし、役付手当等の名目で支給されていても、時間外労働時間数により算定されて支給されている場合は、(16) 超過労働給与額に含めます。
- 年俸制の場合、年俸（きまって支給する現金給与額に記載した額）に超過労働給与分の額が含まれている場合は、0 を記入します。年俸部分とは別に超過実労働時間数に応じた給与額が算定され、6 月分として支払われている場合は、その金額を記入します。

「(17) 昨年 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額」

昨年 1 年間（原則として **1 月 1 日から 12 月 31 日まで**）に支給された**賞与、期末手当（いわゆるボーナス）等**の特別に支払われた給与の合計（特別給与額）について、税込み額を円単位で記入します。月々支払われた給与は含めません。（年収ではありません。）

支給がない場合、0 を記入します。

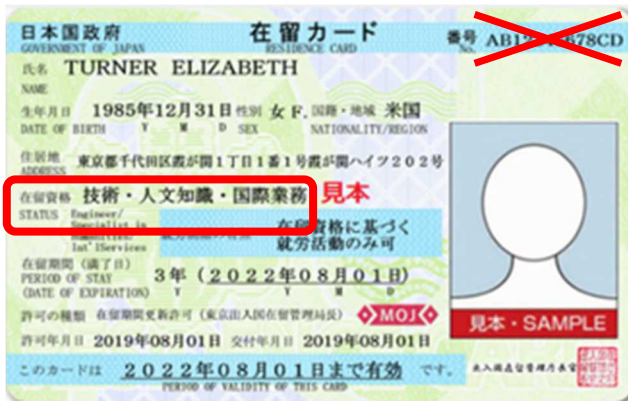
- 同じく昨年 1 年間に支給されたものであれば、上記の特別給与額に以下のものを含めます。
①一時的又は突発的理由により、支給された給与（大入袋の支給等、あらかじめ定めた労働契約、就業規則等に基づかないで支給された給与も含みます）、②労働協約又は就業規則などによりあらかじめ支給条件や算定方法を定めていても、算定期間が 3 か月を超えて支給されたもの（**6 か月分の通勤手当等**）、③ペースアップの差額の追給分
- 昨年 1 年間の間に転勤、出向、定年延長等による再雇用があった労働者については、転勤、出向、再雇用前に支給された特別給与額を含めます。
- **昨年 1 月 2 日以降に採用した労働者**については、以下の内容で特別給与額を記入します。
①昨年 1 月 2 日から 7 月 1 日までに採用した労働者は、採用日から 1 年間に支給された特別給与額
（例：昨年 4 月 1 日に採用した場合）
→昨年 4 月 1 日から本年 3 月 31 日までの 1 年間に支給した特別給与額を記載
②昨年 7 月 2 日以降に採用した労働者は、採用日から本年 6 月 30 日までに支給された特別給与額
（例：本年 4 月 1 日に採用した場合）
→本年 4 月 1 日から本年 6 月 30 日までの 3 か月間に支給した特別給与額を記載
- 年俸制の場合、当欄は 0 を記入してください（昨年一年間の年俸の総額を記入しない）。ただし、年俸部分とは別に特別給与額が支払われている場合は、その金額を記入します。
- 特別給与を支給した抽出労働者が 1 人もいない場合は、調査票 1 枚目の備考欄又は余白に「特別給与なし」と記入します。

「(18) 在留資格番号」

外国人の常用労働者※¹を雇用している場合、下図在留カードの「在留資格」の欄を参照し、下表の在留資格区分※²に該当する番号を記入します。例えば下図の場合、「11」となります。

※¹ (3) 雇用形態が「臨時労働者」の者については、記入不要です。

※² 特別永住者及び外交又は公用の在留資格をもって在留する者は記入不要です。



在留カード右上の番号（A〇〇）は記載しないでください。

01	教授	08	医療	15	技能	22	研修
02	芸術	09	研究	16	特定技能 1 号	23	家族滞在
03	宗教	10	教育	17	特定技能 2 号	24	特定活動
04	報道	11	技術・人文知識・国際業務	18	技能実習	25	永住者
05	高度専門職	12	企業内転勤	19	文化活動	26	日本人の配偶者等
06	経営・管理	13	介護	20	短期滞在	27	永住者の配偶者等
07	法律・会計業務	14	興行	21	留学	28	定住者

➤ 在留カードに記載されている番号（A〇〇）は記載しないでください。

「備考」

事業所で記入対象労働者を識別できる番号（社員番号やイニシャル等）を記載してください。氏名の記入はしないでください。また、記入内容（特に（12）実労働日数、（15）きまって支給する現金給与額、（17）特別給与額）が他の労働者又は通常の月と比べて著しく異なる者がある場合に、その理由（例「欠勤のため」「賞与なし」「再雇用」「年俸制」「有給使用」「業績により高額」等）を記入してください。

- 超過実労働時間数が「0」で、超過労働給与額がある場合は、その理由を記入してください。（例「深夜手当のみ」「30分未満」等）
- 役職に該当する抽出労働者や、特別給与を支給した抽出労働者が1人もいない場合は、その旨を1枚目の当欄に記入してください。（例「該当役職なし」「特別給与なし」等）

4 調査票の提出

4-1 記入後の点検

調査票へのご記入ありがとうございました。

提出前に記入もれや記入誤りがないか点検をお願いします。

特に以下の点は見落としやすい箇所のため、よくご確認ください。

記入した人数に、事業主、役員（取締役、理事等）、家族従業者が含まれていませんか。

- 一般の従業者と同様の基準で給与が支払われている場合を除き、上記の者を含めないようにしてください。

調査票右上の「記入労働者数」は正しく記載されていますか。

数字（番号）で回答する項目を文字で回答していませんか。

- (2) 性、(3) 雇用形態、(4) 就業形態、(5) 最終学歴、(18) 在留資格は番号で回答する項目です。「男」、「女」、「高校卒」のような回答はせず、番号でお答えください。
- (11) 経験年数は調査票に付している番号（1～5）を選択してください。（実際の年数ではありません）

(2) 性、(3) 雇用形態、(7) 年齢、(10) 職種番号は全員分記入されていますか。

- 上記項目は抽出労働者全員について記入が必要な必須回答項目です。
- なお、(12) 実労働日数、(13) 所定内実労働時間数、(14) 超過実労働時間数、(15) きまって支給する現金給与額、(16) 超過労働給与額の各項目も全員分記入が必要な必須回答項目です。

(5) 最終学歴、(8) 勤続年数は、臨時労働者以外の全員に記入されていますか。

- 特に記入もれが多い項目です。

(9) 役職番号を役職のない者に記載していませんか。

- 役職のない者は空欄としてください。

(13) 所定内実労働時間数には、1 か月分の労働時間が整数で記入されていますか。

- 1 日分、1 週間分ではありません。
- 1 時間未満の端数は、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨て、整数で記載してください。

(15) きまって支給する現金給与額には (16) 超過労働給与額が含まれていますか。

(16) 超過労働給与額は割増賃金だけでなく基本給部分も含まれていますか。

- 通常の勤務時間以外に労働した場合の残業代は基本給部分を含めた金額を記入してください。また、通常の勤務が深夜帯の場合の深夜手当等は割増賃金部分のみを記入してください。

(17) 昨年 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額に年収の合計を記載していませんか。

- 記載するのは特別給与額のみです。年収の合計は記載しないでください。

(18) 在留資格番号は正しく記載されていますか。

- 記載するのは「01」～「28」の数字です。在留資格カードに記載されている番号は記載しないでください。
- 技能実習生は「18 技能実習」を記載します。「15 技能」、「16 特定技能 1 号」、「17 特定技能 2 号」、「22 研修」と間違えないようご注意ください。

4-2 提出

調査票の点検が済んだら、7月31日までに、調査票を提出してください。

セキュリティ上の観点から、誤送信等の可能性があるメールやFAXでの提出は受け付けておりません。

また、記入内容について照会させていただくことがありますので、各種調査票については、控えを保管してください。

照会は、各労働局から携帯電話を使用して行わせて頂く場合がございます。

予めご了承ください。

紙の調査票による提出

【同封の調査票】

- 同封の返信用封筒で、提出してください。

【厚生労働省ホームページからダウンロードした調査票】

- 日本産業規格 A4 用紙で印刷して提出してください。
- 2 アップ印刷等の縮小印刷、両面印刷は使用せず、見やすく確認しやすい調査票の提出にご協力をお願いします。
- 同封の返信用封筒で、提出してください。

光ディスク（CD・DVD）による提出

- 同封の宛名シートを光ディスクと一緒に提出してください。
- 以下の事項を油性ペンで、光ディスクに記載してください。
 - 【一括調査企業】 企業名、本社一括番号
 - 【一括調査に該当しない事業所】事業所名、事業所一連番号
- 光ディスクは、貴事業所でご用意ください。提出していただいた光ディスクは返却できませんので、ご了承ください。
- 同封の返信用封筒で提出してください。

インターネット（オンライン調査システム）による回答の場合

- 同封の「オンラインシステム利用手引き」を参照し入力後に送信することで提出が完了します。
- 回答に際してご不明な点は事務局にお問い合わせください。

ご回答ありがとうございました。

5 各種資料

資料 1 労働者抽出率一覧表

常用労働者の抽出率（事業所の常用労働者数により算定）

（臨時労働者の抽出率は 22 ページ参照）

常用労働者計 499 人以下

産業分類	常用労働者計	100～ 499人	30～ 99人	10～ 29人	5～ 9人
全産業 （C 鉱業，採石業，砂利採取業を除く）		1/5	1/2	1/1 (全数)	1/1 (全数)
C 鉱業，採石業，砂利採取業		1/4	1/2	1/1 (全数)	1/1 (全数)

常用労働者計 500 人以上

産業分類	常用労働者計	15,000人 以上	5,000～ 14,999人	1,000～ 4,999人	500～ 999人
C 05 鉱業，採石業，砂利採取業		1/90	1/20	1/10	1/8
D 06～08 建設業			1/60	1/30	1/25
E 09 食料品製造業			1/40	1/20	1/20
E 10 飲料・たばこ・飼料製造業			1/40	1/20	1/20
E 11 繊維工業			1/60	1/15	1/15
E 12 木材・木製品製造業（家具を除く）			1/20	1/20	1/15
E 13 家具・装備品製造業			1/20	1/20	1/15
E 14 パルプ・紙・紙加工品製造業			1/30	1/25	1/10
E 15 印刷・同関連業			1/30	1/15	1/10
E 16,17 化学工業、石油製品・石炭製品製造業			1/40	1/30	1/20
E 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）			1/30	1/15	1/15
E 19 ゴム製品製造業			1/30	1/20	1/15
E 20 なめし革・同製品・毛皮製造業			1/20	1/20	1/15
E 21 窯業・土石製品製造業			1/40	1/20	1/15
E 22 鉄鋼業			1/60	1/35	1/20
E 23 非鉄金属製造業			1/30	1/20	1/15
E 24 金属製品製造業			1/40	1/20	1/20
E 25 はん用機械器具製造業			1/60	1/35	1/25
E 26 生産用機械器具製造業			1/60	1/35	1/25
E 27 業務用機械器具製造業			1/60	1/35	1/25
E 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業			1/60	1/35	1/25
E 29 電気機械器具製造業			1/60	1/35	1/25
E 30 情報通信機械器具製造業			1/60	1/35	1/25
E 31 輸送用機械器具製造業			1/60	1/35	1/25
E 32 その他の製造業			1/30	1/15	1/15

産業分類		常用労働者計	15,000人以上	5,000～14,999人	1,000～4,999人	500～999人
F 33	電気業	1/90		1/80	1/40	1/15
F 34,35	ガス業、熱供給業			1/30	1/15	1/10
F 36	水道業			1/35	1/35	1/15
G 37,38	通信業、放送業			1/70	1/40	1/15
G 39,40	情報サービス業、 インターネット附随サービス業			1/80	1/40	1/15
G 41	映像・音声・文字情報制作業			1/40	1/15	1/15
H 42	鉄道業			1/40	1/35	1/15
H 43	道路旅客運送業			1/40	1/40	1/20
H 44	道路貨物運送業			1/60	1/40	1/20
H 45,46	水運業、航空運輸業			1/30	1/15	1/15
H 47	倉庫業			1/40	1/20	1/15
H 48	運輸に附帯するサービス業			1/40	1/20	1/20
H 49	郵便業（信書便事業を含む）			1/70	1/40	1/15
I 50	各種商品卸売業			1/40	1/20	1/15
I 51	繊維・衣服等卸売業			1/40	1/15	1/15
I 52	飲食料品卸売業			1/40	1/25	1/15
I 53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業			1/40	1/20	1/15
I 54	機械器具卸売業			1/40	1/25	1/15
I 55	その他の卸売業			1/40	1/25	1/15
I 56	各種商品小売業			1/60	1/35	1/10
I 57	織物・衣服・身の回り品小売業			1/80	1/40	1/20
I 58	飲食料品小売業			1/80	1/30	1/20
I 59	機械器具小売業			1/80	1/40	1/20
I 60,61	その他の小売業、無店舗小売業			1/80	1/40	1/20
J 62	銀行業			1/80	1/40	1/20
J 63	協同組織金融業			1/30	1/25	1/15
J 64	貸金業、 クレジットカード業等非預金信用機関			1/80	1/20	1/15
J 65	金融商品取引業、商品先物取引業			1/20	1/15	1/10
J 66	補助的金融業等			1/80	1/20	1/15
J 67	保険業 （保険媒介代理業、保険サービス業を含む）			1/80	1/35	1/20
K 68	不動産取引業			1/30	1/30	1/10
K 69	不動産賃貸業・管理業			1/30	1/30	1/10
K 70	物品賃貸業			1/30	1/30	1/10

産業分類		常用労働者計	15,000人以上	5,000～14,999人	1,000～4,999人	500～999人
L 71	学術・開発研究機関	1/90		1/70	1/40	1/20
L 72,74	専門サービス業（他に分類されないもの）、 技術サービス業（他に分類されないもの）			1/40	1/30	1/25
L 73	広告業			1/20	1/20	1/15
M 75	宿泊業			1/20	1/20	1/10
M 76	飲食店			1/30	1/30	1/15
M 77	持ち帰り・配達飲食サービス業			1/80	1/30	1/20
N 78	洗濯・理容・美容・浴場業			1/40	1/40	1/10
N 79	その他の生活関連サービス業			1/80	1/40	1/15
N 80	娯楽業			1/40	1/15	1/15
O 81	学校教育			1/60	1/15	1/15
O 82	その他の教育、学習支援業			1/60	1/30	1/25
P 83	医療業			1/60	1/25	1/15
P 84,85	保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業			1/40	1/20	1/10
Q 86	郵便局			1/80	1/40	1/25
Q 87	協同組合（他に分類されないもの）			1/80	1/15	1/15
R 88	廃棄物処理業			1/80	1/40	1/25
R 89	自動車整備業			1/30	1/30	1/10
R 90	機械等修理業（別掲を除く）			1/30	1/30	1/25
R 91,92	職業紹介・労働者派遣業、 その他の事業サービス業			1/60	1/25	1/25
R 93～95	政治・経済・文化団体、宗教、 その他のサービス業			1/70	1/40	1/20

臨時労働者の抽出率

産業分類	常用労働者計	
	10人以上	5～9人
全産業	1/2	1/1 (全数)

◆ 1 役職一覧

対象:事業所の常用労働者数(「正社員・正職員」及び「正社員・正職員以外」を合わせた人数)が10人以上の事業所における係長以上又は生産部門における職長以上の職務に該当する者について記入

役職番号	役 職 名	解説頁
101	部 長 級	(23)
102	課 長 級	
103	係 長 級	(24)

役職番号	役 職 名	解説頁
104	職 長 級 (※1)	(24)
105	その他の役職	
(空欄)	役職のない者 (※2)	

※1 「104 職長級」については、産業分類の大分類がC(鉱業、採石業、砂利採取業)、D(建設業)、E(製造業)の事業所が記入 (C、D、E以外で「104 職長級」相当の者は「105 その他の役職」としてください。)

※2 役職のない者(101～105に該当しない者)は空欄としてください。

◆ 2 役職解説

101 部長級

○(含まれる役職) 本社(店)、支社(店)、工場、営業所などの事業所における総務、人事、営業、製造、技術、検査等の各部(局)長

×(含まれない役職) 部(局)長を兼ねない取締役、部(局)長代理、同補佐、部(局)次長

仕事の概要

いわゆる部(局)長で、経営管理活動を行う営業、人事、会計、生産、研究、分析等の事務的、技術的な組織を統制、調整、監督し、所轄部門を運営する業務に従事する者及びこれらと同程度の責任と重要度を持つ職務に従事する者をいう。

説明事項

- 1) 「部長級」とは、事業所で通常「部長」又は「局長」と呼ばれている者であって、その組織が2課以上からなり、又は、その構成員が20人以上(部(局)長を含む。)のものの長をいう。
- 2) 同一事業所において、部(局)長のほかに、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「部長級」に相当する者がいる場合には、これらの者は、「部長級」に含む。ただし、通常「部長代理」、「課長」、「係長」等と呼ばれている者は「部長級」としない。

- 3) 取締役、理事等であっても、一定の仕事に従事し、一般の職員と同じような給与を受けている者であって、かつ、部(局)長を兼ねている場合には、「部長級」に含め、部(局)長を兼ねていない場合には「部長級」としない。

102 課長級

○(含まれる役職) 本社(店)、支社(店)、工場、営業所などの事業所における総務、人事、営業、製造、技術、検査等の各課長

×(含まれない役職) 課長代理、同補佐、課次長

仕事の概要

いわゆる課長で、経営管理活動を行う営業、人事、会計、生産、研究、分析等の事務的、技術的な組織を統制、調整、監督し、所轄部門を運営する業務に従事する者及びこれらと同程度の責任と重要度を持つ職務に従事する者をいう。

説明事項

- 1) 「課長級」とは、事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が2係以上からなり、又は、その構成員が10人以上(課長を含む。)のものの長をいう。
- 2) 同一事業所において、課長のほかに、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者がいる場合には、これらの者は、「課長級」に含む。ただし、通常「課長代理」、「係長」等と呼ばれている者は「課長級」としない。

103 係長級

○(含まれる役職) 本社(店)、支社(店)、工場、営業所などの事業所における総務、人事、営業、製造、技術、検査等の各係長

×(含まれない役職) 課長代理、組長、伍長

仕事の概要

いわゆる係長で、営業、会計、調査等の事務的な業務の企画、立案、実施や技術面の業務、企画、設計、工程の技術的管理、維持、指導又は研究等において係員を指揮、監督する仕事に従事する者及びこれらと同程度の責任と重要度を持つ職務に従事する者をいう。

説明事項

- 1) ここで「係長級」とは、構成員の人数にかかわらず通常「係長」と呼ばれている者をいう。
- 2) 同一事業所において、係長のほかに、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「係長級」に相当する者がいる場合には、これらの者は、「係長級」に含む。
- 3) 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業において「係長」と呼ばれている者であって、その職務の内容及び責任の程度から、「職長級」「職長級」の説明事項に該当するとみられる者は、「係長級」としない。

104 職長級

C 鉱業、採石業、砂利採取業、D 建設業、E 製造業が記入

○(含まれる役職) 職長、組長、班長、伍長、組頭

仕事の概要

鉱物の採集、土木・建設の作業、各種製品の製造等の現場、工程で図面、仕様書の点検、仕事の手順、仕方、割当等の決定、仕事の進行状況の監督等を通じて、担当の仕事が円滑に進行するよう生産労働者を指揮、監督する者をいう。

説明事項

- 1) 名称のいかんにかかわらず、生産労働者の集団(集団の大きさは問わない。)の長として集団内の指揮、監督に当たる者をいう。このようないくつかの集団の長を統括的に指揮、監督する者も「職長級」に含む。
- 2) 専ら、集団内の指揮、監督をする者ばかりでなく、指揮、監督のかたわら、集団内の生産労働者と同じの作業に従事する者も、「職長級」に含む。

3) 例えば、次のような□内の者が「職長級」に含まれる。

イ課長	—	係長	—	職長	—	組長	—	伍長	—	生産労働者
ロ課長	—	係長	—	組長	—	伍長	—			生産労働者
ハ課長	—	係長	—	組長	—					生産労働者

4) 生産労働者とは、物の生産現場や建設作業の現場等における作業に従事する労働者が該当する。例えば、現場作業従事者、製造、検査、保全、修理作業等従事者、運搬作業等従事者が該当する。

105 その他の役職

○(含まれる役職) 上記 101～104 に該当しない各役職、部(局)長代理、同補佐、部(局)次長、課長代理、同補佐、課次長等、調査役等のスタッフ、支社長、支店長、工場長、営業所長、出張所長、病院長、学校長等

仕事の概要

管理・事務・技術部門における係長以上又は生産部門における職長以上の職務に従事する者で、上記の「101 部長級」、「102 課長級」、「103 係長級」、「104 職長級」のいずれにも含まれない役職をいう。

説明事項

生産部門とは、生産労働者が主となり構成される部門をいう。

管理・事務・技術部門とは、主として生産以外の業務(管理、事務、経理、営業、人事、福利厚生、研究、SE等)を行う部門が該当する。

◆1 職種一覧

対象：すべての労働者について記入

※複数の職種に該当する場合は、主な職種(就業時間の最も長い職種)を1つ記入してください。

該当する職種がない場合は、最も近いと思われるものを1つ記入してください。

※職業の一般従事者と同じ仕事に従事する傍ら、管理的な性質の仕事にも従事している職場のリーダー、責任者等は、一般従事者の仕事に応じて決定します。ただし、A管理的職業従事者、B専門的・技術的職業従事者に該当する場合は、それぞれの大分類(A・B)における職種とします。

※公的資格又はこれに準じた資格を要件とする仕事については、有資格者のみが該当します。

※公的資格又はこれに準じた資格を要件としない仕事であって無資格の見習い、助手等が行う仕事については、その内容が本務者のものと類似している場合には当該本務者と同じ職種とし、その内容が本務者のものと異なる場合にはその内容に即した職種とします。

※[1051 研究者][1072～1119 技術者]は、仕事を遂行するために通例、大学(短期大学を除く)の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とするものです。

A 管理的職業従事者

職種番号	職 種 名	代 表 例	解説頁
1031	管理的職業従事者	○部長、課長、支店長、工場長、駅長・区長 ×病院長(医師)(1121)、大学学長(1196)、 課長補佐や係長など(それぞれ該当する職種番号)※	(30)

※役職番号が「103 係長級」、「104 職長級」の者は職種番号「1031 管理的職業従事者」には該当しません。

それぞれ、具体的業務の内容に該当する職種番号を記入してください。

B 専門的・技術的職業従事者

職種番号	職 種 名	代 表 例	解説頁
1051	研究者	○研究機関・大学・企業の研究者、研究所長	(30)
1072	電気・電子・電気通信技術者(通信ネットワーク技術者を除く)	○電気設計技術員、情報機器開発技術者、 半導体製品製造技術者、電気工事施工管理技術者 ×電気工事従事者(1671)	
1073	機械技術者	○機械技術士、機械設計技術者、 プラント設計技術者、 金属機械技術者、配管技術者(機械)	
1074	輸送用機器技術者	○自動車設計技術者、自動車製造技術者、 航空機技術者 ×航空整備士(1554)	(31)
1076	金属技術者	○金属技術士、製鉄技術者、製鋼技術者、精錬技術者	
1077	化学技術者	○化学技術士、工業化学技術者、油脂化学技術者	
1091	建築技術者	○建築士、建設設計技術者、建築現場監督、 建築施工管理技術者 ×建設従事者(1651)～(1669)	
1092	土木技術者	○建設技術士、道路技術者、土木施工管理技術者、 河川土木技術者、上下水道技術士、土木現場監督 ×土木従事者(1681)	(32)
1093	測量技術者	○測量士、測量士補、道路測量士	
1101	システムコンサルタント・設計者	○システムコンサルタント、システムアナリスト	
1104	ソフトウェア作成者	○プログラマー、社内システムエンジニア	
1109	その他の情報処理・通信技術者	○サーバー管理者、セキュリティ技術者、 電気通信主任技術者	
1119	他に分類されない技術者	○農業技術者、食品化学技術者、作業環境測定士	
1121	医師	○医師、病院長(医師)、診療所長(医師)	(33)
1122	歯科医師	○歯科医師、歯科医院長(歯科医師)	
1123	獣医師	○獣医師、動物病院長(獣医師)	

1124	薬剤師	○薬剤師 ×薬学研究員(1051)	
1131	保健師	○保健師	
1132	助産師	○助産師	(34)
1133	看護師	○看護師、看護師長、訪問看護師 ×看護助手(1371)	
1134	准看護師	○准看護師 ×看護助手(1371)	
1141	診療放射線技師	○診療放射線技師、診療エックス線技師	
1143	臨床検査技師	○臨床検査技師、衛生検査技師	
1144	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、 視能訓練士	○理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士	
1146	歯科衛生士	○歯科衛生士	
1147	歯科技工士	○歯科技工士	
1151	栄養士	○栄養士、管理栄養士、栄養指導員 ×栄養教諭(1191)、(1192)、(1194)、(1199)	
1159	その他の保健医療従事者	○臨床工学技士、あん摩マッサージ指圧師、 はり師、きゅう師、柔道整復師、義肢装具士	(35)
1163	保育士	○保育士 ×保育教諭(1191)、保育補助者(1421)	
1168	介護支援専門員(ケアマネージャー)	○ケアマネージャー ×介護職員(1361)	
1169	その他の社会福祉専門職業従事者	○福祉相談指導専門員、福祉施設指導専門員、 生活指導員、職業指導員、サービス管理責任者、 相談支援専門員(障害者施設)、 ソーシャルワーカー	
1173	法務従事者	○弁護士、司法書士、弁理士	
1181	公認会計士、税理士	○公認会計士、会計士補、税理士	
1189	その他の経営・金融・保険専門職業従事者	○社会保険労務士、証券アナリスト、 アクチュアリー、経営コンサルタント	
1191	幼稚園教員、保育教諭	○幼稚園の園長・教頭・教諭・講師、保育教諭 ×保育士(1163)	(36)
1192	小・中学校教員	○小学校及び中学校の校長・教頭・教諭・講師	
1194	高等学校教員	○高等学校及び中等教育学校の校長・教頭・教諭・講師	
1196	大学教授(高専含む)	○大学・大学院・短期大学・高専の教授 医師(大学教授)、歯科医師(大学教授)	
1197	大学准教授(高専含む)	○大学・大学院・短期大学・高専の准教授	
1198	大学講師・助教(高専含む)	○大学・大学院・短期大学・高専の講師、助教	(37)
1199	その他の教員	○各種学校教員、専修学校教員、特別支援学校教員、 予備校・自動車学校教員	
1201	宗教家	○僧侶、住職、神父、神主 ×巫女(1421)	
1211	著述家、記者、編集者	○新聞記者、編集員	
1221	美術家、写真家、映像撮影者	○イラストレーター、写真記者 ×写真現像工(1592)	(38)
1224	デザイナー	○産業デザイナー(商品デザインなど)、 インテリアコーディネーター(販売を行わないもの)	
1231	音楽家、舞台芸術家	○ピアニスト、舞踏家、ディレクター、舞台装置家	
1244	個人教師	○ピアノ個人教師、塾講師(各種学校でないもの)	
1249	他に分類されない専門的職業従事者	○司書、通訳、検数員、行政書士、不動産鑑定士	

C 事務従事者

職種番号	職 種 名	代 表 例	解説頁
1251	庶務・人事事務員	○総務係事務員、庶務係事務員、文書係事務員 人事係事務員、福利厚生係事務員、給与係事務員	(39)
1253	企画事務員	○企画係事務員、プランナー、商品開発部員 マーケティング・リサーチャー	
1254	受付・案内事務員	○受付・案内事務員、図書館カウンター受付職員、 フロント(企業) ×娯楽施設フロント係(1406)	
1255	秘書	○会社社長秘書、会社役員秘書	
1256	電話応接事務員	○電話交換手、コールセンターオペレーター、 テレフォンアポインター、 通信販売受付事務(電話)	

1257	総合事務員	○総合事務員 ×複数の事務に従事していても行うべき仕事内容が限定されている場合(1251)～(1256)、(1259)～(1311)	
1259	その他の一般事務従事者	○広報・法務係事務員、調査票審査・集計事務員、保険契約事務員、クラーク（医療）、医療事務員、通信販売受付事務員（電話以外によるもの）	
1261	会計事務従事者	○預・貯金窓口事務員、経理係事務員、税理士事務所の事務員、物品調達係事務員 ×公認会計士(1181)、税理士(1181)	
1271	生産関連事務従事者	○生産管理事務員、出荷事務員	(40)
1281	営業・販売事務従事者	○販売伝票記録員、営業事務員、旅行者カウンター係 ×営業職（訪問を行うもの）(1344)～(1349)	
1291	外勤事務従事者	○公共料金集金人、市場調査員、メーター検針員	
1301	運輸・郵便事務従事者	○運行管理者、配車係、郵便窓口係員	
1311	事務用機器操作員	○データ・エントリー装置操作員、キーパンチャー、電子計算機操作員、OCR機器操作員	

D 販売従事者

職種番号	職 種 名	代 表 例	解説頁
1321	販売店員	○百貨店店員、総合スーパー店員、コンビニ店員、小売店店員、主に商品の仕入・販売に従事している小売・卸売店長	(40)
1324	その他の商品販売従事者	○街頭販売員、訪問販売員（商品携行）	(41)
1331	販売類似職業従事者	○不動産仲介人、保険代理業務員、株式売買人、宝くじ販売人、自動車販売代理店主	
1344	自動車営業職業従事者	○自動車セールス員 ×二輪車セールス員(1345)	
1345	機械器具・通信・システム営業職業従事者（自動車を除く）	○二輪車セールス員、セールスエンジニア、システム営業職員 ×自動車セールス員(1344)	
1346	金融営業職業従事者	○銀行外務員、有価証券勧誘員	
1347	保険営業職業従事者	○保険セールス員、保険契約外交員	
1349	その他の営業職業従事者	○食料品ルートセールス員、不動産セールス員、医薬品販売外交員、広告取り	(42)

E サービス職業従事者

職種番号	職 種 名	代 表 例	解説頁
1361	介護職員(医療・福祉施設等)	○介護職、介護士、ケアワーカー、生活支援員（障害者施設）	(42)
1362	訪問介護従事者	○ホームヘルパー	
1371	看護助手	○看護助手、看護補助者	
1379	その他の保健医療サービス職業従事者	○歯科助手、動物看護師、鍼灸師助手	
1381	理容・美容師	○理容師、美容師 ×トリマー(1421)	
1383	美容サービス・浴場従事者(美容師を除く)	○エステティシャン、ネイリスト、温泉浴場従事者	
1385	クリーニング職、洗張職	○クリーニング職、染み抜き工	(43)
1391	飲食物調理従事者	○飲食店の料理人、給食調理人、バーテンダー、板前、飲食店主（自ら飲食物の調理を行う）	
1403	飲食物給仕従事者	○ファーストフード店・ファミリーレストラン店員、飲食店ホール係、ウェイター・ウェイトレス、飲食店主（自ら飲食物の調理を行わない）	
1404	航空機客室乗務員	○キャビンアテンダント、フライトアテンダント	
1405	身の回り世話従事者	○旅館・ホテルの接客係、客室係、仲居	
1406	娯楽場等接客員	○動物園出札係、パチンコ店店員、キャディー、映画館案内係、娯楽場アナウンサー、接客社交係	
1411	居住施設・ビル等管理人	○マンション・ビル・駐車場・駐輪場などの管理人、駐車場誘導員	(44)
1421	その他のサービス職業従事者	○旅行添乗員、ビラ配り人、ポスティング人、レンタルショップ店員、葬儀作業者、便利屋、トリマー、巫女、保育補助者	

F 保安職業従事者

職種番号	職 種 名	代 表 例	解説頁
1453	警備員	○守衛、警備員、夜警員	(44)
1459	その他の保安職業従事者	○建設現場誘導員、交通誘導員、プール監視員	

G 農林漁業従事者

職種番号	職 種 名	代 表 例	解説頁
1461	農林漁業従事者	○造園師、植林作業員、間伐作業員、漁師	(44)

※H生産工程従事者のうち製品製造・加工処理従事者(1491～1509)及び機械組立従事者(1511～1514)には、装置、プラント、産業用ロボット等の自動化された生産設備を操作して、生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整等の制御・監視の仕事に従事するものも含まれます。

H 生産工程従事者

職種番号	職 種 名	代 表 例	解説頁
1491	製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者	○製鉄工、製鋼工、精錬工	(45)
1492	鋳物製造・鍛造従事者	○鋳物工、鋳造工、鋳型工、鍛造工	
1493	金属工作機械作業従事者	○旋盤工、フライス盤工 ※1498 を除く	
1494	金属プレス従事者	○金属プレス工 ※1496 を除く	
1495	鉄工、製缶従事者	○製缶工、橋りょう工、鉄骨工	
1496	板金従事者	○板金工、板金加工職	(46)
1497	金属彫刻・表面処理従事者	○めっき工、研磨工、バフ磨工	
1498	金属溶接・溶断従事者	○アーク溶接工、ガス溶接工 ※1495 を除く	
1499	その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)	○針・ばね・金属ねじ製造工、はんだ付工	
1501	化学製品製造従事者	○化学薬品製造工、化学繊維製造工、石油精製工、紡糸工 ×プラスチック製品製造工(1508)	(47)
1502	窯業・土石製品製造従事者	○ガラス製品製造工、陶器製造工、石工、石切工、石積工、コンクリートブロック製造工	
1503	食料品・飲料・たばこ製造従事者	○食料品・飲料・酒類製造工、水産物処理加工者 ×飲食店の調理師や料理人(1391)	
1505	繊維・衣服・繊維製品製造従事者	○紡績工、精紡工、ねん糸工、ミシン工、仕立工 ×化学繊維製造工(1501)	
1506	木・紙製品製造従事者	○チップ選別工、木型工、建具工、家具製造工、製紙工	(48)
1507	印刷・製本従事者	○製版工、オフセット印刷工、製本工、印刷写真工	
1508	ゴム・プラスチック製品製造従事者	○タイヤ製造・修理工、合成樹脂製品成形工 ×タイヤ整備士(1553)	
1509	その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	○靴製造工、靴修理工、がん具組立・加工作業員、かばん製造工、袋物製造工、内張工	
1511	はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者	○エンジン組立工、機械調整工、機械据付工	(49)
1512	電気機械器具組立従事者	○発電機組立工、通信機組立工、電子回路基板製造工、	
1513	自動車組立従事者	○車体組立工、部品組立工、エンジン取付工	
1514	その他の機械組立従事者	○電机组立工、時計組立・調整工、レンズ工、計量計測機器・光学機器組立工	(50)
1551	はん用・生産用・業務用機械器具・電気機械器具整備・修理従事者	○電気機械修理工、内燃機関修理工、機械保全工、機械分解工	
1553	自動車整備・修理従事者	○自動車整備工、自動車修理工 ×自動車塗装工(1591)、タイヤ修理工(1508)	
1554	その他の機械整備・修理従事者	○電車修理工、自転車修理工、時計修理工	
1561	製品検査従事者(金属製品)	○鋳物製品検査工、金属製品検査工、プレス検査工	
1571	製品検査従事者(金属製品を除く)	○化学製品検査工、検瓶工、繊維製品検査工、仕上検査工	
1581	機械検査従事者	○工作機械検査工、ポンプ検査工、電気製品検査工、電気部品検査工、自動車検査工、輸送機械検査工、時計検査工、レンズ検査工	(51)

1591	画工、塗装・看板制作従事者	○塗装工、船体塗装工、自動車塗装工、アニメーター、看板製作工	
1592	製図その他生産関連・生産類似作業従事者	○写真現像工、製図工、CADオペレーター、舞台照明係	

I 輸送・機械運転従事者

職種番号	職 種 名	代 表 例	解説頁
1601	鉄道運転従事者	○電車運転士、モノレール運転士	(51)
1611	バス運転者	○営業用・自家用・送迎・スクール・貸切・乗合・マイクロバス運転者	
1612	タクシー運転者	○タクシー運転者 ×代行運転者(1613)	
1613	乗用自動車運転者(タクシー運転者を除く)	○送迎運転者、役員運転者、代行運転者	
1614	営業用大型貨物自動車運転者	○営業用大型トラック運転者・ミキサー車運転者・バキュームカー運転者・トレーラー運転者・タンクローリー運転者	(52)
1615	営業用貨物自動車運転者(大型車を除く)	○営業用普通トラック運転者・塵芥収集車運転者・郵便運送自動車運転者	
1616	自家用貨物自動車運転者	○自家用トラック運転者	
1619	その他の自動車運転従事者	○宣伝カー運転者、清掃車運転者、レッカー車運転者、	
1624	航空機操縦士	○パイロット、航空機関士	
1631	車掌	○列車車掌、バス車掌	
1639	他に分類されない輸送従事者	○駅構内係、ロープウェイ乗務員	
1641	発電員、変電員	○発電員、発電保守員、変電員、変電保守員、送電員 ×電気工事業者(1671)	
1643	クレーン・ウインチ運転従事者	○クレーン運転工、コンベア運転工	(53)
1645	建設・さく井機械運転従事者	○ショベルマシン運転工、トラククレーン運転工、コンクリート舗装機械運転工	
1649	その他の定置・建設機械運転従事者	○エレベーター機械係、クレーン合図員、玉掛工、リフト運転員、ごみ処理プラント操作員	

J 建設・採掘従事者

職種番号	職 種 名	代 表 例	解説頁
1651	建設躯体工事従事者	○型枠大工、木製型枠工、型枠解体工、とび職、杭打工、取り壊し作業員、鉄筋切断工、鉄筋組立工 ×コンクリート鉄筋工(コンクリート製品製造)(1499)	(53)
1661	大工	○大工、宮大工 ×船大工や家具大工(1506)	
1666	配管従事者	○配管工、給排水衛生配管工、冷暖房工	(54)
1669	その他の建設従事者	○屋根ふき工、左官、壁塗り工、モルタル塗り工、防水工、保温工、保冷工、はつり工、内装仕上工	
1671	電気工事従事者	○通信線配線工、電気工事業者、電気工事士、電気保安工、電気設備工 ×電気工事技術者(1072)、発電員や変電員(1641)	
1681	土木従事者、鉄道線路工事従事者	○土木作業員、コンクリート打工、アスファルト舗装作業員、線路工事業者 ×土木技術者(1092)	
1691	ダム・トンネル掘削従事者、採掘従事者	○ダム・トンネル掘削工、採石工、砂利採取員、発破員	

K 運搬・清掃・包装等従事者

職種番号	職 種 名	代 表 例	解説頁
1702	船内・沿岸荷役従事者	○フォアマン、保管職員(上屋)、船内荷役業者、港湾荷役業者	(55)
1703	その他の運搬従事者	○郵便配達員、引越作業員、倉庫作業員、リサイクル品回収人(回収のみ)、牛乳・新聞配達人、宅配配達人、箱詰工(荷造)、自動販売機商品補充員	
1711	ビル・建物清掃員	○ビル清掃員、建物ガラス拭き作業員、床磨き作業員	

1712	清掃員(ビル・建物を除く)、廃棄物処理従事者	○公園清掃員、ごみ収集作業員、列車清掃員、消毒作業員	
1721	包装従事者	○ラッピング作業員、ラベル貼り作業員、箱詰作業員(包装) ×箱詰作業員(荷造)(1703)	
1739	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	○公園草取作業員、学校用務員、貨物自動車助手、皿洗い人(調理見習いでないもの)	

◆2 職種解説

(注) × (含まれない職種の例) として例示されているもので () 内に番号が記入してあるものは、その番号の職種として扱われることを示します。

管理的職業従事者

1031 管理的職業従事者

○(含まれる職種の例) 執行役員、部長、課長、部次長、営業所長、支社長、支店長、工場長、駅長・区長、小売・卸売店長(主に経営管理の仕事に従事するもの)

×(含まれない職種の例) 研究所長(1051)、病院長・診療所長(医師)(1121)、歯科医院長・歯科診療所長(歯科医師)(1122)、校長(1192)(1194)(1199)、大学学長(1196)、小売・卸売店長(主に商品仕入・販売に従事するもの)(1321)、課長補佐(それぞれ該当する職種に分類)

仕事の概要

いわゆる管理職で、事業経営方針の決定、経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制など、経営体の全般又は課(課相当を含む)以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう。

※役職番号が「103 係長級」、「104 職長級」の者は職種番号「1031 管理的職業従事者」には該当しません。

それぞれ、具体的業務の内容に該当する職種番号を記入してください。

専門的・技術的職業従事者

1051 研究者

○(含まれる職種の例) 研究機関・大学・企業の研究者、医学研究員、動物学研究員、薬学研究員、宗教研究員、研究所長

×(含まれない職種の例) 技術者(1072)～(1119)、大学教授(1196)、大学附属研究所教授(1196)

仕事の概要

公的研究機関、大学附置研究所又は企業の研究所・試験所・研究室などの試験・研究施設において、自然科学、人文・社会科学の分野の基礎的又は応用的な学問上・技

術上の問題を解明するため、新たな理論・学説の発見又は技術上の革新を目標とする専門的・科学的な仕事に従事するものをいう。

除外

大学附置研究所などの研究者のうち、講座を有するもの(1196)～(1198)、研究施設において、専ら試験・研究に関連する技能的な仕事に従事するもの(1491)～(1592)

1072 電気・電子・電気通信技術者(通信ネットワーク技術者を除く)

○(含まれる職種の例) 電気設計技術員、電気機械設計技術者、配電盤設計技術者、情報機器開発技術者、制御盤設計技術者、電子管製造技術者、半導体製品製造技術者、テレビジョン製造技術者、電気音響装置製造技術者、電気工事施工管理技術者、電気通信機器製造技術者

×(含まれない職種の例) ITサービスマネージャ(1109)、情報セキュリティ技術者(1109)、電気通信主任技術者(1109)、電気通信施設技術者(1109)、無線技術士(1249)、有線テレビジョン技術員(1249)、電気工事従事者(1671)

仕事の概要

強電機器・電気機器・LSI・電子応用装置・電気通信機器などの各種電気・電子機械器具及び同機械器具の部品の開発・設計又は生産における生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計、検査・維持管理、製作、保守、修理の技術的統制・指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。また、発送電など電気に関する技術の開発、発送電・電気照明などの電気施設の計画・設計又は工事の監督・維持管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。

除外

試験所・研究所などの試験・研究施設で、基礎的な研究の仕事に従事するもの(1051)、電気化学製品の製造に関する技術的な仕事に従事するもの(1076)、通信施設の通信操作・技術操作、電波の監視・規正の業務に従事するもの(1249)、主に生産現場で作業員の監督を行うもの(1491)～(1592)

1073 機械技術者

○(含まれる職種の例) 機械技術士、機械設計技術者、建設機械設計技術者、プラント設計技術者、配管技術者(機械)、金属機械技術者、精密機械技術者、建設機械製造技術者

×(含まれない職種の例) 機械デザイナー(1224)、電気機械技術者(1072)、自動車製造技術者(1074)

仕事の概要

各種機械器具(電気・電子機器・電気通信機器・自動車・航空機・船舶を除く)・機械設備及び同部品などに関する開発・設計又は生産に関する生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計、工程管理・品質管理、監督、指導・据付・製造・改造・修理・検査・調査などの技術的な仕事に従事するものをいう。

船用機関の製造・改造などに関する開発・設計又は維持・修理に関する技術指導・作業管理などの技術的な仕事又は、はん用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具及び同部品に関する開発・設計又は製造の技術的な仕事に従事するものも含まれる。

除外

試験所・研究所などの試験・研究施設で、基礎的な研究の仕事に従事するもの(1051)、主に生産現場で作業員の監督を行うもの(1491)～(1592)

1074 輸送用機器技術者

○(含まれる職種の例) 自動車設計技術者、自動車製造技術者、航空機技術者、船舶設計技術者、造船技術者

×(含まれない職種の例) 自動車デザイナー(1224)、航空整備士(1554)

仕事の概要

自動車・航空機・船舶及び同部品など輸送用機器の開発に関し、開発・設計などの科学的・技術的な仕事に従事するもの又は生産に関し生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計、工程管理・品質管理、監督、指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

除外

試験所・研究所などの試験・研究施設で、基礎的な研究の仕事に従事するもの(1051)、自動車の原動機・航空機の原動機・航空計器の開発・設計・製造・修理に関する技術的な仕事及び船用機関計測器類の開発・設計・製造・修理に関する技術指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するもの(1073)、主に生産現場で作業員の監督を行うもの(1491)～(1592)

1076 金属技術者

○(含まれる職種の例) 金属技術士、製鉄技術者、製鋼技術者、や(冶)金技術者、鋳物技術者、電気製錬技術者、金属精錬技術者、電気化学技術者(金属製造処理)、鑄造技術者、合金技術者

×(含まれない職種の例) 非金属精製技術者(1077)

仕事の概要

金属の製錬・精錬・溶解・鑄造・熱処理・圧延・表面処理・合金の製造などに関する技術の開発又はこれらの製造に関する生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計、工程管理・品質管理、監督、指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

除外

試験所・研究所などの試験・研究施設で、基礎的な研究の仕事に従事するもの(1051)、非金属の精製に関する技術的な仕事に従事するもの(1077)、主に生産現場で作業員の監督を行うもの(1491)～(1592)

1077 化学技術者

○(含まれる職種の例) 化学技術士、非金属精製技術者、工業化学技術者、化学薬品製造技術者、油脂化学技術者、医薬品製造技術者、薬品分析試験技術者、プラスチック製品製造技術者、化学繊維製造技術者

×(含まれない職種の例) 電気化学技術者(金属製造処理)(1076)、や(冶)金技術者、染色技術者(1119)、食品化学技術者(1119)

仕事の概要

化学肥料・無機工業製品・有機工業製品・油脂・油脂製品・塗料・天然樹脂製品・木材化学製品・医薬品・発火物・香料・化粧品・石油製品・ゴム・化学繊維・合成繊維など化学製品の開発及びこれらの製造に関する化学工程の生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計並びに工程管理・品質管理、監督、指導・分析・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。

除外

試験所・研究所などの試験・研究施設で、基礎的な研究の仕事に従事するもの(1051)、主に生産現場で作業員の監督を行うもの(1491)～(1592)

1091 建築技術者

○(含まれる職種の例) 建築士、建築設計監督技術者、建築設備設計技術者、建築技師、建築技術者、建築構造設計技術者、建築施工管理技術者、建築現場監督

×(含まれない職種の例) 土地家屋調査士(1173)、型枠大工(1651)、大工(1661)、とび職(1651)

仕事の概要

住宅・その他の建築物の建設・改修・維持に関する計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。

除外

試験所・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する研究の仕事に従事するもの(1051)、土地台帳・家屋台帳の登録について、土地・家屋に関する調査・測量・申告手続の仕事に従事するもの(1249)

1092 土木技術者

- (含まれる職種の例) 土木技術者、建設技術士、道路技術者、橋りょう技術者、河川土木技術者、港湾技術者、上下水道技術士、空港建設技術者、庭園設計技術者、治山・治水技術者、土木現場監督、土木施工管理技術者
×(含まれない職種の例) 測量士(1093)、土地家屋調査士(1173)、土木作業員(1681)、アスファルト舗装作業員(1681)

仕事の概要

道路(橋・トンネルを含む)・河川・港湾・海岸・鉄道・上下水道・空港・都市計画・水力開発・災害復旧などの土木施設の建設・改良・維持、及び宅地・農地・水路などの改良・造成に関する計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。

土木工事の計画・施工とともに、付随的に測量作業に従事するものも含まれる。

除外

試験所・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する研究の仕事に従事するもの(1051)、土地台帳・家屋台帳の登録について、土地・家屋に関する調査・測量・申告手続に関する業務に従事するもの(1249)

1093 測量技術者

- (含まれる職種の例) 測量士、測量士補、森林測量技術者、道路測量士、鉱山測量技術者、水路測量技術者、港湾測量技術者、方位測定技術員、航空写真測量技術者、地図測量士
×(含まれない職種の例) 土木技術者(1092)、森林区画測量作業員(1461)、測量作業員(1669)

仕事の概要

土地・水路などの測量に関する計画・機械の調節・作業の実施・指揮など、及び測量に関する成果・資料の取りまとめについての技術的な仕事に従事するものをいう。

除外

試験所・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する研究の仕事に従事するもの(1051)

1101 システムコンサルタント・設計者

- (含まれる職種の例) システムコンサルタント、システムアナリスト、情報処理プロジェクトマネージャ
×(含まれない職種の例) ソフトウェア作成者(プログラマー等)(1104)

仕事の概要

顧客の業務内容を分析し、問題に合わせた情報システムを策定し、提言を行う仕事、顧客又は自己の問題の解決のため、ハードウェア、ソフトウェア双方を含め、主として必要なシステム全体の構成を企画する仕事、又はシステム開発プロジェクトの責任者としてプロジェクト計画を作成し、プロジェクト全体を管理する仕事に従事するものをいう。

パッケージソフトウェアの開発企画の仕事、企業等でのシステムの導入に関する企画や導入時の監督の仕事に従事するものも含まれる。また、個々のソフトウェアの開発の仕事に従事するものも含まれる。

除外

試験所・研究所などの試験・研究施設で、製品開発に関する基礎的な研究の仕事に従事するもの(1051)

1104 ソフトウェア作成者

- (含まれる職種の例) テクニカルスペシャリスト、プログラマー、CGプログラマー、社内システムエンジニア、クリエイター(情報通信産業に関するもの)
×(含まれない職種の例) 情報処理プロジェクトマネージャ(1101)

仕事の概要

ソフトウェア作成(基本ソフトウェア及びアプリケーションソフトウェア双方の開発を含む。)のための仕様決定、設計及びプログラミングの仕事に従事するものをいう。

除外

主としてシステム全体の構成を企画する仕事に従事するもの(1101)

1109 その他の情報処理・通信技術者

- (含まれる職種の例) ITサービスマネージャ、システム保守技術者、サーバー管理者、情報セキュリティ技術者、電気通信主任技術者、電気通信施設技術者、有線電気通信技術者、無線電気通信技術者
×(含まれない職種の例) 社内システムエンジニア(1104)、ネットワークプログラマー(1104)、ウェブデザイナー(1224)、無線通信員(1249)、無線技術士(1249)、有線テレビジョン技術員(1249)、電気通信設備工事従事者(1671)

仕事の概要

構築されたシステムに関する安全性の確保を含めた維持・管理・保守の仕事に従事するもの、有線電気通信・無線通信などの事業用電気通信設備及びLAN設備に関する計画・設計・施設工事の監督・維持管理などの技術的な仕事に従事するもの、通信規格など通信技術に関する技術的な仕事に従事するものなど、[1101 システムコンサルタント・設計者]及び[1104 ソフトウェア作成者]に含まれない情報処理・通信技術に関する仕事に従事するものをいう。

除外

通信施設の通信操作・技術操作、電波の監視・規正の仕事に従事するもの(1249)、通信回線に利用者の機器を接続する作業に従事するもの(1671)

1119 他に分類されない技術者

- (含まれる職種の例) 農業技術者、農産物検査員、畜産技術者、林業技士、樹木医、水産技術者、養殖技術者、木

材加工技術者、清涼飲料開発技術者、食品化学技術者、食品製造技術者、醸造技術者、染色技術者、核燃料取扱技術者、放射線利用機器取扱技術者、地質調査技術者、作業環境測定士、し尿処理施設技術者、労働安全コンサルタント、印刷技術者、サーチャー

×(含まれない職種の例) 農林土木技術者(1092)、農業検査員(1249)

仕事の概要

各種飲食料品の開発及びそれらの生産に関し、生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計並びに工程管理・品質管理、監督、指導などの技術的な仕事に従事するもの、(1072)～(1077)に分類されない機器等の製造に関し、開発・設計、生産工程の企画、工程管理・品質管理、監督、指導など技術的な仕事に従事するもの、核燃料取扱技術者、地質調査技術者など、(1072)～(1109)に含まれない科学的・技術的な仕事に従事するものをいう。

除外

試験所・研究所などの試験・研究施設で、基礎的な研究の仕事に従事するもの(1051)、主に生産現場で作業員の監督を行うもの(1491)～(1592)

1121 医師

○(含まれる職種の例) 医師、大学附属病院長(医師)、病院長(医師)、診療所長(医師)

×(含まれない職種の例) 診療放射線技師(1141)、医科大学教授(1196)、歯科医師(1122)

仕事の概要

医師の免許を有し、身体各部の疾患・機能障害の診断・治療・手術・研究、保健指導、健康管理、臨床検査、医学的矯正保護、医学的鑑識、保険事業に伴う医学的審査、海・空港における出入港検疫などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

医師の免許を有する病院長・診療所長も含まれる。

除外

予防衛生・保健衛生などに関する試験・研究の仕事に従事するもの(1051)、医師の免許を有しても、医薬品の製造を管理するもの(1077)、大学の教授・准教授・講師又は助教であって、学生等に対する教育を行うとともに大学附属病院などで診断・治療などの仕事に従事するもの(1196)～(1198)、医学的な検定・検査・診療に伴う、病理細菌に関する技術的な仕事に従事するもの(1159)

1122 歯科医師

○(含まれる職種の例) 歯科医師、歯科医院長(歯科医師)、歯科診療所長(歯科医師)

×(含まれない職種の例) 歯科衛生士(1146)、歯科技工士(1147)、歯科大学教授(1196)

仕事の概要

歯科医師の免許を有し、歯、その周囲組織及び口く(腔)に生ずるすべての疾患についての診断・治療・予防・指導などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

歯科医師の免許を有する歯科病院長・歯科診療所長も含まれる。

除外

予防衛生・保健衛生などに関する試験・研究の仕事に従事するもの(1051)、大学の教授・准教授・講師又は助教であって、学生等に対する教育を行うとともに大学附属病院などで歯科に関する診断・治療などの仕事に従事するもの(1196)～(1198)

1123 獣医師

○(含まれる職種の例) 獣医師、動物病院長(獣医師)、と畜検査員

×(含まれない職種の例) 獣医科大学教授(1196)、動物病院助手(1379)、動物看護師(1379)、装てい(蹄)師(1461)

仕事の概要

獣医師の免許を有し、家畜・家さん・愛がん動物などの診療及び保健衛生指導、動物・畜産物の検疫などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

獣医師の免許を有する家畜診療所長・動物病院長及び動物・畜産物の病源の有無について検査し、と殺処分・消毒などの取締りに従事するものも含まれる。

除外

家畜衛生・保健衛生などに関する試験・研究の仕事に従事するもの(1051)、家畜の診療、動物・畜産物の検疫などの専門的な仕事に付随する技術的補助の仕事に従事するもの(1379)

1124 薬剤師

○(含まれる職種の例) 薬剤師、薬局店主(薬剤師)、薬局管理者、管理薬剤師

×(含まれない職種の例) 薬学研究員(1051)、医薬品製造技術者(1077)、衛生検査技師(1143)、薬学部教授(1196)

仕事の概要

薬剤師の免許を有し、調剤、医薬品の供給、医薬品の製造の管理などの、薬事に関する専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

除外

薬剤師の免許の有無に関わらず、各種薬品・食品に関する薬学的な試験・研究の業務に従事するもの(1051)

1131 保健師

○(含まれる職種の例) 保健師(事業所等で衛生管理業務を併せ行っている者を含む)、保健指導員(保健師)

×(含まれない職種の例) 衛生管理者(医師、保健師、看護師でないもの)(1159)、特別支援学校教諭(1199)

仕事の概要

保健師の免許を有し、健康相談・健康教育・家庭訪問などにより、衛生思想の普及・疾病予防の指導・傷病者の療養指導・その他日常生活上必要な保健指導の仕事に従事するものをいう。

1132 助産師

○(含まれる職種の例) 助産師、助産所長(助産師)、妊婦指導員(産婦人科医院)

×(含まれない職種の例) 看護助手(1371)、看護補助者(1371)

仕事の概要

助産師の免許を有し、助産、妊婦・じょく婦・新生児の保健指導の仕事に従事するものをいう。

1133 看護師

○(含まれる職種の例) 看護師(事業所等で衛生管理業務を併せ行っている者を含む)、看護師長、派出看護師、訪問看護師

×(含まれない職種の例) ホームヘルパー(1362)、准看護師(1134)、看護助手(1371)、看護補助者(1371)

仕事の概要

看護師の免許を有し、傷病者・じょく婦・新生児に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事するものをいう。

1134 准看護師

○(含まれる職種の例) 准看護師

×(含まれない職種の例) ホームヘルパー(1362)、看護師(1133)、看護助手(1371)、看護補助者(1371)

仕事の概要

准看護師の免許を有し、医師・歯科医師・看護師の指示を受けて、傷病者・じょく婦に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事するものをいう。

1141 診療放射線技師

○(含まれる職種の例) 診療放射線技師、診療エックス線技師

×(含まれない職種の例) 放射線利用機器取扱技術者(1119)

仕事の概要

診療放射線技師の免許を有し、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線の人体照射(撮影を含む)の仕事に従事するものをいう。

1143 臨床検査技師

○(含まれる職種の例) 臨床検査技師長、臨床検査技師、衛生検査技師

×(含まれない職種の例) 動物学研究者(1051)、薬品分析試験技術者(1077)

仕事の概要

臨床検査技師又は衛生検査技師の免許を有し、医師の指導監督の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査などの仕事に従事するものをいう。

1144 理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，視能訓練士

○(含まれる職種の例) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士

×(含まれない職種の例) 診療放射線技師(1141)、あん摩マッサージ指圧師(1159)、心理・職能判定員(1169)、福祉施設職業指導員(1169)

仕事の概要

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は視能訓練士の免許を有し、病院、診療所、社会福祉施設などにおいて、理学療法、作業療法、言語訓練又は視能訓練の仕事に従事するものをいう。

1146 歯科衛生士

○(含まれる職種の例) 歯科衛生士

×(含まれない職種の例) 歯科医師(1122)、歯科助手(1379)

仕事の概要

歯科衛生士の免許を有し、歯科医師の直接の指導の下に、歯牙及び口(腔)の疾患の予防処置として歯垢・歯石の除去、歯科診療の補助並びに歯科保健指導などの仕事に従事するものをいう。

1147 歯科技工士

○(含まれる職種の例) 歯科技工士

×(含まれない職種の例) 歯科医師(1122)、歯科助手(1379)

仕事の概要

歯科技工士の免許を有し、病院、歯科診療所、歯科技工所などにおいて、歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成、修理、又は加工する仕事に従事するものをいう。

1151 栄養士

○(含まれる職種の例) 栄養士、管理栄養士、栄養指導員、学校栄養職員、ダイエット・コーディネイター(栄養士)

×(含まれない職種の例) 調理師(1391)、食品衛生管理者(1159)、栄養教諭(1191)～(1194)(1199)

仕事の概要

栄養士の免許を有し、栄養指導、栄養相談、給食施設における献立の作成・栄養価の計算・特別治療食の調理・その他これらに伴う食事相談・し(嗜)好調査・栄養摂取状況調査などの栄養指導の仕事に従事するものをいう。

1159 その他の保健医療従事者

○(含まれる職種の例) 臨床工学技士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、整体師、食品衛生管理者、衛生管理者(医師・保健師・看護師でないもの)、建築物環境衛生管理技術者、義肢装具士、心理カウンセラー(医療施設)

×(含まれない職種の例) 心理カウンセラー(福祉施設)(1169)、看護助手(1371)、看護補助者(1371)

仕事の概要

臨床工学技士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師の免許を有し、それぞれの保健衛生に関連する仕事に従事しているもの、又は(1121)～(1151)に含まれない専門的・技術的な医療・保健衛生の仕事に従事するものをいう。

1163 保育士

○(含まれる職種の例) 保育士、地域限定保育士

×(含まれない職種の例) 保育補助者(1421)、幼稚園教諭(1191)、保育教諭(1191)、障害者支援施設生活支援員(1361)、保育所園長(1169)

仕事の概要

児童福祉法又は国家戦略特別区域法に基づき、保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の名称を用いて、保育所、こども園、障害児施設及び児童養護施設等において児童の保育・保護の仕事に従事するものをいう。

1168 介護支援専門員(ケアマネジャー)

○(含まれる職種の例) 介護支援専門員(ケアマネジャー)

×(含まれない職種の例) 福祉施設介護職員(1361)、医療施設介護職員(1361)、ホームヘルパー(1362)

仕事の概要

要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況に応じて適切な介護サービスを利用できるよう、ケアプランの作成や市町村・居宅サービス事業者・介護保険施設等との連絡調整を行う仕事に従事するものをいう。

1169 その他の社会福祉専門職業従事者

○(含まれる職種の例) 老人福祉施設長・生活指導員、障害者支援施設長・職業指導員・相談支援専門員、サービス管理責任者、児童自立支援専門員・児童生活支援員、児童福祉施設長・児童指導員・児童厚生員、母子生活支援施設寮母・寮父、母子指導員、社会福祉協議会専門職員、心理カウンセラー(福祉施設)、ソーシャルワーカー、心理・職能判定員

×(含まれない職種の例) 障害者支援施設生活支援員(1361)

仕事の概要

保育所などの児童福祉施設、障害者支援施設、老人福祉施設等の福祉施設において、専門的な保護、自立支援、援護、育成、介護の指導の仕事に従事するものや社会福祉協議会等の福祉団体などにおいて、専門的な相談、指導、助言の仕事に従事するものなど、[1163 保育士]及び[1168 介護支援専門員(ケアマネジャー)]に含まれない専門的・技術的な社会福祉の仕事に従事するものをいう。

1173 法務従事者

○(含まれる職種の例) 弁護士、弁理士、司法書士、海事補佐人、土地家屋調査士

×(含まれない職種の例) 行政書士(1249)、(企業の)法務係事務員(1259)

仕事の概要

弁護士、弁理士、司法書士、その他司法に関連する専門的な仕事に従事するものをいう。

1181 公認会計士、税理士

○(含まれる職種の例) 公認会計士、会計士補、税理士

×(含まれない職種の例) 弁理士(1173)、経理事務員(1261)、行政書士(1249)、社会保険労務士(1189)、経営コンサルタント(1189)、中小企業診断士(1189)

仕事の概要

他人の求めに応じて、財務書類の監査・証明・調整、財務に関する調査・立案・相談などに関する仕事に従事するもの、又は他人の求めに応じて、租税に関する申告・申請・再調査又は審査の請求・異議の申立て・過誤納税金の還付請求などについて税務官公署に提出する書類の作成、税務に関する相談などの仕事に従事するものをいう。

1189 その他の経営・金融・保険専門職業従事者

○(含まれる職種の例) 社会保険労務士、金融商品開発者、証券アナリスト、金融ストラテジスト、保険商品開発者、アクチュアリー、経営コンサルタント、中小企業診断士、経

営指導員(商工会議所又は商工会に属するもの)、品質システム審査員

×(含まれない職種の例) 弁理士(1173)、経理事務員(1261)、行政書士(1249)、保険仲立人(1331)、株式売買人(1331)、金融ブローカー(1331)、株式トレーダー(1331)、不動産鑑定士(1249)

仕事の概要

高度な企業経営・金融・保険に関する専門的知識や実務経験に基づき、他人の求めに応じて、財務会計、人事労務に関するコンサルティング、財務監査、税務指導などの仕事及び資産運用や金融取引に関する助言・リスクヘッジ・リスクマネジメント・投資戦略の設計などの仕事に従事するもので、[1181 公認会計士、税理士]に含まれない経営・金融・保険専門職業従事者をいう。

除外

有価証券の売買・仲立、資金や為替などの金融取引の仕事に従事するもの(1331)

1191 幼稚園教員、保育教諭

○(含まれる職種の例) 幼稚園の園長・教頭・教諭・助教諭・養護教諭・講師、保育教諭、幼保連携型認定こども園園長

×(含まれない職種の例) 保育士(1163)、特別支援学校幼稚部教諭(1199)

仕事の概要

幼稚園、幼保連携型認定こども園などにおいて、幼児の学校教育・保育・養護に従事するものをいう。

除外

保育所などの児童福祉施設において、児童の保育・保護の仕事に従事するもの(1163)

1192 小・中学校教員

○(含まれる職種の例) 小学校及び中学校の校長・教頭・教諭・助教諭・養護教諭・講師・保健主事・司書教諭・栄養教諭

×(含まれない職種の例) 特別支援学校教諭(1199)、児童自立支援専門員・児童生活支援員(1169)

仕事の概要

小学校において、児童の初等普通教育・養護に従事するもの、又は中学校において、生徒の中等普通教育・養護に従事するものをいう。

除外

特別支援学校において、児童・生徒の初等・中等普通教育に従事するもの(1199)、児童自立支援施設において、児童の自立支援・教科指導に従事するもの(1169)

1194 高等学校教員

○(含まれる職種の例) 高等学校及び中等教育学校の校長・教頭・教諭・助教諭・養護教諭・司書教諭・栄養教諭・講師、農業高校農場主任、大学附属高等学校教諭

×(含まれない職種の例) 特別支援学校高等部教諭(1199)、実習助手(学校における農耕)(1461)、実習助手(学校の金属工作機械)(1493)

仕事の概要

高等学校において、生徒の高等普通教育・専門教育・養護に従事するもの、並びに中等教育学校において、生徒の中等普通教育・養護及び高等普通教育・専門教育・養護に従事するものをいう。

除外

特別支援学校において、生徒の高等普通教育に従事するもの(1199)、高等学校又は中等教育学校において、教育に関する専門的知識を必要とせず、専ら技能的・技術的知識若しくは経験を必要とする実技の指導又は実習の補助的な仕事に従事するもの(それぞれ該当する職種に分類)

1196 大学教授(高専含む)

○(含まれる職種の例) 大学学長、大学副学長、学部長、大学教授、大学附属研究所教授、高等専門学校の教授

×(含まれない職種の例) 大学准教授(1197)、大学講師(1198)、大学助教(1198)

仕事の概要

大学(大学院、短期大学、大学附属研究機関を含む)、高等専門学校において、教授の地位にあり、学生に専門の学芸を教授するものをいう。

教育に従事する学長・部局長、大学の学部(大学院の研究科・短期大学の学科を含む)において学生に対して、専門的・科学的知識に基づく実験又は実習の指導・研究に従事するもの、大学の研究所、教育又は研究施設などにおいて、学生・研究生に対する教育・研究に従事するものも含まれる。

除外

大学において、学生に関する事務、学生の実験又は学習の指導・研究の補助的な仕事に従事するもの、大学附属病院・研究所などにおいて、専ら教育以外の業務に従事するもの(それぞれ該当する職種に分類)

1197 大学准教授(高専含む)

○(含まれる職種の例) 大学准教授、高等専門学校の准教授

×(含まれない職種の例) 大学教授(1196)、大学講師(1198)、大学助教(1198)

仕事の概要

大学(大学院、短期大学、大学附属研究機関を含む)、高等専門学校において、准教授の地位にあり、学生に専門の学芸を教授するものをいう。

大学の学部(大学院の研究科・短期大学の学科を含む)において学生に対して、専門的・科学的知識に基づく実験又は実習の指導・研究に従事するもの、大学の研究所、教育又は研究施設などにおいて、学生・研究生に対する教育・研究に従事するものも含まれる。

除外

大学において、学生に関する事務、学生の実験又は学習の指導・研究の補助的な仕事に従事するもの、大学附属病院・研究所などにおいて、専ら教育以外の業務に従事するもの(それぞれ該当する職種に分類)

1198 大学講師・助教(高専含む)

○(含まれる職種の例) 大学講師、大学助教、高等専門学校の講師、高等専門学校の助教

×(含まれない職種の例) 大学教授(1196)、大学准教授(1197)

仕事の概要

大学(大学院、短期大学、大学附属研究機関を含む)、高等専門学校において、講師・助教の地位にあり、学生に専門の学芸を教授するものをいう。

大学の学部(大学院の研究科・短期大学の学科を含む)において学生に対して、専門的・科学的知識に基づく実験又は実習の指導・研究に従事するもの、大学の研究所、教育又は研究施設などにおいて、学生・研究生に対する教育・研究に従事するものも含まれる。

除外

大学において、学生に関する事務、学生の実験又は学習の指導・研究の補助的な仕事に従事するもの、大学附属病院・研究所などにおいて、専ら教育以外の業務に従事するもの(それぞれ該当する職種に分類)

1199 その他の教員

○(含まれる職種の例) 特別支援学校の校長・教頭・教諭・助教諭・養護教諭・講師、舎監(特別支援学校)、職業訓練指導員(民間企業、団体)、職業能力開発大学校教員、各種学校教員、専修学校教員、予備校教員、自動車教習所指導員

×(含まれない職種の例) 大学教授(1196)、大学准教授(1197)、大学講師(1198)、実習助手(学校の金属工作機械)(1493)、塾講師(各種学校でないもの)(1244)、家庭教師(1244)

仕事の概要

特別支援学校において、生徒・児童・幼児の幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準ずる教育・養護に従事するもの、学校教育法第124条に定める専修学校又は同第134条に定める各種学校において、学生・生徒に対する各種の教科や実技などの教育に従事するものをいう。

の、学校教育法第124条に定める専修学校又は同第134条に定める各種学校において、学生・生徒に対する各種の教科や実技などの教育に従事するもの及び学校以外の教育施設において、学生・生徒に対する各種の教科や実技などの教育に従事するものをいう。

除外

特別支援学校において、教育に関する専門的知識を必要とせず、専ら寄宿舎における生徒・児童の生活及び学習の世話などの仕事に従事するもの(1411)、小学校・中学校・高等学校の特別支援学級において、児童・生徒の教育に従事するもの(1192)、(1194)

大学において、学理的基礎知識によらず、実務の経験若しくは研修に基づく知識・技術・技能によって、学生に関する事務、学生の実験又は学習の指導・研究の補助的な仕事に従事するもの、大学附属の病院・研究所などの附属施設において、専ら教育以外の仕事に従事するもの、大学の医学部附属の看護師養成施設などにおいて、専ら看護などに関する理論又は実技の教授に従事するもの、大学の学部・研究所などに附属する工場において、実験用又は試作機械器具の製作の仕事に従事するもの(それぞれ該当する職種に分類)

各種学校以外の教授所において、教養・レクリエーションなどのための指導に従事するもの、個人教授所(塾)・個人家庭において、学習指導に従事するもの(1244)

1201 宗教家

○(含まれる職種の例) 神職、僧侶、住職、神父、修道者、牧師、宣教師、布教師、伝道師、神主

×(含まれない職種の例) 宗教研究員(1051)、みこ(巫女)(1421)、祈とう師(1421)

仕事の概要

神道・仏教・キリスト教又はその他の宗教の布教、伝道、法要、式典などの祭式の執行、その他の宗教活動に従事するものをいう。

1211 著述家、記者、編集者

○(含まれる職種の例) 脚本家、評論家、著述家、翻訳家、コピーライター、新聞記者、放送記者、雑誌記者、広告記者、デスク(主筆)、論説委員、編集員、ニュース解説者、ルポライター(探訪記者、現地取材記者)、スポーツライター

仕事の概要

文学・学術などに関する著作・翻訳の仕事に従事するもの、新聞・雑誌などの記事の取材・執筆の仕事に従事するもの、及び新聞・書籍・雑誌などを刊行するための資料を一定の目的の下に収集し、配列・整理するなどの仕事に従事するものをいう。

1221 美術家, 写真家, 映像撮影者

○(含まれる職種の例) 彫刻家、画家、イラストレーター、陶芸家、工芸家、装てい(丁)家、写真家、写真記者、映画撮影助手、写真技師、映像撮影者、テレビカメラ撮影技師
×(含まれない職種の例) 印刷師(1509)、陶磁器絵付工(1502)、アニメーター(1591)、診療放射線技師(1141)、写真修整工(1592)、写真現像工(1592)、映写技師(1592)

仕事の概要

彫刻・絵画・美術工芸品などの芸術作品の創作の仕事に従事するもの、肖像写真の撮影・焼付け・引伸しなどの仕事に従事するもの、映画・テレビジョン用撮影機の操作の仕事に従事するもの、及び新聞・雑誌などの出版物に用いるためニュース・事件・人物などの撮影の仕事に従事するものをいう。

除外

美術家等の指導によって、彫刻、塑造、工芸品の製作の補助的な仕事に従事するもの(1491)～(1509)

撮影は行わず、写真・映画のフィルム現像・プリントのみを行う仕事に従事するもの又は映写機を操作する仕事に従事するもの(1592)

1224 デザイナー

○(含まれる職種の例) デザイナー、工業デザイナー、産業デザイナー、商業美術家、インテリアコーディネーター(販売を行わないもの)、フラワーデザイナー、ディスプレイデザイナー、図案技師、印刷図案家、建築装飾図案家、服飾デザイナー、宣伝用図案家、機械デザイナー、ウェブデザイナー、CGアーティスト、自動車デザイナー
×(含まれない職種の例) 舞台装置家(1231)、図案工(1591)

仕事の概要

工業的若しくは商業的製品又はその他の物品・装飾に関し、用途・材質・製作法・形状・模様・色彩・配置・照明などについて、技芸的又は趣味的な意匠を考案し、図上に設計・表現を行う専門的な仕事に従事するものをいう。

1231 音楽家, 舞台芸術家

○(含まれる職種の例) 作曲家、編曲家、ピアニスト、バイオリニスト、ドラマー、雅楽奏手、能楽はやし(囃子)方、音楽指揮者、浄瑠璃師、舞踊家、バレエダンサー、放送劇団員(声優を含む)、スタントマン、演出家、舞台装置家、プログラム・ディレクター、プロデューサー、アシスタント・ディレクター
×(含まれない職種の例) 音楽評論家(1211)、ピアノ個人教師(1244)、日本舞踊個人教師(1244)、社交ダンス教師(1244)

仕事の概要

音楽家(作曲・演奏又は演奏の指揮に従事するもの)、舞踊家(舞・踊・振によって、感情と意志を表現する演技

者)、俳優(映画・演劇・テレビジョンなどにおける演技者)、演出家(脚本・シナリオに基づいて、映画・演劇・テレビなどを組成する俳優の演技指導を行うもの、及びセット・照明・音楽・擬音などを総合的に監督するもの)及び演芸家(講談・落語・漫才・浪曲・声色・茶番狂言・奇術・曲芸などの演技者)をいう。

1244 個人教師

○(含まれる職種の例) 生花個人教授、囲碁指南、将棋指南、ピアノ個人教師、社交ダンス教師、英語個人教師、書道個人教師、塾講師(各種学校でないもの)、家庭教師、柔道師範、ゴルフレッスンプロ、ジム・インストラクター、きものコンサルタント(着付教室)、スキー・インストラクター、パソコン・インストラクター(教育施設以外)
×(含まれない職種の例) 各種学校教員(1199)、専修学校教員(1199)

仕事の概要

茶道・生花・書道・囲碁・音楽・舞踊・スポーツなどの個人教授、及び学校教育の補習指導の仕事に従事するものをいう。

除外

学校教育法に基づく学校、事業体附属の教育施設、就業について一定の資格(免許)を必要とするものの養成施設、矯正施設、職業訓練施設において教育に従事するもの(1191)～(1199)

1249 他に分類されない専門的職業従事者

○(含まれる職種の例) 司書、司書補、図書館専門職員、学芸員、学芸員補、博物館専門職員、心理カウンセラー(医療・福祉施設を除く)、職業相談員、産業カウンセラー、キャリア・コンサルタント、スクールカウンセラー、無線通信員、無線通信士、電波技術員、無線技術士、ラジオ・テレビジョン放送技術員、レーダー操作技術員、有線通信員、有線テレビジョン技術員、ラジオミキサー、通訳、計量士、検数員、農業検査員、鑑定人(書画・骨とう・宝石)、行政書士、馬調教師、犬訓練士、調律師、アナウンサー(ラジオ・テレビジョン)、不動産管理士、不動産鑑定士、産業管理士、探偵、気象予報士、事故損害査定員、商業施設士、ヘッドハンター、速記者、通関士
×(含まれない職種の例) 図書館カウンター受付職員(1254)、図書館事務職員(1257)、司書教諭(1192)、(1194)、博物館受付職員(1254)、博物館事務職員(1257)、心理カウンセラー(医療施設)(1159)、心理カウンセラー(福祉施設)(1169)、人生相談員(1421)、電話交換手(1256)、経営コンサルタント(1189)、中小企業診断士(1189)、放送記者(1211)、ニュース解説者(1211)

仕事の概要

図書館司書、学芸員、カウンセラー（医療・福祉施設を除く）、通信機器操作従事者、検数員、行政書士、不動産鑑定士、ヘッドハンターなど、(1173)～(1244)に含まれない法務、経営・金融・保険、教員、芸芸等に従事する専門的な仕事に従事するものをいう。

事務従事者

1251 庶務・人事事務員

- （含まれる職種の例） 総務担当補佐、総務係長、総務係事務員、庶務係事務員、人事係事務員、給与係事務員
×（含まれない職種の例） 受付・案内事務員(1254)、秘書(1255)、伝票整理事務員(1261)

仕事の概要

庶務・文書・株式・株主総会対応などの仕事に従事するもの、採用・教育・給与・福利厚生・労務など人事の仕事に従事するものをいう。

1253 企画事務員

- （含まれる職種の例） 企画課長補佐、企画係長、企画係事務員、プランナー、マーケティング・リサーチャー、商品開発部員
×（含まれない職種の例） 調査員（電話によるもの）(1256)

仕事の概要

企画・立案、業務計画の策定及び市場調査などの仕事に従事するものをいう。

1254 受付・案内事務員

- （含まれる職種の例） 受付・案内事務員、フロント（企業）、図書館カウンター受付職員、博物館受付職員
×（含まれない職種の例） 娯楽施設フロント係(1406)、デパート売場案内人(1421)

仕事の概要

受付・案内・応接などの仕事に従事するものをいう。

除外

飲食物の給仕や接客の仕事に従事するもの(1403)～(1421)

1255 秘書

- （含まれる職種の例） 秘書、会社社長秘書、会社役員秘書
×（含まれない職種の例） 受付・案内事務員(1254)

仕事の概要

会社社長・重役など高度に専門的・管理的職業従事者に対して内外との連絡、文書作成、スケジュール調整など日常的業務補助をする仕事に従事するものをいう。

1256 電話応接事務員

- （含まれる職種の例） 電話交換手、コールセンターオペレーター、テレフォンアポインター、調査員（電話によるもの）、通信販売受付事務員（電話によるもの）
×（含まれない職種の例） 受付・案内事務員(1254)、フロント（企業）(1254)、通信販売受付事務員（電話以外によるもの）(1259)、配車係(1301)

仕事の概要

電話の呼び出し・交換・取次ぎの仕事や電話による苦情、照会への対応、アポイントの取り付けなどの仕事に従事するものをいう。

1257 総合事務員

- （含まれる職種の例） 総合事務員、図書館事務職員、博物館事務職員
×（含まれない職種の例） 総務係事務員(1251)、人事係事務員(1251)

仕事の概要

事務の仕事全般について、特に行うべき仕事の内容が限定されず各種の事務の仕事に従事するものをいう。

除外

複数の事務の仕事に従事していても、行うべき仕事の内容が限定されているものは仕事の内容により(1251)～(1256)、(1259)～(1311)

1259 その他の一般事務従事者

- （含まれる職種の例） 広報係事務員、法務係事務員、調査票審査・集計事務員、資料保管事務員、編集事務員、保険契約事務員、クラーク（医療）、医療事務員、介護保険事務員、通信販売受付事務員（電話以外によるもの）
×（含まれない職種の例） 行政書士(1249)、保険外交員(1347)

仕事の概要

広報、法務など(1251)～(1257)に含まれない一般事務の仕事に従事するものをいう。

1261 会計事務従事者

- （含まれる職種の例） 現金出納事務員、預・貯金窓口事務員、経理事務員、決算係事務員、物品調達係事務員、伝票整理事務員、用度係事務員、見積員、税理士事務所の事務員
×（含まれない職種の例） レジスター係(1321)、公認会計士(1181)、税理士(1181)、給与係事務員(1251)

仕事の概要

現金・小切手・手形類の受払い、会計帳簿の記入、物品の購入・管理、原価計算などの会計の仕事に従事するものをいう。

除外

財務書類の監査・証明・調整、財務に関する調査・立案・相談などの会計に関する専門的業務に従事するもの(1181)

1271 生産関連事務従事者

○(含まれる職種の例) 生産管理事務員、生産現場記録員、生産現場事務員、材料検収事務員、出荷・受荷事務員、倉庫事務員

仕事の概要

生産現場において生産・工程管理、記録などの事務の仕事に従事するもの、資材・製品などの出荷・受荷に関する事務の仕事に従事するものをいう。

1281 営業・販売事務従事者

○(含まれる職種の例) 営業事務員、販売事務員、販売伝票記録整理員、株式販売事務員、銀行貸付係事務員、旅行社カウンター係、営業管理事務員、人材派遣あっせん事務員

×(含まれない職種の例) 通信販売受付事務員(電話によるもの)(1256)、通信販売受付事務員(電話以外によるもの)(1259)

仕事の概要

売上伝票の管理、顧客リストの作成など、経営方針などに従い営業・販売に関する事務の仕事に従事するものをいう。

除外

商品を直接売買するもの及び営業活動を行うもの(1321)～(1349)

1291 外勤事務従事者

○(含まれる職種の例) 集金人、統計調査員、市場調査員、メーター検針員

×(含まれない職種の例) 預・貯金外交員(1346)、保険外交員(1347)、調査員(電話によるもの)(1256)、調査票審査・集計事務員(1259)

仕事の概要

テレビジョン・電気・ガス・水道・新聞などの料金又は購買代金などの掛金の集金、調査票への記載依頼・回収、電気・ガス・水道などのメーターの検針などの外勤事務の仕事に従事するものをいう。

1301 運輸・郵便事務従事者

○(含まれる職種の例) 助役(駅)、有料道路料金収受員、旅客係(鉄道、航空、船舶)事務員、貨物係(鉄道、航空、船舶)事務員、駅務員、運行管理者、配車係、運転司令(新交通システムを含む)、航空ディスパッチャー、車両計

画事務員、乗務員運用事務員、輸送指令、郵便内務員、郵便窓口係員(貯金・保険を含まない)、郵便仕分発送作業員

×(含まれない職種の例) 劇場出札係(1406)、案内係(映画館)(1406)、保険契約事務員(1259)、預・貯金窓口事務員(1261)、郵便配達員(1703)

仕事の概要

駅・自動車発着所・桟橋・空港・荷扱所などの運輸機関において、出札・改札・小荷物・貨物の受渡手続などの事務の仕事に従事するもの、車両・船舶・航空機・自動車などの管理、運転・運行計画の作成、運転指令、配車船などに関する事務的な仕事に従事するもの、及び郵便局等において郵便物の引受・処理、切手・はがき・印紙などの販売の仕事に従事するものをいう。

1311 事務用機器操作員

○(含まれる職種の例) パソコンオペレーター、データ・エンタープライズ装置操作員、キーパンチャー、データ入力オペレーター、電子計算機操作員、複写機操作員、OCR機器操作員、タイピスト

×(含まれない職種の例) 速記者(パーソナルコンピュータ速記)(1249)、DTPオペレーター(1507)、CADオペレーター(1592)、システムアナリスト(1101)、プログラマー(1104)

仕事の概要

パーソナルコンピュータ、電子計算機、複写機などの事務用機器の操作などの仕事に従事するものをいう。

販売従事者

1321 販売店員

○(含まれる職種の例) 主に商品の仕入・販売に従事している小売・卸売店長、百貨店店員、総合スーパー店員、コンビニエンスストア店員、小売店店員、医薬品販売員(登録販売者)、給油所給油員、売場監督、レジスター係、駅ホーム売店販売員、商品実演販売者、リサイクルショップ店員

×(含まれない職種の例) 商品仕入員(1324)、食料品ルートセールス員(1349)、自動車セールス員(1344)、レンタルショップ店員(ビデオ等)(1421)

仕事の概要

店舗で商品の販売の仕事に従事するものをいう。

小売・卸売店を経営管理しているが、主に商品の仕入・販売に従事している店長・店主も含まれる。

除外

主に、経営管理の仕事に従事している小売・卸売店の店長・店主(1031)、商品売買の代理・仲立の仕事に従事するもの(1331)、商品の販売に付随して、営業の仕事のみに従事するもの(1344)～(1349)、配達のみに従事するもの

(1703)、行商・呼売・屋台店で商品販売の仕事に従事するもの(1324)

1324 その他の商品販売従事者

○(含まれる職種の例) 列車内販売員、街頭販売人、医薬品配置販売人、巡回販売人、調理人(屋台)、訪問販売員、再生資源回収・卸売従事者、古紙卸売人、リサイクル品回収人(卸売まで行うもの)、商品仕入員、仕入外交員、商品バイヤー

×(含まれない職種の例) 商品仲立人(1331)、駅ホーム売店販売員(1321)、宝くじ販売人(1331)、露店靴磨き(1421)、リサイクルショップ店員(1321)、再生資源回収人(回収のみ行うもの)(1703)

仕事の概要

商品を携行し、訪問又は呼売して販売する仕事に従事するもの、屋台店などの移動性店舗で商品・飲食物を販売する仕事に従事するもの、繊維ウエイスト・鉄スクラップ・古紙などの再生資源の回収・買入・卸売の仕事に従事するもの、及び他人を訪問し、商品の仕入れ、買付けの仕事に従事するものなど、[1321 販売店員]に含まれない商品販売の仕事に従事するものをいう。

1331 販売類似職業従事者

○(含まれる職種の例) 不動産仲介人、不動産売買人、保険代理業務員、保険仲立人、株式売買人、証券売買人、証券仲買人、有価証券売買仲立人、金融仲立人、金融ブローカー、為替ディーラー、株式トレーダー、金貸人、商品仲立人、販売あつ(幹)旋人、乗車券販売人、プレイガイド窓口販売員、委託販売代理人、広告代理人、宝くじ販売人、クリーニング取次所従事者、自動車販売代理店主、DPE取次人、競売人

×(含まれない職種の例) 不動産セールス員(1349)、保険外交員(1347)、火災保険外務員監督(1347)、株式販売事務員(1281)、広告外交員(1349)

仕事の概要

他人の間に立った売買の取次・あつ(幹)旋の仕事、他人のための売買の代理の仕事、不動産・有価証券の売買などの販売類似の仕事に従事するものをいう。

除外

他人を訪問し、不動産の販売に関する取引上の勧誘、交渉、受注の仕事に従事するもの(1349)、金融商品や保険商品の開発などに関わる仕事に従事するもの(1189)、有価証券の勧誘の仕事に従事するもの(1346)

1344 自動車営業職業従事者

○(含まれる職種の例) 自動車セールス員

×(含まれない職種の例) 原動機付自転車セールス員(1345)、特殊自動車セールス員(1345)、二輪自動車セールス員(1345)、自動車販売店員(1321)

仕事の概要

他人を訪問し、自動車(原動機付自転車、二輪自動車及び特殊自動車を除く。)の販売に関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事するものをいう。

1345 機械器具・通信・システム営業職業従事者(自動車を除く)

○(含まれる職種の例) 電気機械器具営業部員、産業用機械生産受注外交員、原動機付自転車・特殊自動車・二輪自動車セールス員、通信回線営業部員、通信機械器具営業部員、システム営業部員、セールスエンジニア(自動車以外の機械器具又は通信・システムに関するもの)

×(含まれない職種の例) 自動車セールス員(1344)、ソフトウェア販売営業部員(1349)

仕事の概要

他人を訪問し、生産用機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具(二輪自動車、特殊自動車以外の自動車を除く。)などの機械の販売、又は通信に関する回線や機械器具などの利用や販売、若しくは他人が抱える業務上の問題点の解決や要求の実現を行うための情報処理や情報通信の技術に係るシステムを提案し、これに必要な商品やサービスを販売することに関して、取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事するものをいう。

除外

ソフトウェア(システム)にかかる営業に従事するもの(1349)

1346 金融営業職業従事者

○(含まれる職種の例) 貯蓄外交員、銀行外務員、有価証券勧誘員

×(含まれない職種の例) 有価証券売買仲立人(1331)、金融仲立人(1331)

仕事の概要

他人を訪問し、金融商品の販売、融資に関する勧誘・募集・契約締結などの仕事に従事するものをいう。

1347 保険営業職業従事者

○(含まれる職種の例) 保険外交員、保険セールス員、損害保険契約外交員、生命保険外務指導員、火災保険外務員監督

×(含まれない職種の例) 保険代理業務員(1331)、保険仲立人(1331)

仕事の概要

他人を訪問し、保険商品の販売に関する勧誘・募集・契約締結などの仕事に従事するものをいう。

1349 その他の営業職業従事者

○(含まれる職種の例) 食料品販売外交員、食料品ルートセールス員、化学品営業部員、不動産セールス員、医薬品販売外交員、メディカル・レプリゼンタティブ(MR)、ソフトウェア販売営業部員、広告外交員、広告取り、印刷外交員、建設工事受注外交員、旅行勧誘員、洗濯注文取り、新聞購読拡張員

×(含まれない職種の例) 不動産仲介人(1331)、不動産売買人(1331)、人材派遣あっせん事務員(1281)、放送受信料集金人(1291)、普及員(宣伝放送業)(1421)

仕事の概要

他人を訪問し、食料品、化学品、医薬品、不動産などの販売に関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事するものなど、(1344)～(1347)に含まれない営業の仕事に従事するものをいう。

除外

商品を携行し、訪問等により販売する仕事に従事するもの(1324)

サービス職業従事者

1361 介護職員（医療・福祉施設等）

○(含まれる職種の例) 介護職員・介護福祉士・ケアワーカー(医療・福祉施設等)、障害者支援施設生活支援員、老人福祉施設寮母・寮父

×(含まれない職種の例) 老人福祉施設長・生活指導員(1169)、母子生活支援施設寮母・寮父(1169)、ホームヘルパー(1362)、介護福祉士・ケアワーカー(訪問)(1362)

仕事の概要

医療施設、福祉施設等において入所者及び通所者に対する入浴、排せつ、食事等の介護の仕事に従事するものをいう。

1362 訪問介護従事者

○(含まれる職種の例) 訪問介護員、ホームヘルパー、介護福祉士・ケアワーカー(訪問)

×(含まれない職種の例) 介護職員・介護福祉士・ケアワーカー(医療・福祉施設等)(1361)

仕事の概要

在宅介護サービスを提供する団体等からの指示等により、介護を必要とする者の居宅を訪問し、その者に対する

入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する仕事に従事するものをいう。

1371 看護助手

○(含まれる職種の例) 看護助手、看護補助者

×(含まれない職種の例) 看護師(1133)、准看護師(1134)

仕事の概要

病院などにおいて、医療行為は行わず、医師、看護師からの指示により、専ら患者への食事・入浴などの介助などの仕事に従事するものをいう。

1379 その他の保健医療サービス職業従事者

○(含まれる職種の例) 歯科助手、あん摩師助手、はり師助手、柔道整復師助手、動物病院助手、動物看護師、鍼灸師助手

×(含まれない職種の例) 看護助手(1371)、歯科衛生士(1146)、あん摩マッサージ指圧師(1159)、はり師(1159)、きゅう師(1159)、柔道整復師(1159)

仕事の概要

病院、歯科医院、調剤薬局、動物病院において、医療行為は行わず、専ら医療器具の清掃・準備、患者の介助などの仕事に従事するものなど、[1371 看護助手]に含まれない保健医療サービスの仕事に従事するものをいう。

1381 理容・美容師

○(含まれる職種の例) 管理理容師、理容師、管理美容師、美容師

×(含まれない職種の例) トリマー(犬・猫の美容師)(1421)、マニキュア師(1383)、ペディキュア師(1383)、かつら師(1383)、美顔術師(1383)、化粧師(1383)、髪結師(1383)

仕事の概要

理容師の免許を有し、頭髮の刈込み・顔そり・ヘアアイロンかけなど理容サービスの仕事に従事するもの、及び美容師の免許を有し、パーマメントウェーブ・結髪・化粧などの美容サービスの仕事に従事するものをいう。

1383 美容サービス・浴場従事者（美容師を除く）

○(含まれる職種の例) かつら師、美顔術師、化粧師、ネイリスト、マニキュア師、ペディキュア師、髪結師、着付師、エステティシャン、温泉浴場従事者、番台、ボイラー・オペレーター(浴場)

×(含まれない職種の例) 人形着付師(1509)、ボイラー・オペレーター(浴場を除く)(1649)

仕事の概要

マニキュア、ペディキュア、着付など[1381 理容・美容師]に分類されない美容サービスの仕事に従事するもの、及び浴場・温泉・サウナぶろ・ヘルスセンターの浴場などにおいて、番台・フロント業務・脱衣場の整頓・洗い場の清掃・体の流し・燃料の運搬・かま(釜)の焚き付け・仕込み湯の調節・洗い湯の調節などの仕事に従事するものをいう。

除外

サウナぶろ等において専らボイラーの取扱・保守・管理の仕事に従事するもの(1649)

1385 クリーニング職、洗張職

- (含まれる職種の例) 洗濯工、クリーニング職、染み抜き工(クリーニング)、仕上工(クリーニング・洗張)、洗張職
×(含まれない職種の例) 洗濯注文取り(1349)、洗濯物配達人(1703)、洗濯物仕分作業員(1739)

仕事の概要

被服類を原形のまま洗濯する仕事、被服類の洗張・湯のしの仕事に従事するものをいう。

除外

洗濯物の受注・配達・受付・仕分けの仕事に従事するもの(それぞれ該当する職種に分類)

1391 飲食物調理従事者

- (含まれる職種の例) 調理師、料理人、給食調理人、板前、飲食店主(自ら飲食物の調理を行う)、皿洗人(調理見習)、寮賄い人、バーテンダー、バーテンダー見習、炊事係
×(含まれない職種の例) 栄養士(1151)、パン製造工(1503)、皿洗人(調理見習いでないもの)(1739)、調理人(屋台)(1324)

仕事の概要

飲食店・旅館・ホテル・工場・学校・病院など一般家庭以外の場所において、献立の作成・飲食物の調理及びそれらの補助的な仕事に従事するもの、及びバー・その他客に飲食をさせる場所において、主として、酒又は酒類と酒類以外の飲料を混合・調整して、客の飲用に供する調酒の仕事に従事するものをいう。

1403 飲食物給仕従事者

- (含まれる職種の例) ファミリーレストラン店員、ファーストフード店店員、食堂・酒場の給仕人、喫茶店のウェイトレス・ウェイター、飲食店主(自ら飲食物の調理を行わない)、サービス係(列車・船舶の食堂)、ソムリエ、フロア係(飲食店)、ホール係(飲食店)
×(含まれない職種の例) 航空機客室乗務員(1404)、船舶旅客係(1405)、接客係(旅館・ホテルなど)(1405)、クローク係(1421)

仕事の概要

食堂・喫茶店・旅館・ホテル・待合・料理店・船舶・列車などにおいて食卓の用意・給仕のサービスの仕事に従事するものをいう。

飲食店を経営管理し、主に食品材料の仕入・接客などの仕事に従事している店長・店主も含まれる。

除外

主に経営管理の仕事に従事している飲食店長・店主(1031)

1404 航空機客室乗務員

- (含まれる職種の例) 航空機客室乗務員、キャビンアテンダント、フライトアテンダント
×(含まれない職種の例) 船舶旅客係(1405)

仕事の概要

航空機において、乗客の案内、飲食物の給仕、緊急時の秩序維持・避難誘導などの仕事に従事するものをいう。

1405 身の回り世話従事者

- (含まれる職種の例) 番頭(旅館)、ドア係、客室係(旅館・ホテルなど)、接客係(旅館・ホテルなど)、仲居(旅館など)、船客長、船舶旅客係、旅館主・ホテル支配人(接客サービスに従事するもの)
×(含まれない職種の例) 航空機客室乗務員(1404)、フロント(ホテル)(1406)、クローク係(1421)

仕事の概要

旅館・ホテル・待合・船舶・列車などにおいて客の身の回りの用務・部屋の清掃などのサービスの仕事に従事するものをいう。

旅館・ホテルを経営し、又は営業の全部又は一部について従業員を指揮監督し、主に接客サービスなどの仕事に従事する旅館主・支配人も含まれる。

除外

主に経営管理の仕事に従事している旅館主・支配人(1031)

1406 娯楽場等接客員

- (含まれる職種の例) 劇場出札係、動物園出札係、野球場切符販売員、神社・仏閣入場券販売員、景品引渡係・店員(パチンコ場)、DJ(ダンス場)、競馬場整理係、案内係(映画館)、馬券販売員、キャディー、案内解説員(博物館・水族館等)、遊園地電車運転員、娯楽場アナウンサー、ゲームセンター従業員、娯楽施設フロント係、娯楽施設娯楽用品賃貸係、フロント(ホテル)、接客社交係(バー等)
×(含まれない職種の例) フロント(企業)(1254)、遊戯機械修理工(1551)、プレイガイド窓口販売員(1331)、クローク係(1421)

仕事の概要

映画館・劇場・ダンスホール・競馬場・野球場・遊園地・博覧会・動物園・博物館・美術館などにおいて、整理券・入場券の出札、客の案内、場内の整理、その他の接客サービスの仕事に従事するもの、バーなどにおいて客の接待をして飲食させるなどの接客サービスの仕事に従事するもの、及び芸ぎ(妓)・フロアダンサーなどをいう。

除外

展示品・遊戯品・資材の保管・修理に専ら従事するもの(1259)

1411 居住施設・ビル等管理人

○(含まれる職種の例) マンション管理人、アパート管理人、寮管理人、舎監(特別支援学校以外のもの)、ビル管理人、駐車場管理人、駐輪場管理人、駐車係(ホテル)、駐車場誘導員

×(含まれない職種の例) 老人福祉施設寮母・寮父(1361)、炊事係(1391)、警備員(1453)、ボイラー・オペレーター(浴場を除く)(1649)、ビル設備管理人(1649)、ビル・建物清掃員(1711)

仕事の概要

マンション、アパート、寄宿舍、ビル、駐車場などの管理の仕事に従事するものをいう。

1421 その他のサービス職業従事者

○(含まれる職種の例) ハウスキーパー、ベビーシッター、観光通訳案内人、登山案内人、旅行・観光ガイド、ツアーコンダクター、添乗員、荷物一時預り人、自転車預り人、クローク係、自転車賃貸人、物品賃貸人、貸衣装人、レンタルショップ店員(ビデオ等)、ポート貸し人、レンタカーカウンター係員、リネンサプライ業主、ファッションモデル、美容部員(販売を行わないもの)、普及員(宣伝放送業)、ピラ配り人、サンドイッチマン、ポスティング人、葬祭ディレクター、葬儀作業員、火葬作業員、占い師、祈とう師、便利屋、ポーター、公衆電話管理人、介添役(結婚式場)、内職周旋人、競馬予想屋、興行師、トリマー、結婚式場司会者、みこ(巫女)、靴磨き、寝具乾燥消毒人、旅館客引き、エレベーター係、デパート売場案内人、墓地管理人、ペットシッター、コインロッカー管理人、コインランドリー管理人、結婚相談員(仲人業)、人生相談員、リラクゼーションセラピスト、保育補助者

×(含まれない職種の例) ホームヘルパー(1362)、ハウスクリーニング職(1712)、家庭教師(1244)、通訳(1249)、観光バス車掌(1631)、娯楽場の娯楽用品賃貸係(1406)、商品実演販売者(1321)、ヘッドハンター(1249)

仕事の概要

家庭生活支援、旅行案内、広告宣伝、物品一時預かり、物品賃貸、葬儀など、(1361)～(1411)に含まれないサービス職業に従事するものをいう。

保安職業従事者

1453 警備員

○(含まれる職種の例) ボディガード、守衛、門衛、警備員、夜警員、倉庫警備員

仕事の概要

人の身辺において、身体に対する危害の発生の警戒・防止、又は工場・病院・学校・事務所・住宅・その他の施設などにおいて、火災・破損・盗難の予防、突発事故・不法侵入の防止など、人の生命、財産の保護又は構内秩序の維持等に関する警備の仕事に従事するものをいう。

1459 その他の保安職業従事者

○(含まれる職種の例) 空港消防員、交通管理パトロール員、道路監理員、建設現場誘導員、交通誘導員、雑踏警備員、プール・海水浴場監視員

×(含まれない職種の例) 探偵(1249)、線路保安員(1681)、保安員(鉱山)(1691)、用務員(学校)(1739)

仕事の概要

保安職業に従事するもののうち、[1453 警備員]に該当しないものをいう。

農林漁業従事者

1461 農林漁業従事者

○(含まれる職種の例) 農耕作業員、もやし製造者(工場生産)、耕作トラクター運転者、実習助手(学校における農耕)、脱穀・調整人、家畜飼育者、犬育成作業員、養ほう(蜂)作業員、動物園飼育係員、植木職、造園師、ゴルフ場芝手入作業員、装てい(蹄)師、植林作業員、間伐作業員、造材作業員、皮はぎ作業員(造材)、森林区画測量作業員、網子、漁師、漁労作業従事者、貝採取作業員、魚介養殖作業員

×(含まれない職種の例) 獣医師(1123)、馬調教師(1249)、トリマー(1421)、庭園設計技術者(1092)、造園土木工(1681)、公園芝刈作業員(1739)、グラウンドキーパー(1739)、木材乾留工(1501)、遊漁船船頭(1639)、遊漁案内人(つり場案内)(1639)、潜水士(1669)、漁業関係無線通信士(1249)

仕事の概要

農作物の栽培・収穫、養蚕・家畜・家きん(禽)・その他の動物の飼育、林木の育成・伐採・搬出、水産動植物(両生類を含む)の捕獲・採取・養殖をする仕事、及びその他の農林漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。

生産工程従事者

1491 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者

- (含まれる職種の例) 製鉄工、製鋼工、転炉工、電気炉工、炉外精錬工、造塊工、鑄鉄工、溶解炉工(非鉄金属)、電解工(非鉄金属)、精錬工(非鉄金属)、蒸留工、貴金属製錬工、半導体素子製錬工、製鉄設備操作・監視作業、非鉄金属製錬設備操作・監視作業
- ×(含まれない職種の例) 金属焼結工(1499)、炉修工(1669)

仕事の概要

鉄鉄・合金鉄、鋼・特殊鋼、非鉄金属の製造に係る原材料処理、素材の形成、変形、切削、研磨などの製品製造・加工処理を行う仕事に従事するものをいう。

自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

1492 鑄物製造・鍛造従事者

- (含まれる職種の例) 鑄物工、金型工、混砂工、造形工、鑄造工、モールドینگマシン工、砂落工、調砂工、中子工、鑄型工、鍛造工、鍛造プレス工、鍛造ハンマ工、型鍛造工、火床工、熱間成形ばね工、鑄物製造設備操作・監視作業、鍛造設備操作・監視作業
- ×(含まれない職種の例) 溶解工(非鉄金属)(1491)、鑄物木型工(1506)、鑄物製品検査工(1561)

仕事の概要

模型を用いて鑄物を製造する仕事、加熱、半加熱又は常温で治工具・金型を使用して金属を鍛錬・成形加工する仕事に従事するものをいう。

ほど(火床)係も含まれる。また、自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

1493 金属工作機械作業従事者

- (含まれる職種の例) 旋盤工、ボール盤工、フライス盤工、レーザー加工機工、数値制御(NC)旋盤オペレーター、グラインダー工、実習助手(学校の金属工作機械)、金属工作設備操作・監視作業
- ×(含まれない職種の例) 機械彫刻工(1497)、金属研磨工(針・ピン類を除く)(1497)、のこ(鋸)盤工(1499)、木工旋盤工(1506)、プラスチック旋盤工(1508)

仕事の概要

旋盤・フライス盤などの金属工作機械を用いて、金属材料に切削加工をする仕事に従事するものをいう。

金属材にプラスチック材などを結合させて切削する仕事も含まれる。また、自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除外

金属工作機械を用いて溶断を行うもの(1498)

1494 金属プレス従事者

- (含まれる職種の例) 金属プレス工、金属プレス設備操作・監視作業
- ×(含まれない職種の例) 打貫工(1499)、金型取付工(1499)

仕事の概要

プレス機を用いて、金属板を冷間で打抜き、曲げ、絞り、型打ち等の加工により成形する仕事及び刻印する仕事に従事するものをいう。

自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除外

打貫機による孔の打貫きの仕事、及び打抜き型・曲げ型・絞り型をプレス機に取付調整する仕事に専ら従事するもの(1499)、板金作業に従事する一過程において、プレス機を使用するもの(1496)

1495 鉄工、製缶従事者

- (含まれる職種の例) 製缶工、ボイラー組立工、橋りょう工、鉄骨工、鉄工、車台鉄骨曲げ工、かしめ工、造船組立工(鋼船)、鉄工設備操作・監視作業
- ×(含まれない職種の例) プリキ缶製造工(1496)、ドラム缶製造工(1496)、け(罎)がき工(1499)、車両鉄工(1514)、現図工(1592)

仕事の概要

鉄塔・橋りょう(梁)・煙突・鉄骨・ボイラー・圧力容器・タンク(鉄槽)などの製作・組立のための現図の作成・型板取・鋼板け(罎)がき・孔あけ・ぎょう(撓)鉄・組立て・てんげき(填隙)・はつりの仕事に従事するものをいう。

鉄工、製缶作業に従事する一過程において、金属の接合又は溶断をするものも含まれる。また、自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除外

現図展開・型板取・鋼板け(罎)がきの仕事に専ら従事するもの(1592)

1496 板金従事者

○(含まれる職種の例) 板金工、ブリキかざり(銚)職、トタン屋根ふき工、板金加工職、ドラム缶製造工、ブリキ缶製造工、板金設備操作・監視作業

×(含まれない職種の例) ガス溶接工(1498)、いかけ(銚掛)職(1499)、はんだ付工(1499)、現図工(1592)

仕事の概要

金切はさみ・つち(鎚)・簡単な切断機・曲げロール機などを用いて、金属薄板を切断・曲げ・絞り・成形する仕事、加工された金属薄板を組み合わせて、ハンダ・硬ろう(蝋)・ガス・電気で接着して仕上げる仕事に従事するものをいう。

板金作業に従事する一過程において、プレス機を使用するものも含まれる。また、自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除外

はんだ付けのみ、ガス溶接のみ又は図型展開のみに従事するもの(1499)

1497 金属彫刻・表面処理従事者

○(含まれる職種の例) 金型彫刻工、機械彫刻工、彫金工、活字母型彫刻工、金属目盛彫刻工、電気めっき工、化学めっき工、溶融めっき工、めっき液試験分析工(金属)、金属研磨工(針・ピン類を除く)、鋳落工、金属はつり工、バフ磨工(金属)、金属表面処理設備操作・監視作業

×(含まれない職種の例) 彫刻家(1221)、吹砂工(サンドブラスト工)(1499)、製版工(1507)、めっき工(プラスチック)(1508)、貴金属彫刻師(1509)

仕事の概要

各種の手工具・機械又は科学的腐し(蝕)技術によって金属に模様などを彫刻・切削加工する仕事、電気めっき・乾式めっき・浸漬めっき・被膜防せい(鍍)(着色を含む)・アルマイト加工・電解研磨などのめっき作業の仕事に従事するものをいう。

めっき前の研磨・脱脂・酸洗い及びめっき後の水洗い・熱湯洗じ(滌)・仕上研磨の仕事に従事するもの、グラインダー・と石・やすり・たがねなどを用いて、金属材料・半製品・製品のきず(疵)取り、研磨又は切削加工をして仕上げる仕事も含まれる。また、自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除外

貴金属の彫刻に従事するもの(1509)、機械的除脂・防せい(鍍)・研磨・つや(艶)出し・カバー掛けなどに専ら従事するもの(1499)

1498 金属溶接・溶断従事者

○(含まれる職種の例) アーク溶接工、ガス溶接工、レーザー溶接工、ガス切断工、レーザー切断工、金属溶接設備操作・監視作業

×(含まれない職種の例) 電縫管製造工(1499)、はんだ付工(1499)、ろう付工(1499)

仕事の概要

アーク溶接・抵抗溶接などの電熱を利用して、金属を接合する仕事、酸素アセチレンガス・プラズマ・レーザーなどのエネルギーで、金属の接合又は溶断をする仕事に従事するものをいう。

金属工作機械による溶断をするものも含まれる。また、自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除外

鉄工、製缶作業に従事する一過程において、金属の接合又は溶断をするもの(1495)

1499 その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)

○(含まれる職種の例) 焼ならし・焼なまし工、焼入焼戻し工、窒化・軟窒化工、熱処理工、熱間圧延工、冷間圧延工、冷延工、表面処理鋼板工、展延工(非鉄金属箔)、溶接鋼管工、電縫管製造工、圧延仕上工、伸線工、合金線引抜工、展延工、巻取工、ばい焼工、鋳物仕上工、鋳物はつり工、金属焼結工、団鋳工、洋傘骨製造工、針・ピン類製造工、ばね製造工(熱間成形を除く)、ぜんまい製造工、金属ねじ類製造工、金属切断工、金属はく(箔)はり工、とぎ師(はさみ・鎌・包丁)、はんだ付工、ろう付工、ロールによらない圧延工、のこ(鋸)盤工、金型取付工、いかけ(銚掛)職、砂吹工(サンドブラスト工)、索具工、金属製家具製造工、け(罫)がき工、自動車車台材料切断工、打貫工、金属仕上工、コンクリート鉄筋工(コンクリート製品製造)、金属熱処理設備制御・監視作業

×(含まれない職種の例) 金属管製造工(1492)、熱間成形ばね工(1492)、バフ磨工(金属)(1497)、金属研磨工(針・ピン類を除く)(1497)、ガス溶接工(1498)、プラスチック製品バフ磨き工(1508)、ダイヤモンドダイス工(1509)、被覆電線製造工(1512)、溶接検査工(1561)、プレス検査工(1561)、金属切削製品検査工(1561)

仕事の概要

(1491)～(1498)に含まれない金属製品製造・金属加工の仕事に従事するものをいう。

自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除外

針・ピン類の熱処理・めっき・包装、ばね材の帯金属材又は針金の切断・みぞずり・溶接・研磨・熱処理・着色、ねじ類の熱処理・溶接・めっき・着色・包装、及び熱間成形によるばね又はねじ類の製造の仕事に従事するもの(1492)

1501 化学製品製造従事者

○(含まれる職種の例) 硝酸製造工、苛性ソーダ製造工、硫酸亜鉛製造工、さらし粉製造工、圧縮ガス製造工、アルコール製造工、火薬製造工、合成樹脂製造工、木材乾留工、化学薬品製造工、合成ゴム製造工、化学肥料製造工、蒸留水製造工、セロファン製造工、合成繊維原料製造工、高圧ガス作業主任者、石油精製工、紡糸工、化学繊維製造工、塗料工、製塩工、歯科用セメント製造工、がん具火花巻工、殺虫剤製造工(家庭用)、アスファルト処理工、ペースト工、感光紙製造工、感圧紙製造工、印刷インキ製造工、硬化油製造オペレーター、脂肪酸製造オペレーター

×(含まれない職種の例) 塗料調整工(紡織)(1505)、薬品検査工(1571)、プラスチック製品製造工(1508)

仕事の概要

化学薬品・化学繊維・油脂・医薬品などの化学製品の製造・処理の仕事に従事するものをいう。

製塩の仕事に従事するものも含まれる。また、自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除外

動植物油脂を製造する仕事に従事するもの(1503)

1502 窯業・土石製品製造従事者

○(含まれる職種の例) ガラス原料工、窯業原料粉碎工、土練り工(陶磁器製造)、ガラス熔融炉工、ガラスつぼ工、ガラス成形工、耐火れんが成形工、かわら製造工、タイル成形工、陶器製造工、陶磁器絵付工、コンクリートブロック製造工、コンクリート管製造工、セメント版製造工、石工、石切工、石積工、ほうろう鉄器工(鉄板加工を除く)、ほうろう焼成工、ガラス熱加工工、ガラスカッティング工、ガラス研磨工、石こう製造工、研磨紙製造工、石細工師、碎石工(山元を除く)、セメント生産オペレーター

×(含まれない職種の例) ガラス繊維織物工(1505)、水晶加工工(1509)、光学レンズ研磨工(1514)、土管検査工(1571)、ガラス製品検査工(1571)、画工(窯業を除く)(1591)、ヒューム管接続工(1681)、コンクリート練り工(1681)、石切工(採石場)(1691)、セメント袋詰工(1721)、検瓶工(再生資源回収)(1739)

仕事の概要

ガラス製品・れんが・かわら・陶磁器・セメントなどの製造における原料の処理・成形・焼成・加工・仕上げなどの仕事、石製品の原料の処理・成形・仕上げの仕事に従事するものをいう。

自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

1503 食料品・飲料・たばこ製造従事者

○(含まれる職種の例) パン製造工、ケーキ製造工、パティシエ(洋生菓子製造)、食料品製造工、飲料製造工、酒製品製造工、調味食品製造工、サラダ油製造工、たばこ製造工、小麦製粉工、水産物加工工、食料品等製造生産設備操作・監視作業

×(含まれない職種の例) 脱穀・調整人(1461)、網子(海面)(1461)、硬化油製造オペレーター(1501)、脂肪酸製造オペレーター(1501)、無塩しょう(醬)油製造工(1501)、製氷工(氷室作業)(1509)、と畜作業員(1509)、原料運搬員(1703)、袋詰工(荷造)(1703)、袋詰工(包装)(1721)、めん類結束工(1721)、たばこ巻取検査工(1571)、検瓶工(飲料製造)(1571)、飲食店の調理師・調理人(1391)

仕事の概要

精穀、製粉及び砂糖、味そ・しょう(醬)油、動植物油脂などの調味食品を製造する仕事、めん類・パン・菓子・豆腐・こんにやく・ふ(麴)・乳・乳製品・肉製品の製造、缶詰・瓶詰などの保存食料品の製造、水産物の処理加工の仕事、清涼飲料・嗜好飲料・たばこの製造作業などに従事するものをいう。

自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除外

製塩・アミノ酸液製造の仕事に従事するもの(1501)、農耕・漁労作業に従事しながらその延長として簡単な加工作業に従事するもの(1461)

1505 繊維・衣服・繊維製品製造従事者

○(含まれる職種の例) 紡績工、精紡工、合糸工、ねん(撚)糸工、織機準備工、製布工、織工、麻織工、絹織工、ガラス繊維織物工、精練・漂白工(紡織)、染物師、布なつ染工、塗料調整工(紡織)、レース編工、ニット生地修理工、洋裁工、和裁工、ミシン工、組ひも編工、製網工、製綿工、フェルト電着工、擬革製造工、リノリウム製造工、塗料調整工(紡織)、手刺しゅう工、機械刺しゅう工、裁断工(衣服・繊維製品)、毛皮裁断工、毛皮仕立工、革製衣服製造工、布手袋製造工、寝具仕立工、帽子製造工、繊維製品生産設備操作・監視作業

×(含まれない職種の例) 服飾デザイナー(1224)、紡糸工(化学繊維)(1501)、セメント袋ミシン工(1506)、高周波ミシン工(1508)、毛皮漂白工(1509)、革染工(1509)、人毛網工(1509)、靴製造工(1509)、革手袋縫製工(1509)、袋物製造工(1509)、紡績機械保全工(1551)、繊維製品検査工(1571)、パタンナー(1592)

仕事の概要

糸の製造、織布などの製造・漂白・精練・染色の仕事、布地などを裁断・加工・縫製などして衣服・帽子・その他類似の製品を製造する仕事に従事するものをいう。

なめし皮・毛皮製の被服を裁断・縫製する仕事に従事するものも含まれる。また、自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除外

化学繊維の製造・紡織作業に従事するもの(1501)、袋物の製作作業に従事するもの(1509)

1506 木・紙製品製造従事者

○(含まれる職種の例) のこ(鋸)機械工、チップ選別工、丸のこ運転工(製材)、単板製作工、合板接着工、機械木工、木工旋盤工、木版製作工、木型工、木型大工、鋳物木型工、家具大工、建具工、家具組立工、家具修理工、家具製造工、パルプ工(製紙)、漂白工(製紙)、製紙工、紙手すき工、紙器製造工、セメント袋ミシン工、手さげ紙袋製造工、セロファンひも製造工、船大工、竹製品製造工、とう(籐)・き(杞)柳製家具製造工、畳表製造工、油紙製造工、カーボン紙製造工、木材乾燥工、木材見積人、製材工、コルク製造工、羽子板製造工(押絵羽子板を除く)、皮はぎ工(製材業)、曲物製造工、紙切断工、断裁工(製本)、巻取工(製紙)、型紙彫刻士、木・紙製品製造生産設備操作・監視作業者

×(含まれない職種の例) 彫刻家(1221)、造材作業者(1461)、皮はぎ作業(造材)(1461)、金属製家具製造工(1499)、セロファン製造工(1501)、感光紙製造工(1501)、感圧紙製造工(1501)、研磨紙製造工(1502)、紙袋印刷工(1507)、押絵羽子板製造工(1509)、印判師(1509)、いす張り工(1509)、和傘製造工(1509)、うちわはり工(1509)、造花製造工(1509)、表具工(1509)、船台大工(1514)、木材検査工(1571)、仕上検査工(紙・紙製品製造)(1571)、家具塗装工(漆を除く)(1591)、現図工(1592)、型枠大工(1651)

仕事の概要

板・角材などを製材する仕事、木材チップ・合板を製造する仕事、木・竹・草・つる及びこれらの類似品を材料として加工し各種の製品を製造する仕事、木材・木材チップ・古紙などからパルプを製造する仕事、パルプ・その他の繊維から紙・板紙を製造する仕事、紙・板紙加工製品を製造する仕事に従事するものをいう。

自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除外

木製がん具の製作、いすなどの内張り、掛物・ふすまなどの表装の仕事に従事するもの(1509)

1507 印刷・製本従事者

○(含まれる職種の例) 写植工、版組工、版下デザイナー、製版工、刷版作業員、DTPオペレーター、凸版印刷工、活版印刷工、平版印刷工、オフセット印刷工、プラスチック印刷工、新聞印刷工、織物印刷工、紙袋印刷工、輪転機運

転工、調肉工(印刷)、製本工、紙折工(製本)、のり(糊)さし工(製本)、カバー掛工、ブリキ刷込工、印刷写真工、校正工、レタッチャー、印刷機オペレーター、製本オペレーター

×(含まれない職種の例) 活字母型彫刻工(1497)、布なつ染工(1505)、断裁工(製本)(1506)、木版製作工(1506)、写真焼付工(1592)

仕事の概要

製版・印刷、活字の鋳造及び製本の仕事に従事するものをいう。

写真印刷・謄写印刷の仕事に従事するものも含まれる。また、自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

除外

木版の製作作業に従事するもの(1506)

1508 ゴム・プラスチック製品製造従事者

○(含まれる職種の例) ゴム処理工(洗浄・前加熱・切断など)、配合工(ゴム)、合せ型製品成形工(ゴム)、押出し工(ゴム)、ゴム靴成形工、タイヤ工、合成樹脂製品成形工、圧縮成形工(プラスチック)、射出成形工(プラスチック)、熱成形工(プラスチック)、回転成形工(プラスチック)、サンダル(プラスチック)製造工、高周波ミシン工、裁断工(プラスチック製品)、プラスチック旋盤工、ゴム塗布工、再生ゴム製造工、型抜工(ゴム・プラスチック)、プラスチック製品パフ磨き工、めっき工(プラスチック製品)、組立工(プラスチック製品)、タイヤ修理工、めっき液試験分析工(プラスチック)、ゴム・プラスチック製品生産設備操作・監視作業

×(含まれない職種の例) パフ磨工(金属)(1497)、めっき液試験分析工(金属)(1497)、合成ゴム製造工(1501)、リノリウム製造工(1505)、がん具(ゴム製)組立工(1509)、靴(プラスチック)縫製工(1509)、ケミカルシューズ製造工(1509)、塩化ビニル樹脂かばん製造工(1509)、自動車タイヤ整備士(1553)

仕事の概要

ゴム原料の処理・ゴム製品の成形・ゴムの加硫などゴム製品(合成ゴムを含む)の製造、プラスチック製品の成形・加工などプラスチック製品の製造の仕事に従事するものをいう。

自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

1509 その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)

○(含まれる職種の例) 毛皮工、製革工、革染工、皮なめし工、毛皮漂白工、靴製造工、靴修理工、靴(プラスチック)縫製工、ケミカルシューズ製造工、革裁断工、革手袋縫製工、かばん製造工、袋物製造工、塩化ビニル樹脂かばん

製造工、財布製造工、手さげ袋製造工（紙製を除く）、がん具（金属製、ゴム製、プラスチック製）組立工、がん具（木製、竹製、布製、セルロイド製、甲・角・貝・きば製、陶磁器製）工、押絵羽子板製造工、がん具（ガラス製）加工工、人形着付師、うちわはり工、和傘製造工、ほうき製造工（竹製を除く）、歯ブラシ製造工、たわし製造工、漆器工、漆塗工、まき絵師、装身具仕上工、貴金属細工工、貴金属彫刻師、飾り職（貴金属）、宝石細工工、ダイヤモンドダイス工、水晶加工工、印判師、ゴム印彫刻工、羽根細工工、かつら製造工、洋傘製造工、自動車内張工、いす張り工、内張修理工、表具工、ふすまは（貼）り職、皮はぎ工、はく（剥）製工、肥料製造工（鶏ふん（糞）・魚肥・たい（堆）肥・大豆かすなど）、と畜作業員、製氷工（氷室作業員）、模型製作工、食品見本模型工、マッチ製造工、造花製造工、ボールペン組立工、眼鏡つる製造工、楽器組立工、ピアノ調整工、人毛網工、れん炭製造工、小道具工（演劇）

×（含まれない職種の例） 洋傘骨製造工(1499)、がん具花火巻工(1501)、革製衣服製造工(1505)、毛皮裁断工(1505)、毛皮仕立工(1505)、洋傘シン工(1505)、手さげ紙袋製造工(1506)、羽子板製造工（押絵羽子板を除く）(1506)、和傘竹骨製造工(1506)、竹ぼうき製造工(1506)、ゴム靴成形工(1508)、サンダル（プラスチック）製造工(1508)、仕上検査工（皮革製品）(1571)、漆器製品検査工(1571)、ちようちん・うちわ・和傘絵付工(1591)、大道具工（演劇）(1661)

仕事の概要

毛皮・なめし革の製造、各種の革製品（衣服を除く）の製造の仕事、かばん・袋物・がん（玩）具・洋傘・ちようちん・うちわ・ほうき・ブラシ・漆器・印判等の製造又は貴金属・宝石・甲・角等の細工等の仕事、内張、表具など、金属製品以外で(1501)～(1508)に含まれない製造の仕事に従事するものをいう。

自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

1511 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者

○（含まれる職種の例） 機械組立工、内燃機関組立工、エンジン組立工、工作機械組立工、削岩機組立工、タービン組立工、エレベーター組付工、エスカレーター組付工、機械据付工、機械調整工、動力耕うん機組立工、圧延機組立工、クレーン組立工、バルブ製造装置組立工、一般機械器具組立設備操作・監視作業員

×（含まれない職種の例） 拡声器組立工(1512)、自転車車輪組立工(1514)、映写機組立工(1514)、機械保全工(1551)

仕事の概要

原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各種の機械器具（電気機械器具、輸送機械及び計量計測機器・光

学機械器具を除く）の組立て・調整の仕事に従事するものをいう。

自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

1512 電気機械器具組立従事者

○（含まれる職種の例） 発電機組立工、電動機組立工、回転子製造工、コイル巻工、配電盤組立工、変圧器組立工、スイッチ組立工、電気通信機組立工、コンデンサー組立工、拡声器組立工、レーダー組立工、電子管製造工、蛍光灯ランプ製造工、電線製造工、電線紙巻工、ゴム絶縁工、光ファイバーケーブル製造工、半導体製品製造工、電子回路基板製造工（プリント配線板製造工、モジュール基板製造工）、太陽電池製造工、電子計算機組立工、エックス線装置組立工、電子顕微鏡組立工、電気機械製品製造・組立工、電気器具内部配線工、バッテリー（蓄電池）組立工、電気機械器具組立設備操作・監視作業員

×（含まれない職種の例） 伸線工(1499)、はんだ付工(1499)、電気時計組立工(1514)、電気機械器具検査工(1581)、ケーブル検査工(1581)、エナメル被覆工(1591)

仕事の概要

回転電気機械・配電盤・変圧器・送電装置・整流装置・電気通信機械器具・電球・電子管・電池・電線・電らん（纜）・その他の電気機械器具の製造・組立及び調整の仕事に従事するものをいう。

自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

1513 自動車組立従事者

○（含まれる職種の例） 自動車部品組立工、自動車（トラック）車台組立工、運転台組立工、荷台組立工、シャシー組立工（自動車）、車体（乗用車・バス）組立工、自動車配線工、ブレーキ調整工、自動車エンジン取付工、自動車電装品取付工、自動車計器取付工、自動車ぎ装工、オートバイ部品組立工、自動車組立設備操作・監視作業員

×（含まれない職種の例） 車台鉄骨曲げ工(1495)、板金加工職(1496)、ガス溶接工(1498)、自動車車台材料切断工(1499)、タイヤ工(1508)、自動車内張工(1509)、自動車検査工(1581)

仕事の概要

自動車部品の手道具による組立て、自動車車体の成形（板金作業を除く）・組立て（溶接専門を除く）、自動車車台の組立（車台の材料加工を除く）作業、自動車にエンジン・電装品・計器類を据付・ぎ（艀）装する仕事に従事するものをいう。

自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

1514 その他の機械組立従事者

○(含まれる職種の例) 航空機組立工、航空機ぎ装工、航空計器取付工、機関車組立工、電机组立工、車両鉄工、自転車組立工、船体ぎ装工、造船鉄機工、船台大工、電力計製造工、心電計組立工、ジャイロ計器組立工、温度計組立工、はかり組立工、時計組立工、時計調整工、電気時計組立工、顕微鏡組立工、映写機組立工、光学計器工、電気計測器組立工、光学レンズ工、コンタクトレンズ研磨工、心取工(レンズ)、ガラス目盛工、計器目盛工、眼鏡師、輸送機械組立設備操作・監視作業、計量計測機器組立設備操作・監視作業

×(含まれない職種の例) 造船組立工(鋼船)(1495)、索具工(1499)、船台大工(1506)、タイヤ修理工(1508)、内張修理工(1509)、エンジン組立工(1511)、船体塗装工(1591)、鉄道車両配管工(1666)、航空機配線工(1671)、鉄道車両配線工(1671)、金属目盛彫刻工(1497)、ぜんまい製造工(1499)、眼鏡つる製造工(1509)、レーダー組立工(1512)、時計検査工(1581)

仕事の概要

航空機・鉄道車両・船舶・軽車両などの自動車以外の輸送機械又はその部分品の加工・組立ての仕事、計量計測機器・時計・光学機械器具の組立て・調整、及びレンズ・プリズムなどの研磨・調整・コーティング・組合せ・目盛りの仕事に従事するものをいう。

自動化された生産設備を操作して、制御・監視の仕事に従事するものも含まれる。

1551 はん用・生産用・業務用機械器具・電気機械器具整備・修理従事者

○(含まれる職種の例) 機械修理工、内燃機関修理工、クレーン修理工、工作機械修理工、製粉機修理工、定置機関修理・保全工、建設機械修理・保全工、ポンプ修理工、圧搾機械修理工、印刷機修理工、機械分解工、機械保全工、紡績機械保全工、電気機械修理工、発電機修理工

×(含まれない職種の例) 機械組立工(1511)、はんだ付工(1499)、ペースト工(1501)

仕事の概要

原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各種の機械器具(輸送機械、計量計測機器・光学機械器具を除く)の部分修理・総修理・整備の仕事に従事するもの、又は回転電気機械・配電盤・変圧器・送電装置・整流装置・電気通信機械器具・電球・電子管・電池・電線・電らん(纜)・その他の電気機械器具の修理の仕事に従事するものをいう。

除外

金属部分の切削加工に専ら従事するもの(1493)

1553 自動車整備・修理従事者

○(含まれる職種の例) 自動車整備工、自動車エンジン整備工、自動車タイヤ整備士、自動車修理工、自動車エンジン修理工、オートバイ修理工

×(含まれない職種の例) 板金加工職(1496)、タイヤ修理工(1508)、内張修理工(1509)、自動車塗装工(1591)、自動車ガラスはめ込工(1669)

仕事の概要

自動車のエンジン・車体・シャシー・車体部品などの整備・修理の仕事に従事するものをいう。

除外

内張関係の修理の仕事に従事するもの(1509)、塗装の塗り替えの仕事に従事するもの(1591)、ガラスの入替えの仕事に従事するもの(1669)

1554 その他の機械整備・修理従事者

○(含まれる職種の例) 発動機修理工(航空機)、航空整備士、航空機修理工、電車修理工、自転車修理工、時計修理工、カメラ組立修理工

×(含まれない職種の例) タイヤ修理工(1508)、内張修理工(1509)、鉄道車両配管工(1666)、航空機配線工(1671)、鉄道車両配線工(1671)、金属目盛彫刻工(1497)、計器目盛工(1514)、ガラス目盛工(1514)、時計検査工(1581)

仕事の概要

航空機・鉄道車両・船舶・軽車両などの自動車以外の輸送機械又はその部分品の修理の仕事、計量計測機器・時計・光学機械器具の修理の仕事に従事するものをいう。

1561 製品検査従事者(金属製品)

○(含まれる職種の例) 鋳物製品検査工、金属製品検査工、溶接検査工、プレス検査工、金属切削製品検査工

×(含まれない職種の例) 金庫検査工(1581)、ケーブル検査工(1581)

仕事の概要

金属材料の製造などの生産活動、または金属材料の加工処理、金属の溶接・溶断における、中間生産物及び最終生産物の検査の仕事に従事するものをいう。

1571 製品検査従事者(金属製品を除く)

○(含まれる職種の例) 化学製品検査工、薬品検査工、ガラス製品検査工、土管検査工、検瓶工(ガラス瓶製造、瓶詰食品製造、飲料製造)、たばこ巻取検査工、繊維製品検査工、仕上検査工(紙・紙製品製造、皮革製品)、木材検査工、印刷検査工、漆器製品検査工

仕事の概要

化学製品、窯業製品、土石製品、食料品、飲料・たばこ、繊維、衣服、繊維製品、木製製品、紙製品、印刷・製

本、ゴム製品・プラスチック製品などの生産活動における、中間生産物及び最終生産物の検査の仕事に従事するものをいう。

1581 機械検査従事者

○(含まれる職種の例) 機械検査工、金庫検査工、クレーン検査工、工作機械検査工、建設機械検査工、ポンプ検査工、グリット検査工、ケーブル検査工、電気製品検査工、電気部品検査工、電気機械器具検査工、自動車検査工、航空工場検査員、鉄道検車手、車両検査係、試運転工、ロードテスタ、輸送機械検査工、光学機械検査工、計器検査工、時計検査工、レンズ検査工

仕事の概要

原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各種の機械器具の検査の仕事に従事するもの、電気機械器具の試験・検査の仕事に従事するもの、輸送機械(自動車を含む)、又は計量計測機器・光学機械器具の検査の仕事に従事するものをいう。

1591 画工、塗装・看板制作従事者

○(含まれる職種の例) 塗装工、船体塗装工、家具塗装工(漆を除く)、自動車塗装工、塗装設備制御・監視員(自動車など)、金属塗装工、ペンキ職、アニメーター、ちょうちん・うちわ・和傘絵付工、画工(窯業を除く)、図案工、エナメル被覆工、ピラ書き、看板製作工

×(含まれない職種の例) 陶磁器絵付工(1502)、まき絵師(1509)、漆塗工(1509)、装飾画家(1221)、け(罫)がき工(1499)、CGプログラマー(1104)

仕事の概要

紙・板・カンバス・銅板などへの絵描き・文字書きなどの仕事及び塗装、看板書きの仕事に従事するものをいう。

1592 製図その他生産関連・生産類似作業従事者

○(含まれる職種の例) 写真現像工、写真焼付工、写真修整工、製図工、トレース工、パタンナー、現図工、CADオペレーター、織物意匠図工、映写技師、水門操作員、温泉供給バルブ操作員、河川監視員、水位監視員、照明係(舞台・撮影所)

×(含まれない職種の例) 金属け(罫)がき工(1499)、心取工(レンズ)(1514)、印刷写真工(1507)

仕事の概要

写真現像・焼付・引伸しなどの仕事に従事するもの、建設工事・機械製作・造船などの目的のために、設計図・その他の図面作成及び原図写しの仕事に従事するもの、並びに船こく(殻)・板金構造物・鉄塔・橋りょう(梁)などの鉄

鋼構造物を製作するため、設計図から現図展開・型板取りなど他に分類されない生産関連作業の仕事に従事するもの、生産に類似する技能的な仕事に従事するものをいう。

輸送・機械運転従事者

1601 鉄道運転従事者

○(含まれる職種の例) 電車運転士、電車運転士見習、路面電車運転士、トロリーバス運転士、ケーブルカー運転士、モノレール運転士、レールバス運転士、電気機関士、電気機関士見習

×(含まれない職種の例) 運転指令(新交通システムを含む)(1301)、ロープウェイ乗務員(1639)、リフト運転員(1649)

仕事の概要

鉄道・軌道の電気機関車・ディーゼル機関車・蒸気機関車・電車などを運転・操作する仕事に従事するものをいう。

1611 バス運転者

○(含まれる職種の例) 営業用バス運転者、自家用バス運転者、送迎バス運転者、スクールバス運転者、貸切バス運転者、乗合バス運転者、マイクロバス運転者

×(含まれない職種の例) レールバス運転士(1601)、トロリーバス運転士(1601)、霊きゆう(柩)車運転者(1615)

仕事の概要

バスを運転する仕事に従事するものをいう。

1612 タクシー運転者

○(含まれる職種の例) 介護タクシー運転者、タクシー運転者、タクシー乗務員、乗合タクシー運転者、ハイヤー運転者

×(含まれない職種の例) 代行運転者(運転代行業)(1613)

仕事の概要

営業用乗用自動車を運転する仕事に従事するものをいう。

1613 乗用自動車運転者(タクシー運転者を除く)

○(含まれる職種の例) 自家用乗用自動車運転者、送迎運転者、役員車運転者、代行運転者(運転代行業)

×(含まれない職種の例) 自家用バス運転者(1611)

仕事の概要

自家用の乗用自動車を運転して役員・従業員若しくは来客を送迎する仕事、又は他人の求めに応じて、自家用乗用自動車の運転を代行する仕事に従事するものをいう。

1614 営業用大型貨物自動車運転者

○(含まれる職種の例) 営業用大型ミキサー車運転者、営業用大型バキュームカー運転者、営業用大型トラック運転者、営業用大型トレーラートラック運転者、営業用大型タンクローリー運転者

×(含まれない職種の例) 自家用大型トラック運転者(1616)、ロードローラー運転工(1645)、貨物自動車助手(1739)

仕事の概要

営業用貨物自動車(貨物自動車運送事業法に定める貨物自動車運送事業に用いる貨物自動車をいう。)のうち大型車(道路交通法施行規則に定める大型自動車及び大型特殊自動車をいう。)を運転する仕事に従事するものをいう。

1615 営業用貨物自動車運転者(大型車を除く)

○(含まれる職種の例) 営業用軽貨物自動車運転者、営業用普通トラック運転者、営業用軽トレーラートラック運転者、霊きゆう(柩)車運転者、塵芥収集車運転者、郵便運送自動車運転者

×(含まれない職種の例) 駅構内トラクター運転者(1639)、フォークリフト運転者(1639)、宅配配達人(1703)、郵便集配員(1703)、貨物自動車助手(1739)

仕事の概要

営業用貨物自動車(貨物自動車運送事業法に定める貨物自動車運送事業に用いる貨物自動車をいう。)のうち大型車(道路交通法施行規則に定める大型自動車及び大型特殊自動車をいう。)以外の貨物自動車を運転する仕事に従事するものをいう。

1616 自家用貨物自動車運転者

○(含まれる職種の例) 自家用軽貨物自動車運転者、自家用トラック運転者、自家用トレーラートラック運転者、自家用ミキサー車運転者、自家用タンクローリー運転者

×(含まれない職種の例) 駅構内トラクター運転者(1639)、フォークリフト運転者(1639)

仕事の概要

自家用貨物自動車(貨物自動車運送事業法に定める貨物自動車運送事業に用いる貨物自動車以外の貨物自動車をいう。)を運転する仕事に従事するものをいう。

1619 その他の自動車運転従事者

○(含まれる職種の例) 宣伝用自動車運転者、散水自動車運転者、清掃車運転者、レッカー車運転者

仕事の概要

バス・乗用自動車・貨物自動車以外の自動車を運転する仕事に従事するものをいう。

1624 航空機操縦士

○(含まれる職種の例) 航空機操縦士、パイロット、ヘリコプター操縦士

×(含まれない職種の例) 航空無線通信士(1249)、航空整備士(1554)

仕事の概要

航空機に乗り組み、機長又は副操縦士として航空機の操縦、その位置・針路の測定、航法上の資料の算出の仕事に従事するものをいう。

航空機に機関士として乗り組み、発動機・機体の整備・点検・取扱の仕事に従事するものも含まれる。

1631 車掌

○(含まれる職種の例) 列車車掌、車掌見習、ケーブルカー車掌、バス車掌、観光バス車掌

×(含まれない職種の例) 添乗員(1421)、ロープウェイ乗務員(1639)

仕事の概要

列車・電車・バスなどに乗務し、発車の合図、乗客・貨物の輸送、車内の秩序保持、切符の販売などの仕事に従事するものをいう。

1639 他に分類されない輸送従事者

○(含まれる職種の例) 船員(漁労船を除く)、水先人、駅構内係、信号係、転てつ手、駅構内トラクター運転者、遊漁船船頭、遊漁案内人(つり場案内)、ロープウェイ乗務員、フォークリフト運転者

×(含まれない職種の例) 船舶旅客係(1405)、リフト運転員(1649)、ロープウェイ機関操作員(1649)、ケーブルカー車掌(1631)、有料道路料金収受員(1301)、駅務員(1301)、車両計画事務員(1301)

仕事の概要

船舶(漁労船を除く)の機関の保全整備・水先案内・運転などの仕事、船舶の甲板における仕事、鉄道の操車・信号・転てつ(轍)・連結の仕事、フォークリフト運転者など、(1601)～(1631)に含まれない運輸の仕事に従事するものをいう。

1641 発電員、変電員

○(含まれる職種の例) 発電員、発電タービン工、発電保守員、変電員、変電保守員、送電員、発電機運転工、配電盤工(発電・変電)、給電員

×(含まれない職種の例) 電気メーター検針員(1257)、原動機運転員(1649)、電気工事作業員(1671)

仕事の概要

発電所・変電所・電気動力室において、発電・配電装置の操作・監視・点検・保守の仕事に従事するものをいう。

1643 クレーン・ウインチ運転従事者

○(含まれる職種の例) クレーン運転工、巻上機(ウインチ)運転工、コンベア運転工、デリック操作工

×(含まれない職種の例) エレベーター機械係(1649)、トラッククレーン運転工(1645)、ロープウェイ運転員(1649)、リフト運転員(1649)、玉掛技能工(1649)

仕事の概要

クレーン・デリック・揚貨装置・ウインチなどの運転・点検・調整の仕事に従事するものをいう。

除外

建設機械の修理・保全の仕事に従事するもの(1551)、採掘現場において手持機械・工具を用いて掘削等の仕事に従事するもの(1691)

1645 建設・さく井機械運転従事者

○(含まれる職種の例) 掘削機械運転工、ショベルマシン運転工、ブルドーザー運転工、コンクリートミキサー運転工、スクレーパー運転工、コンクリート舗装機械運転工、モータグレーダー運転工、トラッククレーン運転工、ロードローラー運転工、トラクター運転工(建設用)、くい打機運転工、井戸ボーリング工、ボーリング工(油井・ガス井)

×(含まれない職種の例) 耕作トラクター運転者(1461)、建設機械修理・保全工(1551)、ミキサー車運転者(1614)～(1616)、駅構内トラクター運転者(1639)

仕事の概要

掘削機械、道路工事用機械、整地用機械、コンクリート工事用機械などの建設用機械の運転・点検・調整の仕事、又は地上・海中において、機械を操作・運転して、地殻から石油・天然ガス・温泉(熱水・蒸気)・水を採取するための井戸掘削及び地質構造を調査するためのボーリングの仕事に従事するものをいう。

除外

建設機械の修理・保全の仕事に従事するもの(1551)、採掘現場において手持機械・工具を用いて掘削等の仕事に従事するもの(1691)

1649 その他の定置・建設機械運転従事者

○(含まれる職種の例) ボイラー・オペレーター(浴場を除く)、ポンプ運転工、ブロワー運転工、コンプレッサー運転工、ベンチレーター運転工、採油工、天然ガス採取工、水止工(油井)、ディーゼルエンジン機関士、原動機運転員、冷却装置運転員、エレベーター機械係、クレーン合図員、

玉掛技能工、リフト運転員、ロープウェイ機関操作員、ごみ処理プラント操作員、ごみ最終処分場重機オペレーター、ビル設備管理人、施設管理職員

×(含まれない職種の例) ボイラー・オペレーター(浴場)(1383)、定置機関修理・保全工(1551)、圧縮ガス製造工(1501)、井戸手掘工(1669)

仕事の概要

陸用蒸気機関の取扱い業務・保守・管理などの仕事、ポンプ・ブロワー・コンプレッサーの点検・調整・運転の仕事、地上・海中において、機械を操作・運転して、自噴又は促進されて自噴するものの採油、ポンプによる採油などの仕事、及びこれらを大タンクに送り込む仕事、冷凍装置、空気調節装置、エレベーターなど、(1641)～(1645)に含まれない定置機関・機械及び建設機械の点検・調整・運転並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。

除外

定置機械(発電、変電、送電、配電装置を除く)及び建設機械の修理・保全の仕事に従事するもの(1551)、採掘現場において手持機械・工具を用いて掘削等の仕事に従事するもの(1691)

建設・採掘従事者

1651 建設躯体工事従事者

○(含まれる職種の例) 型枠大工、型枠工、木製型枠工、型枠解体工、とび職、杭打工、建築とび工、鉄骨とび工、足場組み職、取り壊し作業員、鉄筋工、鉄筋切断工、鉄筋組立工、鉄筋成形工

×(含まれない職種の例) 鉄工(1495)、土木作業員(1681)、コンクリート鉄筋工(コンクリート製品製造)(1499)

仕事の概要

ビル、家屋などの建設工事に関連して、型枠の組立作業、とび(鷹)・鉄筋組立などの躯体関係の仕事に従事するものをいう。

1661 大工

○(含まれる職種の例) 大工、宮大工、大道具係(演劇)

×(含まれない職種の例) 木型大工(1506)、家具大工(1506)、船大工(1506)、小道具係(演劇)(1509)、型枠工(1651)、建築とび工(1651)

仕事の概要

家屋などの築造・屋内造作などの木工事の仕事に従事するものをいう。

除外

足場作り・棟上げ・柱の組立の仕事に専ら従事するもの(1651)

1666 配管従事者

○(含まれる職種の例) 配管工(プランバー)、鉄道車両配管工、水道工事工、鉛管工、給排水衛生配管工、空調配管工

×(含まれない職種の例) 地下ケーブル配線工(1671)、コンクリート管配管工(1681)、土管敷設工(1681)、ヒューム管接続工(1681)

仕事の概要

ガス管・水道管・蒸気管・通風管・輸送管の取付け・寸法取り・管曲げ・継ぎ手付けの仕事に従事するものをいう。

ビニル管の配管作業に従事するものも含まれる。

除外

土管・コンクリート管の敷設、電線管の取付け・曲げの仕事に従事するもの(1681)

1669 その他の建設従事者

○(含まれる職種の例) ブロック積工、タイル張工、炉修工、屋根ふき工、左官、左官手元、壁塗り工、木舞かき工、モルタル塗り工、漆くい(喰)塗り工、畳職、井戸手掘り工、潜水士、ガラスはめ込工、防水工、保温工、自動車ガラスはめ込工、保冷工、測量作業員、はつり工、内装仕上工、壁装工、サッシ工、切断穿孔工

×(含まれない職種の例) 測量士(1093)、塗装工(1591)、鉄骨工(1495)、板金工(1496)、溶接工(1498)、トタン屋根ふき工(1496)、石切工(1502)、コンクリートブロック製造工(1502)、かわら製造工(1502)、畳表製造工(1506)、クレーン運転工(1643)、掘削機械運転工(1645)、ボーリング工(油井・ガス井)(1645)、コンクリート打工(1681)

仕事の概要

コンクリートブロック等を用いて各種構築物の築造又は改修のための積上げ・目地詰めの仕事、タイル・テラコッタ等を柱・壁・床・浴槽などにセメントモルタル・接着剤等を用いて張り付け又は目地詰めする仕事、屋根ふき又はふきかえの仕事、土・モルタル・プラスタ・漆くい(喰)の壁材料を用いて、壁塗りなどの仕事に従事するもの、畳の仕立て・はめ込み・畳表の裏返しの仕事、その他、井戸手掘り、沈没船解体・海難救助などのための潜水、ガラスのはめ込みなど、(1651)～(1666)(1671)～(1691)に含まれない建設の仕事に従事するものをいう。

除外

金属材による屋根ふきの仕事に従事するもの(1496)

1671 電気工事従事者

○(含まれる職種の例) 送電線電工、外線電工、地下ケーブル配線工(送電線、配電線、通信線)、通信線配線工、電信機据付工、電気工事作業員、電気工事士、航空機配線工、鉄道車両配線工、電気保安工、電気通信設備士

×(含まれない職種の例) 電気工事技術者(1072)、電気器具内部配線工(1512)、電気機械修理工(1551)、発電員(1641)、変電員(1641)、配電盤工(発電・変電)(1641)

仕事の概要

送電線・配電線・通信線の架設・保守、電信機・電話機の据付け・保守、電灯・電気照明設備などの配線・保守、電気照明装置・電気機械器具の据付け・保守などの仕事に従事するものをいう。

除外

発電・変電・送電・配電装置の操作・監視・点検・保守の仕事に従事するもの(1641)

1681 土木従事者、鉄道線路工事従事者

○(含まれる職種の例) 土木作業員、コンクリート打工、土管敷設工、コンクリート管配管工、コンクリート練り工、アスファルト舗装作業員、造園土木工、ヒューム管接続工、線路工事作業員、線路保安員

×(含まれない職種の例) 土木技術者(1092)、ダム掘削工(1691)、トンネル掘削工(1691)

仕事の概要

建設現場又は土木工事現場で、土砂の掘削・根切り・埋戻し・締め固め、コンクリートの練りや充てん、U字溝・コンクリート管などの埋設、道路の修築・アスファルト舗装・コンクリート舗装などの仕事に従事するもの、及び鉄道・軌道のレールの敷設・保線の仕事に従事するものをいう。

1691 ダム・トンネル掘削従事者、採掘従事者

○(含まれる職種の例) ダム掘削工、ずい(隧)道工、トンネル掘削工、坑内採鉱員、石灰石採鉱員、石切工(採石場)、採石工、砂利等採取員、坑内運搬員、手選工、発破員、保安員(鉱山)

×(含まれない職種の例) 掘削機械運転工(1645)、石工(1502)、石積工(1502)、砕石工(山元を除く)(1502)、電気保安工(1671)、坑外運搬員(1703)

仕事の概要

ダム・トンネルを作るため、さく(鑿)岩機械・器具を用いて、さく岩掘進の仕事に従事するもの、及び地表・地下・海辺・海底・沖合・河床などにおいて、各種の鉱物を持機機械・工具により採掘・採取する仕事、坑道の保持強化・充てん(填)、坑内における資材・鉱物の運搬、鉱物の選別・破碎、採鉱の仕事などの鉱物の掘採・採取に関連する仕事に従事するものをいう。

除外

採掘現場において、専ら掘削機械、さく井機械、採油・天然ガス採取機械の操作・運転の仕事に従事するもの(1645)、(1649)

運搬・清掃・包装等従事者

1702 船内・沿岸荷役従事者

○(含まれる職種の例) 現場監督(フォアマン)、デッキ作業員、保管職員(上屋)、船内荷役作業員、沿岸荷役作業員、港湾荷役作業員

×(含まれない職種の例) フォークリフト運転者(1639)、巻上機(ウインチ)運転工(1643)、資材運搬員(1703)、倉庫作業員(1703)

仕事の概要

港湾において、船積貨物の船舶・はしけへの積み込み又は船舶・はしけからの取卸し、上屋などの荷さばき場への搬入又は上屋などの荷さばき場からの搬出、及び荷さばきの仕事に従事するものをいう。

1703 その他の運搬従事者

○(含まれる職種の例) 郵便集配員、郵便配達員、電報配達員、貨物自動車荷扱員、貨車積卸員、荷物運搬員、資材運搬員、原料運搬員、坑外運搬員、再生資源回収人(回収のみ行うもの)、引越作業員、倉庫現場員、倉庫作業員、牛乳配達員、新聞配達員、洗濯物配達員、宅配配達員、オートバイ宅配人、自動販売機商品補充員、荷造工、こん包工、袋詰工(荷造)、箱詰工(荷造)

×(含まれない職種の例) 郵便運送自動車運転者(1615)、再生資源回収人(卸売まで行うもの)(1324)、間伐・造材作業員(1461)、フォークリフト運転者(1639)、倉庫事務員(1271)、倉庫警備員(1453)、港湾荷役作業員(1702)、商品選別工(1739)、包装(ラッピング)工(1721)、営業用トラック運転者(1614)、(1615)

仕事の概要

郵便・電報の集配の仕事、運送店・駅・工場などでの貨物の運搬・積み込み・積卸しの仕事、倉庫での貨物の搬入・搬出・積卸しの仕事、荷物・商品の配達並びに輸送目的のためこん(梱)包の仕事に従事するものをいう。

1711 ビル・建物清掃員

○(含まれる職種の例) ビル・建物清掃員、建物洗浄作業員、ガラス拭き作業員、煙突掃除作業員、床磨き作業員

×(含まれない職種の例) ハウスクリーニング従事者(1712)、機械掃除工(1739)

仕事の概要

ビルや建物を対象として、ガラス・床・階段・手すり・洗面所などの清掃の仕事に従事するものをいう。

除外

他人の求めに応じて住宅の清掃の仕事に従事するもの(1712)

1712 清掃員(ビル・建物を除く)、廃棄物処理従事者

○(含まれる職種の例) ハウスクリーニング従事者、道路・公園清掃作業員、し尿汲取作業員、ごみ収集作業員、ごみ焼却作業員、産業廃棄物焼却処理作業員、列車清掃員、洗車作業員、白あり駆除作業員、消毒作業員、貯水槽清掃員

×(含まれない職種の例) ビル・建物清掃員(1711)、公園整備員(1739)、塵芥収集車運転者(1615)、ごみ処理プラント操作員(1649)、ごみ最終処分場重機オペレーター(1649)、ごみ選別作業員(1739)、機械掃除工(1739)

仕事の概要

建物、住宅(他人の求めに応じてのもの)、道路、公園及び列車・船舶・航空機などの清掃の仕事に従事するもの、及びし尿やごみの収集・運搬・処分の仕事に従事するもののうち、[1711 ビル・建物清掃員]に含まれないものをいう。

1721 包装従事者

○(含まれる職種の例) 包装(ラッピング)工、袋詰工(包装)、セメント袋詰工、たるしぱり工(しょう油醸造)、封印は(貼)り工、めん類結束工、レッテル(ラベル)は(貼)り工、箱詰工(包装)、シール貼り工、包装機械操作員

×(含まれない職種の例) 荷造工(1703)、こん包工(1703)、袋詰工(荷造)(1703)、箱詰工(荷造)(1703)

仕事の概要

品物を保護・保存し、携帯を便利にし、体裁をよくするため、各種の材料で包装する仕事に従事するものをいう。

除外

輸送の目的のため、品物の箱詰め、袋詰め・スチールバンド掛け・くぎ(釘)打ちなどのこん(梱)包の仕事に従事するもの(1703)

1739 他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者

○(含まれる職種の例) 機械掃除工、工場軽作業員、容器洗じよう工、瓶ふき工、公園草取作業員、グラウンドキーパー、潜水ポンプ押補助員、倉庫雑役人、用務員(学校)、貨物自動車助手、皿洗い人(調理見習いでないもの)、選瓶工、洗瓶工、検瓶工(再生資源回収)、公園芝刈作業員、洗濯物仕分作業員、商品選別工、建設現場軽作業員、公園整備員、ごみ選別作業員、再生資源選別作業員、危険物仕分作業員

×(含まれない職種の例) ゴルフ場芝手入作業員(1461)、検瓶工(製造)(1571)、公園清掃作業員(1712)

仕事の概要

機械の掃除、資材の整理、官庁・学校・商店・工場・倉庫・建設現場・駅・公園・病院などの雑務、及び他に分類されない労務的作業に従事するものをいう。

満年齢・勤続年数早見表

(令和7年6月30日現在)

誕生又は 入社之年		年齢又は勤続年数 誕生月又は入社月		誕生又は 入社之年		年齢又は勤続年数 誕生月又は入社月	
西暦	和暦	1～6月	7～12月	西暦	和暦	1～6月	7～12月
		歳・年	歳・年			歳・年	歳・年
2025年	令和7年	0	-	1985年	昭和60年	40	39
2024年	令和6年	1	0	1984年	昭和59年	41	40
2023年	令和5年	2	1	1983年	昭和58年	42	41
2022年	令和4年	3	2	1982年	昭和57年	43	42
2021年	令和3年	4	3	1981年	昭和56年	44	43
2020年	令和2年	5	4	1980年	昭和55年	45	44
2019年	令和元年	6	5	1979年	昭和54年	46	45
2019年	平成31年	6	-	1978年	昭和53年	47	46
2018年	平成30年	7	6	1977年	昭和52年	48	47
2017年	平成29年	8	7	1976年	昭和51年	49	48
2016年	平成28年	9	8	1975年	昭和50年	50	49
2015年	平成27年	10	9	1974年	昭和49年	51	50
2014年	平成26年	11	10	1973年	昭和48年	52	51
2013年	平成25年	12	11	1972年	昭和47年	53	52
2012年	平成24年	13	12	1971年	昭和46年	54	53
2011年	平成23年	14	13	1970年	昭和45年	55	54
2010年	平成22年	15	14	1969年	昭和44年	56	55
2009年	平成21年	16	15	1968年	昭和43年	57	56
2008年	平成20年	17	16	1967年	昭和42年	58	57
2007年	平成19年	18	17	1966年	昭和41年	59	58
2006年	平成18年	19	18	1965年	昭和40年	60	59
2005年	平成17年	20	19	1964年	昭和39年	61	60
2004年	平成16年	21	20	1963年	昭和38年	62	61
2003年	平成15年	22	21	1962年	昭和37年	63	62
2002年	平成14年	23	22	1961年	昭和36年	64	63
2001年	平成13年	24	23	1960年	昭和35年	65	64
2000年	平成12年	25	24	1959年	昭和34年	66	65
1999年	平成11年	26	25	1958年	昭和33年	67	66
1998年	平成10年	27	26	1957年	昭和32年	68	67
1997年	平成9年	28	27	1956年	昭和31年	69	68
1996年	平成8年	29	28	1955年	昭和30年	70	69
1995年	平成7年	30	29	1954年	昭和29年	71	70
1994年	平成6年	31	30	1953年	昭和28年	72	71
1993年	平成5年	32	31	1952年	昭和27年	73	72
1992年	平成4年	33	32	1951年	昭和26年	74	73
1991年	平成3年	34	33	1950年	昭和25年	75	74
1990年	平成2年	35	34	1949年	昭和24年	76	75
1989年	平成元年	36	35	1948年	昭和23年	77	76
1989年	昭和64年	36	-	1947年	昭和22年	78	77
1988年	昭和63年	37	36	1946年	昭和21年	79	78
1987年	昭和62年	38	37	1945年	昭和20年	80	79
1986年	昭和61年	39	38	1944年	昭和19年	81	80

注) 法令上、7月1日生まれの人、7月1日ではなく6月30日に満年齢がひとつ上がりますが、簡易に回答するために、この表のとおり満年齢が上がっていないものとして記入して差し支えありません。

6 よくある質問・関係法令

調査全般について

賃金構造基本統計調査とはどのような調査ですか。

主要産業に雇用される労働者について、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数などといった労働者の属性別にみたわが国の賃金の実態を、事業所の属する地域(都道府県)、産業、企業規模別に明らかにするため、国の最も重要な統計の一つとして法律(統計法)に基づく「基幹統計」に指定され、毎年実施しています。

調査結果はどのように利用されていますか。

調査結果は民間企業における賃金決定等の資料として広く利用されているほか、最低賃金の決定、労災保険の年金額算定の資料として、また、雇用・労働に係る国の政策検討の基礎資料として活用されています。

調査の対象となる事業所はどのようにして選ばれるのですか。

全国の常用労働者5人以上の民営事業所及び10人以上の公営事業所から毎年無作為に選んでいます。

総務省が整備する「事業所母集団データベース」を基に、都道府県・産業の種類・事業所規模ごとに区分(以下、「抽出区分」と記載します。)し、必要な数の調査対象事業所をそれぞれの区分においてランダムに抽出しています。

抽出作業の際、機械的に処理されるため、特定の事業所を恣意的に選ぶことはありませんが、「事業所母集団データベース」に登録されている事業所数の少ない抽出区分に属する事業所については、複数年連続で調査の対象となる可能性があります。ご了承ください。

事業所の常用労働者数が少ない場合は、調査対象にはならないのですか。

6月30日現在の常用労働者数が4人以下の事業所は調査の対象となりません。

また、5人以上でも、事業所の常用労働者数9人以下の場合で、他に複数の事業所があるなど、企業全体で10人以上となる場合も調査の対象となりません。

上記に該当する場合は、お手数ですが、調査票の提出先となっている各都道府県の労働局までご連絡をお願いします。

調査に答える義務はあるのですか。

本調査は、統計法第2条第4項に規定する「基幹統計」に指定されています。そして、同法第13条では、国の重要な統計調査である基幹統計調査について、「個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる」と規定し、調査項目に回答する義務(報告義務)が定められています。

また、同法第61条では、「報告を拒み、又は虚偽の報告をした個人又は法人その他の団体」に対して、「50万円以下の罰金に処する」と規定し、回答を拒んだり虚偽の回答をした場合の罰則も定められています。

回答内容の秘密は守られますか。

本調査は、統計法に基づき実施します。調査従事者には、調査で知り得た情報を他に漏らしはならない守秘義務(同法第41条)が課せられており、調査で知り得た秘密を他に漏らした場合の罰則(同法第59条「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」)も定められています。

調査で知り得た情報が税金徴収や監督指導など、統計以外の目的で利用されることはありません。

また、調査で集められた情報は、集計後は事業所や個人を識別できない形で利用されます。

調査には個人情報保護法が適用されないのですか。

統計法に基づいて行われる統計調査で集められる個人情報は、次の理由から個人情報保護法が適用されないことになっています。

- ・統計調査により集められた個人情報は、集計後は統計処理されることにより、個人を識別できない形で利用・提供されること。
- ・統計法では、統計以外の目的での調査票の使用が禁止されているなど、個人情報の取扱い

に必要な制度上の規律が厳格に整備されていること。

一括調査とは何ですか。

企業の傘下の調査対象事業所分の調査用品（調査票・記入要領等）を当省から本社等の指定先に一括送付し、調査対象事業所分の調査票を本社等がまとめて提出できる制度です。

利用にあたっては事前の申請が必要です。詳細はホームページをご覧ください。

調査の対象となる労働者について

労働者には事業所に 6 月 30 日現在いる者すべてが該当しますか。

6 月 30 日現在で貴事業所に雇われている労働者が該当しますが取締役、理事、事業主等で役員報酬が支払われている者、無報酬の家族従業者、海外勤務者、派遣された労働者（直接雇用関係のない者）、船員は含まれません。

ただし、通常の労働者と同様の基準で給与を支給されている役員や家族従業者については労働者に含まれます。

参考：「労働者として数えない者」（6 ページ）

派遣労働者や出向中の労働者は、どう扱えばよいですか。

派遣労働者については、派遣元事業主との間で雇用関係があり、派遣先とは指揮命令関係はあっても雇用関係はありません（労働者派遣法第 2 条）ので、貴事業所に派遣されている派遣労働者は貴事業所の労働者には含めません。

貴事業所が労働者派遣事業を行っている場合、雇用している派遣労働者は、貴事業所の労働者に含めます。

出向されてきた労働者については、原則として貴事業所の労働者には含めません。

ただし、貴事業所が出向元よりも多く出向労働者の賃金を負担している場合は、貴事業所の労働者に含めます。

参考：「労働者として数えない者」（6 ページ）

常用労働者、臨時労働者とはどのような労働者ですか。

常用労働者は「期間を定めずに雇われている労働者」、又は「1 か月以上の期間を定めて雇われている労働者」をいいます。

正社員・正職員だけのことなく、常時雇われている者という意味ですので、ごく短期間勤める人でなければ、大抵は常用労働者に含まれます。

臨時労働者は「日々又は 1 か月未満の期間を定めて雇われている労働者」が該当します。

呼称がパート・アルバイトの者であっても、1 か月以上の期間を定めて雇用されている者は、臨時労働者ではなく常用労働者に含まれます。

参考：「労働者の区分」（7 ページ）

育休、産休、病休、休職等により出勤していない労働者は調査の対象となりますか。

雇用関係がある場合は調査の対象となる労働者に含まれます。

休職中の労働者でも、抽出率 1 / 1（全員記入）の場合は、そのまま抽出労働者として記入、そうでない場合で抽出対象となれば、代わりに隣り合う番号の労働者を抽出・記入してください。

参考：「無作為（ランダム）な選び方の具体例」（10 ページ）

関係法令（抜粋）

統計法（平成 19 年法律第 53 号）

（定義）

第二条 （前略）

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

一 及び二 （略）

三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

（後略）

（基本理念）

第三条 （前略）

4 公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない。

（報告義務）

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

（後略）

（統計調査員）

第十四条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の実施のため必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

（立入検査等）

第十五条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（後略）

（調査票情報等の適正な管理）

第三十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置として総務省令で定めるものを講じなければならない。

一 行政機関の長 当該行政機関が行った統計調査に係る調査票情報、（後略）

（調査票情報等の利用制限）

第四十条 行政機関の長（中略）は、この法律（中略）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（後略）

（守秘義務）

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

二～六 （略）

（罰則）

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした個人又は法人その他の団体（法人その他の団体にあっては、その役職員又は構成員として当該行為をした者）

二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 （略）

個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

（第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二～七 （略）

調査票へのご記入ありがとうございます

謹 啓

厚生労働省が実施しております各種統計調査につきましては、かねてから格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「賃金構造基本統計調査」は、1948年（昭和23年）以降、毎年実施しており、全国の主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数等別に把握できる唯一の調査で、最も重要な統計の一つとして「基幹統計」に指定されています。調査の結果は、民間企業における賃金決定等の資料として広く利用されているほか、最低賃金の決定や労災保険の年金額の算定、また、経済、雇用・労働、福祉に係る国の政策検討の基礎資料として幅広く活用されております。

さて、この調査では、常用労働者5人以上を雇用する事業所のうち、統計理論に基づいて選定された事業所を調査対象としておりますが、このたび、令和7年調査において、貴事業所に調査をお願いすることとなりました。

つきましては、ご多用中誠に恐縮でございますが、この調査の趣旨、重要性をご理解いただき、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

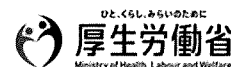
謹 白

令和7年7月

事業主各位

厚生労働省政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)

「賃金構造基本統計調査」を実施します



厚生労働省では、「令和7年賃金構造基本統計調査」を全国一斉に7月に実施します。

この調査は昭和23年より毎年実施しており、労働者の賃金等の実態を産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とし、国の実施する最も重要な統計のひとつとして、法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されています。

調査の結果は、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、各種政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしております。

調査の実施にあたっては、調査の対象となる事業所を無作為に抽出し、事業主の皆様には厚生労働省から調査をお願いいたしますので、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、是非とも調査にご回答くださいますようお願い申し上げます。

厚生労働省ホームページから入力支援機能付き Excel 形式の調査票をダウンロードして調査票を作成いただくこともできます。また、政府統計オンライン調査総合窓口（URL：<https://www.e-survey.go.jp>）から、オンライン回答をすることもできます。

厚生労働省 賃金構造基本統計調査のページはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/detail/>

賃金構造 事業主

検索



「賃金構造基本統計調査」の ご回答をお願いします

7月1日より「令和7年賃金構造基本統計調査」を全国一斉に実施します

Q.結果は、どのように役立っていますか

A. 民間企業での賃金決定・労務管理などの資料として利用されています。また、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度額の算定や、各種政策決定の際にも幅広く利用されています。

Q.どのような調査ですか

A. 「賃金構造基本統計調査」は、労働者の賃金の実態を、産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数などの別に明らかにするための調査です。国が実施する統計調査の中でも、最も重要な統計のひとつとして、統計法に基づく「基幹統計調査」に指定されています。

Q.対象は、どのように選ばれますか

A. 常用労働者を5人以上雇用する民営事業所及び10人以上を雇用する公営事業所の中から、統計理論に基づき調査の対象となる事業所を無作為で抽出し、調査への回答をお願いしています。

Q.調査は、どのように行われますか

A. 調査対象となる事業所には、調査票などの調査用品を郵送でお手元にお届けします。厚生労働省のHPには、調査に関するQ&Aや調査票作成に利用できる電子ファイルや計算支援ツールをご用意しております。また、政府統計オンライン調査総合窓口（URL：<https://www.e-survey.go.jp>）から、オンライン回答をすることもできます。賃金構造基本統計調査の趣旨と重要性をご理解いただき、調査にご回答いただきますようお願い申し上げます。

厚生労働省 賃金構造基本統計調査のページはこちら

賃金構造 事業主

検索

